

14.5-54



1200501213102

料 資 法 司

號 五 十 四 百 第

ソ
ヴ
イ
エ
ツ
ト
露
西
亞
民
法
(前
篇)

[禁轉載] 昭和四年十月

司
法
省
調
查
課



始



14.5-54



昭和四年十月

本號にはハインリヒフロインド氏著「ソヴェエツト露西亞民法」(一九二三年版)を邦譯收録したり

原著は露西亞に於ける民事法規を網羅し其改廢の経緯を明かにし必要に應じて註を附したり革命後に於ける同國の社會生活が如何なる秩序により行はれつゝありやを知るに便なり茲に分冊紹介の勞を取り筆寫に代

發行所寄贈本

司法大臣官房調査課



| | |
|---------------------------|---|
| B、民法々典の内容の概観 | 三 |
| (二) 手形法 | 五 |
| (三) 親族法 | 五 |
| (四) 訴訟手續 | 五 |
| A、新裁判所の構成 | 六 |
| B、民事訴訟 | 六 |
| A、身分證書及び婚姻法、親族法、後見法に関する法典 | 六 |
| 第一編 身分證書 | 六 |
| 第一章 身分證書登記部 | 六 |
| 第二章 登記簿記載手續 | 六 |
| 第三章 身分證書登記手續 | 六 |
| 第二編 婚姻法 | 六 |
| 第一章 婚姻締結の方式 | 六 |
| 第二章 婚姻締結の具體的要件 | 六 |
| 第三章 婚姻の無効 | 六 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 第四章 婚姻の取消 | 一〇二 |
| 第五章 配偶者の権利及び義務 | 一〇三 |
| 第三編 親族法 | 一〇四 |
| 第一章 系 統 | 一〇四 |
| 第二章 親子の身分上の権利義務 | 一〇七 |
| 第三章 子の財産上の権利及び義務 | 一〇九 |
| 第四章 親族關係者の権利及び義務 | 一一三 |
| 第五章 養子縁組の件 | 一二六 |
| 第四編 後見法 | 一二七 |
| 第一章 後見の機關 | 一二七 |
| 第二章 後見及び保佐の任命及び廢止 | 一二八 |
| 第三章 後見人の任命及び解任 | 一三五 |
| 第四章 被後見人の身柄に對する監護、被後見人の財産の管理及び後見機關の責任 | 一四〇 |
| 本名及び別命を變更する權 | 一四五 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 社會救済人民委員會の指導より後見を分離せしむるの件 | 一四七 |
| B、財産権關係に於ける私法上の基礎權に關する命令 | 一四八 |
| A、物 權 | 一四九 |
| B、債 權 | 一五〇 |
| C、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典施行令 | 一五三 |
| D、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典 | 一五三 |
| 總 則 | 一五三 |
| 第一章 通 則 | 一五三 |
| 第二章 權利主體(人) | 一六四 |
| 第三章 權利の目的(物) | 一六四 |
| 第四章 法律行爲 | 一六四 |
| 第五章 訴權消滅の時効 | 一六四 |
| 物 權 | 一六七 |
| 第一章 所有權 | 一六九 |
| 第二章 建築權 | 一六九 |

四

| | |
|----------|-----|
| 第三章 物の質入 | 三〇一 |
|----------|-----|

目 次 終

目次

農業法典 (R. S. F. S. R. の) 1
労働法典 (R. S. F. S. R. の) 2
全露中央執行委員會 3
民法々典 (R. S. F. S. R. の) 4
民法々典施行令 5
法律及勞農政府布告全書 6
官報 7
最高裁判所——最高裁判所 (R. S. F. S. R. の) 8
最高經濟會 9
ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國 10
人民代議員會 11
社會主義ソヴェット共和國同盟 12
刑法々典 (R. S. F. S. R. の) 13

索引

Agri. GB — 農業法典 (R. S. F. S. R. の)
Arb. GB — 労働法典 (R. S. F. S. R. の)
A. Z. E. K. — 全露中央執行委員會
B. G. B. — 民法々典 (R. S. F. S. R. の)
E. V. — 民法々典施行令
G. S. — 法律及勞農政府布告全書
Iswestijn — 官報
OGer — 最高裁判所——最高裁判所 (R. S. F. S. R. の)
O. V. W. R. — 最高經濟會
R. S. F. S. R. — ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國
R. V. K. — 人民代議員會
S. S. S. R. — 社會主義ソヴェット共和國同盟
StG. B. — 刑法々典 (R. S. F. S. R. の)

VK. II — 人民委員會——各省に當る
W. S. J. F. — ソヴィエツト司法週報、モスクワ、1922年發刊

- W. A. F. — 法律の歴史
- R. E. G. B. — 法律の歴史
- G. A. M. F. — 法律の歴史
- OGT. — 法律の歴史
- Yvonqin — 法律の歴史
- G. P. — 法律の歴史
- R. G. B. — 法律の歴史
- V. N. E. K. — 法律の歴史
- Z. P. G. B. — 法律の歴史
- V. G. O. B. — 法律の歴史

法律の歴史

可法資料 第四百十五號 ソヴィエツト露西亞民法(前篇)

一九一七年の十月革命より現在に至るまでのロシアに於ける法律の發達は、明瞭に截別せられたる二箇の時代を包含し居るなり。即ち第一期は一九二一年の初め頃を以て終局するところの時代にして、共產主義への努力を以てその特徴とし、第二期は所謂『新航路』の時代にして、共產主義よりの離叛と、及び特有の資本主義的經濟組織とを以て其の特徴となす。而してこの經濟組織は、レーニンに倣ひて、國家資本主義と呼び做され居るものなり。されどこれ等の努力がその下に於て成し遂げられたる統治形態に至りては、兩時代に互りて共通なり——即ちプロレタリアートの獨裁これなりとす。



伯林辯護士 著

一九一七年の十月革命より現在に至るまでのロシアに於ける法律の發達は、明瞭に截別せられたる二箇の時代を包含し居るなり。即ち第一期は一九二一年の初め頃を以て終局するところの時代にして、共產主義への努力を以てその特徴とし、第二期は所謂『新航路』の時代にして、共產主義よりの離叛と、及び特有の資本主義的經濟組織とを以て其の特徴となす。而してこの經濟組織は、レーニンに倣ひて、國家資本主義と呼び做され居るものなり。されどこれ等の努力がその下に於て成し遂げられたる統治形態に至りては、兩時代に互りて共通なり——即ちプロレタリアートの獨裁これなりとす。

共産主義の兵站は主として政治的のものでありき。即ちこの段階は、有産階級に對する獨裁者階級の戦闘を以つて充たされ、前者の破壊に奉仕し、且つ、その破壊的意志に於て、また暴力の手段による世界革命を西ヨーロッパに移植せんとする努力に於て、自國の經濟的必然に對しては何等の顧慮をも拂はざりし時代にてありき。否、それは新政府が未だ自己生存の保證に全力を盡さざるべからざりし間は當然爲し得ざりし所なりしなり。而してソヴェット政府はブルジョア階級との戦闘に於て、社會變革の歴史上未だ曾つて一の革命階級も然ること無かりし程の完全さに於て捷ち残り。帝政ロシアの社會組織は、その階級的編成と及びそのうへに立てりし所有關係と、最も何物をも遺さざりき。貴族、舊官僚、地主階級、商人階級は一掃され根絶せしめられ終はれり。かくして其處に残りたるは農民と労働者なりしなり。乃ち労働階級と一部の知識階級の混成するソヴェット官僚が新たに生まれたり。

この労働指導者等の政治的の凱旋行列は自國の生産力を犠牲にして贏ち獲られたるものなりき。有産者のその所有よりの排除は、彼等より奪取せし財物の無産者に於ける分配をば、新財物の生産に對して充分なるエネルギーを殘さざる程に押し進めたり。労働者等は企業の支配權を掌握して企業主と成れり。されど果してその經營がなほ何物かを生産するや否やといふことは殆んど問題とせられざりき。人々は現存の財物をばその從來の所有者より能ふ限り奪取せんと企て、それ等を分配し、また政府の、特に軍隊の、需要に利用することに忙がしかりしなり。斯くして有價物は、逃亡によりて群的に搾取過程を通れんことを

欲せしむし國外移住のブルジョアが之れを國境の彼方に持ち去らざりし限りし。而してそれは大規模に行はれたりし時の経過とともに、政府の收容するところと成り終はれり。而して終ひに、甚だしき經濟生活の混亂が随伴せられ、爲めに政府自身も、冷酷に進みゆく貧窮のなかに没落し去らんかと危ぶまるゝに立ち至れり。かの一九二一年春に於けるクロンスタットの叛亂は、ソヴェット政府が陥り居たりし危機をば明らかに照らし出せしものなりしなり。

茲に於てか政府は經濟政策に於て一の新たな航路を採らんと決心せり。等閑に附せられ居たりし經濟が自己の權利を要求せしなり。政府は經濟生活の復興に對して熱心なる注意を拂ひ始めたり。政府が生産装置を社會主義的の金錢なき經濟の埒内に於て生産力あらしめんとすることに失敗し、且つまた、破壊せられたる生産手段をば、共産主義の經濟形態——それはロシアの經濟の文化段階に於ては到不可能のことにてありき——の維持のもとに於て更新することは、急速の決定に差し迫り居る諸事情を放置し置くよりも尠るかに多くの時間を要すべしといふ事實に直面するに及んで、救済はただ資本主義についてののみ之れを期待し得るにすぎざりき。然るに國內には資本は最早や充分の程度に存じ居らざりしため、人々は止むを得ず外國に向つて秋波を送らざるを得ざることとなり。ロシアが復興のために必要とするところの資本は、ただ資本主義諸國よりしてのみ之れを期待し得べかりしなり。かくして吾人は、一九二〇年から一九二一年への移り目に於て、將さに外國と關係を取結ばんとする間

際に在るソヴェット政府を發見するなり。而してこの努力に當りて主要なる障礙をなしたるは、世界の信用の缺如なりき。共產主義實驗の時代は、權利の保證が全然喪失せられたる結果を隨伴し居たりき。されば外國は、ロシアに無法律の状態が存続する以上、必要なる資本の投下はただ法的保證が創り出されたる場合に於てのみ敢て爲し得らるべきものなることを、赤裸に表明せり。ソヴェット政府はこの必要なることを拒ばざりき。而して彼等は、彼等の成立の當初に於て舊法を破壊し去らんと努めたる其の同じ精力を以つて、いまや、新らしき法律を産み出すことに移れり。而してこの辛苦の結果が一全系列の立法的勞作なりしなり。實にこれ等の立法的勞作の使命は、國土の生産力を高揚せんがために、所謂『革命的法律性』を安定せしめ、以つて、外國に對し、この新らしき法治國家に於ては彼等の資本を徒らに危険に曝すものに非ずとの確信を與ふることならざるべからざりしなり。この新法律制度は、共產主義時代の結果と、資本主義と呼べるゝところの經濟組織との、中間物をなし居るものにして、既に前に、國家資本主義として其の特性を描き置きしものが即ちこの中間物たるなり。

法的保證の創建の問題は、一九二一年十一月三十一日を以つて、第九議會により、『新經濟政策及び産業の問題に關する決議』に於て公表せられしが、それは次の如く定式化せられ居たるなり。

『ソヴェットロシアの勞働國の捷利は、假令永續的ならずとも兎も角一時的の平和を齎したり。いまや對外的及び對内的戰線に於ける戰爭の中止より轉じて經濟的復興へ移ることは可能となれり。この時

に當りて、次になすべき仕事は、革命的法律性の嚴然たる原則をば、生活の一切の領域に互りて採用することなりとす。政府の機關及び官吏の嚴重なる責任、並びにソヴェット政府の發せし法律及びそれによりて保護せらるべき法的秩序に對する侵害による國民の責任は、國民の人格及び財産に對する保證を強固にすること、相提携して進むべきなり。』

『革命の過程中に生じ、また政府の施せる經濟政策の領域に於て發生せる諸關係の新形態は、法律となりて現らはれ、裁判所によりて保護せらるべきなり。財産關係の領域に於ける一切の種類の係争を決定するためには、鞏固なる私法上の法規が創られざるべからず。政府機關と契約關係にあるところの人民及び團體は、自己の權利が保護せらるべしといふ確證を得ざるべからず。ソヴェット共和國裁判所は相當の高さに引上げらるべきなり。』

この綱領は極めて急速に實行せられたり。既に一九二二年には、手形法、刑法々典、刑事訴訟法、勞働法典、農業法典、民法々典、等の基本的法が公布せられたり。而して民法々典は一九二三年一月一日を以つて施行せられたるなり。またやがて間もなく新民事訴訟法も通過せられたり。

總て之等の法律は新たに作製せられたるものと稱せられてあり。舊帝政の法を改修せんとするが如き思想は、ソヴェット政府の最初より退けたるどころなり。尤も、資本主義精神はこれを缺くこと能はず。されどこの資本主義たるや、ソヴェット政府が共產主義時代に宣明したる根本原則と調和せしめられず。

るべからざるなり。かくして、一方に於ては當初の社會主義の方向を成就せしめざるべからず。他方に於ては個人主義に依存する資本主義に對して門戸が開かれて、この間に生せる乖離は、この新立法に極印を捺しつけ居るなり。されば新法律、特に新民法々典は、ただソヴェット政府のもとに於ける法の歴史的發展よりしてのみ、初めて理解し得らるゝなり。吾人は當初の社會主義的發展を熟知するに非れば、資本主義への復歸が爲し遂げられたる方法を理解すること能はず。而して茲にはただ民法に關する限りに於てこれを追求せんとするものなり。

一、民法の排除

十月革命によりて覇權を奪取したりし勞働者政府の第一の目的は所有階級の破壊にてありしが、この目的はただ、資本主義のうへに立てる舊民法が同時に排除せられて初めて到達し得らるべきものなりき。而してこの過程は、一年のうちに、即ち一九一八年の末頃には既に完成し居たるなり。抑々既存の法秩序に對して第一撃を加へたるものは一九一七年十一月二十四日の裁判所の組織に關する第一命令にてありき。即ちこの命令に於て既存の通常裁判所、區裁判所、控訴裁判所及び行政部、陸海軍々事裁判所、並びに商事裁判所は廢止せられて、之れ等に代ゆるに選舉に基ける裁判所が設置せられたり。これに應じてまた豫審判事、檢事及び辯護士の制も廢止せられたり。而してまた之れと同時に、新設の地方裁判所はその判決

に當りて轉覆政府（帝制政府並びにケレンスキ政府）の諸法律は、ただそれ等が革命によりて廢止せらるべきものに非ず且つ革命良心及び革命法意識に牴觸せざる限りに於て、之れを適用することを得と規定せられたり。これを以つて、先づ第一に、從來の意味に於ける法的保證は除去せられ終りたるなり。次に形式上未だ廢止せられ居らざる舊法の各規定は、若しその適用が革命の利益に於て望ましからざる、新らしき階級的裁判所の裁量によつて思はるゝときは、個々の場合に就き之れを無効ならしむることを得たり。かくして所有階級の所屬員は、新らしき裁判所の實際が新規定につきて爲せる頻繁の使用のために、事實上無權利にされ終はりたり。即ち、ブルジョア階級に所屬するといふこと自身が既に、（彼等の）無用の理由を附したる要求をば排除するに充分なりしなり。その後一年にして、一九一八年十一月三十日の命令に於て、舊法の適用は全般的に禁止せられたり。然れども既にそれまでの間に於ても、具體的に、舊民法の各箇所は次々に、一系列の命令によりて除去せられ居たるなりき。先づ第一に廢止せられたるものは物權法にして、これは、土地所有に關する限りのものは全然除去せられ、動産物及び建造物に關する限りに於ては其の大部分が廢止せられたるなり。耕地に於ける土地（Grund und Boden auf dem Lande）の私有權は、既に一九一七年十月二十六日の耕地令、及び、一九一八年二月十九日の土地社會有に關する命令によりて除去せられ、且つ、耕地、土地埋藏物、河川湖沼、山林及び自然動力に對する各私有權は永久に廢止せられてあるべきことが宣言せられたり。而して私有權の代りに公法的の利用權なるものが現れ、

この利用権は苟くも自己の勞働によりて土地を耕作するの意志さへあらば誰人にも與へられたり。右に擧げたる後の方の命令の第十三條に曰く——
 『農耕地の利用に對する權利の一般的にして且つ原則的の源泉は個人的勞働なりとす。これ以外に、ソヴェエツト政府の機關には、農業文化を高めるために（模範農場若しくは試験田畑及び模範田畑を設け置るために）保有領地（從來、僧院若しくは國庫に所屬し居りしもの、皇室領、内閣領、及び地主の領邑）のなかより、一定の割地をば、國家の支拂ひを受くる勞働力によりて耕作せしめ得るの權利が與へられてあるなり。』

都市に於てこの農業の規定に相當するものは、一九一八年八月二十日の都市に於ける私有權の廢止に關する命令なりき。この命令に於て一切の土地私有はまた都市に於ても廢止せられたるなり。これと同じく建造物も大部分は地方團體の所有たることが宣言せられ、而も人口一萬以上の都市に於ては、一定の標準以上の價格の一切の建造物は地方團體の所有となれり。而して住民は自己の利用する空間に對して市町村に報酬を支拂はざるべからざりき。この報酬は同命令に於ては用益賃借料と呼ばれてあれど、寧ろこれは利田料と名付くるを以つて正しとす。如何となれば其處には私法上の意味に於ける用益賃借契約若しくは賃貸借契約といふが如きものは存し居らざるが故なり。即ち寧ろ、占有といふ單なる事實が、賃料納付の義務を發生せしめたるなり。かくして、自己の家屋に自身居住し居らざる家屋所有者は、何等の賠償も

受くることなくして、排除せられたるなり。

都會地のうへに立てる抵當權は、それが一萬ルーブルを越えたるものなる限りは、その全額に於て無効とせられたり。而して右の金額以下の抵當權は國家の債務たることを宣言せられ、それぞれ相當の處置を執られたるなり。即ち、債權者が富裕なりし限りは、前同様に無効なることを宣言せられ、ただ債權者が小ブルジョアに所屬せし者なりし場合のみに限り、記名せるロシア共和國新公債證書によりて代償せられたるなり。即ち、この場合に於ける抵當權は土地との關係を消されて、土地は解かれ、その抵當權は新政府の有價證券によりて代償せられたるなり。土地所有權及び建造物に關する法律行爲を禁止するといふことは、既に、一九一七年十二月十四日の命令によりて宣言せられ居るところなりしなり。

この立法によりて物權法は、事實上、既に殆んど大部分消滅せしめられて、公法的性質の規定によりて取り替えられたり。また之れと同時に、土地の用益賃借及び場所の賃貸借に關する債權法の諸規定も最早適用せられざることゝ成れり。

動產物件に對する私有權は、無數の讓渡禁止によりて規定せられたる一定の制限内に於てのみ、なほ存続したりと雖も、これも廣大なる沒收と徵發に對してはただ不充分に保護せられ居たるに過ぎず、且つまたこれとの取引に關する私法的規定、即ち債權法、は殆んど何等の意義をも有し居らざりき。如何となれば大抵の貨物との取引は禁止せられ居たるが故なり。このことは特に農產物に就きて然り。即ち農產物は

一般に取引をなすことを許るされずして、國家若しくは地方團體に引渡さざるべからざりしなり。更らにまたこのことは織物及び金屬等の部門の物品及び揮發油製品につきてもまた然りしなり。即ち取引なるものは、それが兎も角も行はれ居る限りに於ては、假令屢々黙認せられ居たるにせよ、大體不法なるものなりしなり。而して取引は専ら然りし譯けには非ざりしかど、主として現金賣買若しくは物々交換の形に於て執り行はれたるが故に、一の法律上の規定も無くして濟ませ得たるなり。貨物の取引は、それが適法なるものなる限りに於ては、國家の監督のもとに於て、而も本質的には矢張り物々交換の形に於て執り行はれたり。その他なほ古物取引 (Althandl.) が盛んに行はれたり。即ち従來の職業によりて自己の生計を獲る可能性を奪ひ去られし人民は、昔より持ち傳へ來りし金目の物品 (Wertstücke) をば屢々路上取引に於て手放すべく餘儀なくせられ、若しくはまた之れを田舎に持ち行きて、次第に紙幣を拒絶し始め居たる農民から生活資糧を受けざるべからざりき。

さらにまたソヴィエツト政府は、一九一八年四月二十七日の相續權廢止に關する命令によりて、いまだ度私有權に對して侵害を加へたるなり。即ち全命令によりて、國家が唯一の相續人として定められたり。また一九一八年五月二十日の贈與に關する命令は、贈與物の價格が一萬ルーブルを越ゆる限りに於ては之れを禁じ、且つ、一十萬ルーブルより一萬ルーブルまでの贈與に對しては公證登記を規定せり。

かくして人民の取引權 (Verkehrswelt) の諸規定は大部分廢止せられ、残りの部分も個人取引を弱める

ことによりて、不用化せられたるなり。既に前に掲げたる一九一八年十一月三十日の命令は、帝制政府の法律の適用を禁じ居れど、これは、私法の領域に於ては、殆んど、なほ何等かの新味を意味するといふ譯のものには非ざるなり。

更らにまた労働契約權に至りては一層大なる意義を與へられたり。即ちこれ亦幾多の規定によりてその私法的性質を喪失し、専ら、公法的性質のものとなりしなり。(註、一)

(註、一) 拙著、ソヴィエツトロシアの労働法典、一九二二年出版、ハンブルグベルリン、一九二三年、參照。

私法のうちにて除去せられざりし唯一の領域は親族法なりき。即ち全法は既に一九一七年に於て、『民法上の婚姻 (die bürgerliche Ehe) 子、及び身分取扱官廳登記簿の記載』並びに『離婚』に關する一九一七年十月十八日及び十九日の命令によりて、先づ第一に假りに規定せられ、その後、一九一八年に至りて、身分證明書、婚姻法、新族法、及び後見法に關する法典のなかに編纂せらるること、成れり。この法典はなほ今日に於ても效力を有し居るものにして、これは、かの、從來ロシアに行はれ居たりし、教會の基礎のうへに立ちて既に朽廢せる法律狀態に對抗して、近代の見解をば實施し居るものにして、なほ詳しくは後の方にて論ずべし。

訴訟法は一九二〇年に至りて、人民裁判所に關する命令に於て法典化せられたり。而してこの法律もま

た舊法の廢止を主張し居るものなり。第二十二條に規定して曰く

『人民裁判所は訴訟事件の判決に當り勞農政府の命令を適用するを要す。萬一適切なる命令無きか若しくは當該命令にして缺陷を呈示し居るときは全裁判所は社會的法律觀念を規矩となさざるべからず。民事及び刑事事件に於いて轉覆政府の法律を援用することを禁す』

而して、既述の如く、親族法を除けば組織的なる私法々規は存し居らざりしが故に、且つまた個々の問題につきて時折に發せられたる命令は殆んど大部分の私法の領域をば、西歐の法律の意味に於て云へば、何等規定することなくして放置し居たるが故に、右の人民裁判所に關する命令第二十二條の原則は、裁判官は極めて自由なる裁量によりて、及び一切の場合に舊法に歸還することなくして、判決の言渡を爲し得たりしこと、而してこの裁量は單に社會主義的法律觀念に於てその限界を發見し居たるに過ぎざりしことを意味し居るなり。されば人民裁判所は、事實に於て、自由に法を創定し得るの位置を獲得し居たりしなり。若し斯く云ふことを許るざるゝとすれば、こは、制限されたる行軍路を有するところの共產主義的自由法制なりと言ふことを得べし。

即ち、吾等の意味に於ける私法上の交渉は存し居らざりしが故に、人民裁判所の裁判は、民事事件が問題となる限り、その主要なる活動をばたゞ親族法の領域のうへに於てのみ展開せしめたるなり。

二、『革命的法律性』への轉移

ブルジョアジーに對する破壊が進捗せる度合に應じて、ソヴェエツト政府並びにその機關の革命的エネルギイも衰退し行かざるを得ざりき。政治組織は既に完成を見たり。獨裁者等は國內及び國外の一切の敵に對して自からを支持し得たり。かくして彼等の權力の安定は、彼等をして、經濟的に望みなきことが證明せられたる共產主義的實驗の繼續を放棄して以つて、或る程度に於て資本主義に立ち歸らんとするの決心をば、容易ならしめたりき。如何となれば、いまや彼等は、私權 (Privatinitiative) の蘇生及び個人的營利衝動の解放が或は地方の反革命的諸勢力をば動員するやも測られずといふことを懼るゝ必要が最早や無かりし故なり。また他方に於ても、既に述べ置きし如く、若し全經濟組織を崩壊せしむることなからんとすれば、復歸は回避すべからざるところなりしなり。

一、特許

新經濟政策への途に於ける第一歩は、一九二〇年十一月二十三日の特許に關する命令の發布によりて爲されたり。この命令は、資金をばロシアに投下せんと欲する外國資本家に對して、自國人と異なる一の例外的位置を與へ居るものなり。即ち外國資本家に對しては、その投資せる財産は國有化、沒收、徵發せられ

得ざることを、及びまた、特許受人と締結せられし契約は如何なる政府の處置によりても一方的に變更せられ得ざること、が保障せられ居るなり。即ち、特許受人に對して一種の私法的治外法權が保障せられたるなり。而してこれが基礎は特許契約たらざるべからざりき。法律的に之れを云へば、特許契約は一の特別法にして、それ以前及び以後の一切の法律に優れり。而してソヴェット政府側に於ける該契約に對する尊敬は、事實上、全政府が現在甚だ多數の同種類の契約の締結に就きて有し居るところの、而して恐らくなほ當分の間は保たるゝなるべき利益によりて、保證せらるゝものと思はる。この特許法は、時の經過と共に、既に幾多の大なる特許契約の締結に導きたりき。而して、政府に個々の契約を結成するにつき極めて廣汎なる全權を附與し居るところのこの命令の概括的なる編成方法は、全契約をば在りて凡ゆる經濟的要求に適應することを可能ならしめ居るなり。この適應は、破壊し去れる經濟の再建に、高き程度に於て奉仕しつゝあり。

されど、この再建への第一歩は、國人の法律關係もまた再び保護のもとに置かるゝに至らざる限り、不完全のものなりしことは當然のところなりとす。されば、外國の特許受人に與へられたる權利の保護は、當然、一般の權利の保障が設定せらるゝといふ結果とならざるを得ざりしなり。而してこのことは既に特許受人自身の利害に關係するとなりき。抑々、特許契約は、それが經濟生活に於て演ずるやうに任せられ居たる所由の大なる役目に於て、また種々雜多なるロシアの人口圏との屢々の接觸に於て見通しもつかざ

る當面の諸法律關係を規定すること能はずして、たゞ最重要の點に限定せらるゝに過ぎず。なほ且つ、現存の法秩序に依存せざるべからざりしなり。このことは、勞働契約の問題につきましては、既に特許命令そのものゝなかに表明せられてあり。即ち全命令には、ロシアの勞働者の雇傭に際しては、ロシアの勞働法規を遵守すべきことが規定せられ居るなり。而してその他の諸法律關係に於ても、この國の法律 (lex loci) が適用せられ居るは、事の自から當然なるところとす。されば、若し特許受人にしてロシア人民と營業的の交易をなさんと欲せば、これが大規模且つ永續的に可能となるは、たゞロシア人もまた法律上保護せらるゝ場合のみに限るなり。

されど、特許受人の利害によるよりもなほ一段高き度合に於て、人民を國土の復興に吸引する興味によりて權利の保障を設定することの不可避なることが明らかと成れり。而してそれはまた、人々が外國の特許受人から支配さるゝようになることに對して自からを防ぎ、従つてそれ故に、レーニンが一九二〇年十二月二十日の演説 (ロシア通信、第二卷、第一一二號、一三頁、參照) に於て論じ居るが如く、自己の勞働に於ける特許事業を之れと相拮抗せしめざるべからず。といふ理由よりしても、不可避なることなりしなり。かくして、個人の權利 (Privatinitiative) と、及び勞働の成果に對する個人の利己的興味とのみが、人間の本性上、それなくては充分なる量と質との價值を創造することは不可能に見ゆるがごとき程度の勞働意志をば成熟せしむることは不可能なりといふ意見が實行せられ、而も、この意見は、最早や共產主義

イデオロギイを支持すること能はざりし如き強制的確乎さを以つて遂行せられたり。

(二) 國家資本主義への轉移

抑々この發端をなせるは、食糧及び原料賦課の實物税 (Naturalsteuer) による代償に關する一九二一年三月二十一日の命令にてありき。即ちこれによりて農民は初めて、實物税を國家に納付したる後その産物の殘餘をば自由取引に於て販賣することをば、再び許るされたるなり。而して全命令は單にそれ以後の一系列の規定のアウトタクト (Ausfallt II 詩の初頭の弱き綴音) たるに過ぎざりき。即ちこれ等の規定の結果、たゞ大工業、外國貿易及び輸送組織のみがなほ國家の手に保留せられて残り、中小工業並びに國內取引は大體に於て解放せらるること成れり。

茲に於てか、法律の保障を設定するにつき機會が與えられたるなり。如何となれば、法律の保障なくしては、經濟力の自由なる活動を蘇生せしめ、且つまた、之れなきが爲めに衰滅を懼れられ居たる所由の外國の信用をば獲得せんとするの試みは、最初よりして坐確せざるを得ざりしが故なり。されば各法治國家に於て人民の行爲の基礎、人民の間に於ける法律關係の基礎及び人民と國家との關係の基礎を成し居ると同一の法律をば創造せんとする仕事に、最大のエネルギーを以つて、取り掛られたり。而してこれに屬するものは、先ず第一に、茲に述べんとする民法々典にてありき。全民法々典は無類の短時日内に完成せら

れて、一九二三年一月一日には既に施行せられたるものなり。

この法律的勞作に於てソヴェエツト政府が正さに克服せざるべからざりし困難は大なるものなりき。勿論、純共產主義の放棄は爲さざるべからざるところなりき。然りと雖も、革命の所得につきては棄つところを可及的に少なからしめざるべからざりしなり。人々は、國家の優勢には觸ること無くして個々の人民に私權を再び與へんと欲したり。されば新經濟政策も、また之れに連結せる個人の法律上の人格の再興も、獨裁的なる國家權力の優勢を震動せしむるまで徹底することは許るされざりしなり。人々は政治組織の確保をば、レーニンの言ひし如く、發展を國家資本主義の貯水池のなかへ導くことによりて、保證せんと試みたり。即ち國家は大工業企業及び輸送手段の所有者として、外國貿易獨占の持主として、新たに創設せられたる混合經濟企業の組員として、全土地及び土地埋藏物の唯一の所有者として、經濟的にもまた強大なる優越をば人民全體のうへに保持し、以つて、ブルジョア階級の政治的權力要素としての回復をば排除せざるべからざりしなり。従つて革命の法律によりて破壊せられたる、舊法の所謂、既得權をばその昔の持主たる者に新らたに蘇生せしむるといふが如きことに就いては、何等の關説もなされざりき。更新せられたるは法制にして、個人の權利にては非ざりしなり。成る程人々は民法を再興し、また沒收及び徵發の權を制限することに依りて、新たに取得せらるべき權利に對し保障を設定したりき。然れども人々は、革命によりて廢棄せられたる財産權の復活を禁じ、また、これ等の舊權利は『革命の時効』の

ために永久に喪失せられたるものなることをば宣言せり。

この、過去の私有権に對する革命の侵害を維持し、また既得權をばたゞ、労働者階級が革命的行爲に基きて獲得したるそれのみに制限し居ることのなかには、權利の保障の再施といふ、公言せる原則に對して一の疑なき矛盾が潛み居るなり。勿論、緊要なる實際的熟考は、過去のものを廢棄することに賛成するなり。萬一、いま直ちに、幾百萬の昔の要求權をば苟りにも有效ならしめたりとせば、如何なる混亂がまた新たにロシアに起るべきかといふことを想ひ見よ。こはソヴェエツト裁判所にとりて、否、國家一般にとりて、不可能なる問題にてあるなり！吾人はかゝる規定が新たな内亂を招致すべきことを敢て主張し得るなり。今日、假令、ソヴェエツト政府の代りにブルジョア政府乃至は君主制の政府がロシアに出現したりとするも、彼等と雖も、革命によりて生ぜし占有狀態 (Besitzschickung) を無視するとは敢て爲し得ざるところなるべし。精々のところ彼等は極めて徐々に舊占有者の復位を行ひ得るに過ぎざるべし。而してソヴェエツト政府が斯ることに何等の興味をも有せざるは云ふまでもなし。されば乃ち、全政府は、その新民法に於て嚴重なる停止 (Stillstand) を貫徹し居るなり。新らしき民法はたゞ將來に對して役立つべきものたるなり。

されば新法律及び新法律關係は、革命の戦ひの所得の土臺のうへにうち建てられ居るなり。而して革命時代の收用は、例へ、それが行はれたる時に施行せられ居たりし法規に違反して爲されたるものなりし場

合に於ても、合法的のものとして宣言せられ居るなり。この故にソヴェエツト政府は、新たに斯る基礎のうへにうち建てたる權利の保障は不完全なるものなりとの非難を受けたるなり。而してその言ふ心はその成立時代の無法律狀態のうへに敢て法律性の極印を捺しつくるが如き國家に對して、人はたゞ極めて狭き信用を持ち得るに過ぎざるべし、如何となれば、他日必ず往昔のことを取り戻し得るといふことを常に期待し居るべければなり、といふに在り。されどソヴェエツト政府はこの矛盾を克服し得るといふ充分に強き自覺を有し居るものにして、且つまた現在の時點に於ては全政府は、疑ひもなく、過去と現在との間に嚴然たる區別を保持し得るだけの實力を備え居るなり。

(三)、私法上の基礎權に關する命令

一九二二年五月二十二日、ソヴェエツト政府は民法採用の準備手段として、財産權關係に於ける私法上の基礎權に關する命令 (註、一) を發したり。この命令は、ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國民法々典の一切の本質的規定をば綱領の形式に於て先取し居り、且つ一切の遡及效を排除して之れを施行し居るなり。

(註、一) 本書、Bの章に之れを採録し置きたり。而して、この命令は、全命令は、今後人民が行使し得べく且つまた裁判所に訴ふることによりて遂行し得るところの財産權を

列挙し居るなり。四十九箇年以下の契約に基く地上権、人民の取引を禁じられ居らざる限りに於ての動産物件に對する所有權、無形の財産權（特許權、著作權、商標權、其他）、配偶者及び直系卑族に限定せられ且つ相續遺産の價格を一萬金ルーブルに限られ居るところの、法律若しくは遺言に基ける相續權、即ちこれなり。更らにまた債權、即ち、法律によりて禁止され居らざる一切の種類の契約を締結し得るの權、もこれに屬し居るなり。而してその際に、實例として列挙せられ居るは、物の貸借、賣買、交換、使用貸借、消費貸借、供給契約、保證、保險、會社、手形權、一切の種類の銀行々爲なりとす。これ等の契約は、それより生ずる要求權に就き裁判上の保護を享有するなり。而してこの裁判上の保護に關する權利は、豫め之れを契約によりて制限することを得ず、即ち、契約に於て仲裁々判所に關する合意をなすことは許るされざるなり。これに續きて、契約の無効及び取消に諸規定あり。而してそのうちにて特に注意し置かざるべからざるは、明らかに國家の傷害を結果すべき契約（客觀的標準）は無効とすといふ規則なり。自然人以外にまた法律の認め居る諸ろの法人も、民法上の取引（bürgerlicher Rechtsverkehr）をなすことを許るされ居るなり。但し外國法人は、たゞそれがロシアに於て官文書（Dokumente）により承認せられ居るものなる限りに於てのみ、法定の法人と看做さるゝものとす。然れどもまた、ロシアに於て承認せられ居らざる其他の外國法人も、ロシア以外に於て發生し而もその債務者がロシアに滯留し居るところの要求權に對しては、相互主義（Gegenseitigkeit）が保證せられ居る限り、ロシアに於ける裁判上の保護を享有

するものとす。右に述べ置きたる、過去に對して限界線を劃せんとする根本原則に對應して、この命令も何等遡及力を有するものに非ざること、また、この命令の發布前に革命法律に基きてその財産が收用せられたる舊所有權者には該財産の返還を要求し得るの權利を與ふべからざること、が規定せられ居るなり。而してこの命令の組立は、そのなかに列挙せられ居る諸ろの財産權が苟も權利について人民に與えらるゝところの最高限を示し居るものなることに就ては何等の疑問も起さしめざるなり。即ち、推定は、この命令に記載され居らざる權利は保證せられずといふのがロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典の内容を通して認めらるゝ根本原則なり、といふに賛同するなり。この如き組織は、資本主義諸國家、殊にドイツの私法の組織の正反對をなすものなり。ドイツに於ては、推定は、地上物に對する權利（*Recht an den Gütern der Erde*）はそれが特別規定によりて廢止せられざる限り、個々人に所屬す、といふに賛同するなり。然るにロシアに於ては、財産權は原則として國民に所屬し居りて、たゞ特別規定によりて人民に與へられ居るに過ぎざるものとす。かくして、資本主義法律の個人主義は、社會經濟觀に有利に排除せられ居るなり。これに關してのなほ詳細は、民法々典の考察の際に、今一度立ち歸りて之れを論ずべし。

三、革命的律性

(一)、民法々典の法

A、理論的基礎

右の私法上の基礎權に關する命令に於ては暗示せられ居たるものが、民法々典のなかに於ては更らに發展せしめられ、説明せられ居るなり。民法々典は勿論資本主義經濟組織のうへに依存し居るものなれど、このレーニン主義の刻印を捺せる資本主義は、ツヴェットロシアに於ては國家が殆んど大抵の物貨を占有し居り(國家資本主義)、之れに反して人民は僅少の部分を以つて満足し居らざるべからざることによりて、西ヨーロッパ及びアメリカの資本主義と異り居るなり。さればこの新たな資本主義法律は、國家のこの優先をば永久ならしめ且つまたブルジョア階級の個人的資本主義的の増大をば可及的に防止するため、國家が個人的なる法律上の取引に於て個人と關係に立つ場合には、國家には單に事實上のみならず、また法律上に於ても優越が與へらるゝといふ思想によりて、支配せられ居るなり。抑々、個人的資本主義法制は私權の擔當者としての國家をば、個人に對比して、原則上は何等優先せしむることなきが故に、國家は個人との個人的の法律上の取引に於ては、同權(Gleichberechtigung)の基礎のうへに立ち居れど、之れに反し今日のロシアに於ては國家には優先的地位が與へられて居り、従つて推定は國家に有利に

して、個人には不利なり。さればまた、何故に、革命が國家に招致したる占有状態が、舊占有状態の復興の禁止〔ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典第五十九條の註第一〕によりて、永久ならしめられざるべからざりしかば、理解せらるべし。勿論法律はこれが例外を認めたりと雖も、そは單に組合(Genossenschaft)の爲めに行はれたるに過ぎず。〔全第五十九條の註第二〕。組合はロシアに於ては大なる役目を勤めるるものにして、これに對しては、その收用せられし舊所有の返還を請求し得るの權利が與へられ得たりき。如何となれば、公法が(das öffentliche Recht)政府に、組合組織に對する嚴重なる監督權を維持し得て、この協同的結合(Kooperativen Vereinigungen)に際して自己の(政府の)意志を施行し得るの可能性をば與へ居たるが故なり。即ち、個人權(Privatinitiative)の増長に對抗する決定的均衡を作り出す第二の手段として、組合的結合(Genossenschaftlichen Vereinigungen)に對する緊張せる國家的監督の名目に於て組合的結束(Genossenschaftlichen Zusammenschluss)の擁護が現はれるなり。

されば新らしき私法は二重の方法に於て反個人主義的なる譯なり。完全なる權利剝奪の時代の後に新らしき權利の保護を與へられたる人民は、現に吾人がその目撃者たるロシアの新時代の初頭に於いて、單に甚だしき窮乏に於いて吾人の前に立ち現はれ居るのみならず、また、勿論全然書き改められてあるとはいふものゝ、而も昔の状態に較べて比較的不確實なる法的位置に立ち居るなり。猜疑心ある吝嗇を以つて、新らしき權利の保障に對する乏しき分前が人民に與えられて居るに過ぎず。物惜みせぬ女神が贈物の

寶角を人民のうへに撒き散らし居るには非ずして、實は、頑なる首長が嚴しき貌して、人民に不十分な銀貨を分與し居るなり。新たなる資本主義の世界に於て人民は、こゝより他には何處にもなき、國家の遍在的なる全能と、及びその國家の指導下にある組合とによりて取り圍まれ居るなり。即ち、ソヴェエツト政府は共產主義よりの方向轉換の問題をば、獨裁の維持を徹底的に可能ならしむるが如き方法に於て、解決したるなり。

而して、かゝる思惟過程よりして生じ來るところの、國家の特に強大なる保護に對する要求、並びに、革命時代の結果としてロシアに於て今日まで豫想もせられざりし強烈さを以つて人民に襲ひ來りしところの國家思想による現代ロシア生活の貫通は、また必ずや公法の私法のなかへの闖入に特に幸ひするところ無からざるべからざりき。獨裁と私法とは兩立し難き概念なり。従ひて、新民法々典は公法的性質のものならざるべからず、とはソヴェエツト法學者によりて主張せられたるところなり。而してこの思想は次の如き定式に於て把握せられ得るなり。曰く、ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國民法々典は單に私法的形式を利用したる公法のみを包含し居るに過ぎざるなりと。時代の特徴は、世界大戰及びその結果の諸現象の發達のもとに、諸外國に於てもまた公法をその活動範圍に於て甚だしく擴大せしめたり。ドイツに於ても矢張りこの例に洩れず、されど、かくの如く私法の驅逐が斯くも完全に行はれしはロシア以外にはこれ無きところとす。

ソヴェエツト政府はかゝる見解の基礎のうへに民法々典を作らんと企て、斯らしき法制的基礎づけに對する指導者の理論的指導 (doktrinaire Einstellung) を希求したり。そは宛も彼等の共產主義が理論的熟考の結果なりしと異ならず。而して人々は、既にロシアの舊制度の法學者等の間に於て大なる尊敬を享け居たりしフランスの法學者ヂュギーの著作のなかには、この新らしき法律的建物を擔ぎ得且つ之れを世界に向つて辯明し得る理論をば發見し得べしと信じたり。されば茲に、ヂュギーの學說を、たゞそれが新ロシア民法々典の理解に不可缺なる限りに於て、即ち、それが私法に關係し居る限りて於て、反覆し置かざるべからず。(Duguit, Les transformations générales du droit privé depuis le Code Napoléon, Paris, 1912. 参照)

抑々ヂュギーは法律に於ける個人主義と抗争し居るなり。即ち彼は權利 (subjektive Rechte) の存在と戦ひ居るなり。彼は、コントの、各人はたゞ自己の義務を遂行すべき權利を有するに過ぎず、との命題より出發して、人間は畢竟するに何等の權利をも有せずと斷言し居るなり、個人主義的學說は、人間は生來自由、獨立、孤獨なるものにして、讓渡することを得ざる個人的權利の、即ち彼の間たること (Menschlichkeit) に付る纏へる所謂自然權 (Naturrechte) の、所持者なり。と主張し居たるものなれど、彼はかゝる個人主義的見解に對して、人間にせよ乃至は總體にせよ何等の權利をも有するものには非ずして、實は各個人は社會に於て一定の職能を遂行し一定の使命を實行すべきものなりといふ。彼れの呼

んで以つて實在的と稱し居るところの思想をば、對抗せしめ居るなり。個立的人間は、その人間たるの屬性に於て、社會よりも舊るき權利 (Ältere Rechte, als die Gesellschaft) を有し居るものなりとの思想は、一個の擬制以上の何ものにも非ざるべし。人間は社會的存在物 (ein soziales Wesen) なり、彼はたゞ社會に於てのみ存在の權利 (Daseinsberechtigungen) を有し、たゞ社會に於てのみ生活し得るものなり。従つてまた法、デューギ―は之れを生活規則 (Lebensregel) と呼び居れど、は社會的機能以外の何ものにも非らず。生活規則は、實在せざる個人權の尊敬及び保護を基礎とし居るものに非ずして、實は、國家の社會的機構のうへに立ち居るものなり。而して國家は、國家及び社會の秩序の維持のために、各個人に負擔せしめられ居るところの社會的機能の實行を保護し居るなり。

かゝる法概念は、種々の法系 (Rechtssysteme) をば、假令それがその舊き名稱を保存して來、また將來長く保存するとしても、全然新らしき内容を以つて充滿せしむるなり。かくして人民の自由なる思想は時の経過に従ひ、また事件の強制により、その舊るき意味を失ふに至るべきなり。即ち舊來の意味に於ては人間の自然なる權利は、彼れの自由によりて、他の者を侵すこと無き一切のことを爲すことのうち存し居るなり。一切の國家に於て、既に國家は、總體の利益に於てこの自由を極めて本質的に制限し居るなり。従つてそこに、自由概念の新らしき定義の必要が生じ來るなり。各個人は社會に於て彼に豫定せられたる役目を勤むべき義務を有し居るなり。彼は、自由たり得る權利を有せずして、却つて社會的に行爲す

べき義務を有するなり。若し舊き個人主義的人間觀 (alle individualistische Auffassung des Menschen) の結果として、人間に意思の自律權が與へられ居るとしても、かゝる個々意思の支配は最早や維持し得べきものには非ず。デューギ―は、彼れの排撃する所の、私法に於ける意思自律説 (Theorie der Willensautonomie) をば、次の諸命題のうちに總括し居るなり。曰く、各々の權利主體は一個の意思主體ならざるべからず。一の權利主體の各意思行爲は、かゝるものとして、社會的に保護せらるゝなり。それ (意思行爲) は、それが許るされたる對象を有する限りに於て、保護せらるゝなり。各々の權利狀態 (Rechtslage) は二個の權利主體、そのうちの一個は能動的な主體にして他は受動的な主體、の間の一の關係なり、と。デューギ―は更に續けて次の如く論ず。右の解釋は斷じて事實に一致するものに非らず。成る程それは、本質的に個人主義的なる社會に於ては、例へばローマの社會、及びまた十九世紀の初頭に於ける歐米の社會すらも然りしが如く、效力を持ち得たりき。されどかゝる概念は、現代の社會主義的即ち社會化的傾向 (Vergesellschaftungstendenz) に對しては矛盾するものなり。人間の行爲は、法律上の效力を生ずるためには、たゞ法律に禁止され居らざる對象を有し居るといふのみにては不充分にして、更らに進んで、表示されたる人間の意思が社會連帶によりて許さるゝ目的によりて、決定せられ居る點にまで到達する必要があるなり。また所有權の制度も、既に權利たることを止めて、益々高き程度に於て社會的職能となりつゝあり。所有權者はその所有物を無制限に處分し得るといふ、舊き個人主義的所有權概念は、社會主義的所有概念にそ

の席を譲らざるべからざりしなり。個人主義國家に於ては所有權者はたゞ單に彼れの所有物を利用し得るの權利を有し居るのみならず。また之れを任意に利用せしめざることを得るの權利をも有し居るなり。彼は、若しそれが彼れに望ましからずと思はるゝときは、その田畑を耕作せしむるの必要なきなり。所有權は、この段階に於ては、また一の絕對權なりしなり。即ち所有權は不可侵の權利にして、國家安寧の利益に於てはたゞ正當にして且つ豫め支拂はるゝ損害賠償によりてのみ、之れを收用することを得たりき。而して所有權はまた、所有權者が假令それを爲すべき合理的興味を有し居らざる場合に於てすら任意にその所有物を處分し得るといふ意味に於ても、絕對權なりしなり。最後にまた所有權は、その繼續期間に於て絕對的なりき。而してこの解釋よりして、相續權の概念が産まれ居るなり。然るに今日の所有權概念は本質的に制限を受け居るなり。今日の財物所有者にとりて、所有權とは、彼に委せられたる富を維持し、且つ總體の福祉のために之れを増加し利用すべき義務以外の何ものにも非ざるなり。財物の所有者は、その事實を通して、その財物を有せざるころの者が行ひ得ざる職能をば遂行し得るなり。この故に、彼はこの職能を遂行すべく社會的に義務づけられ居るものにして、若し彼れがこの義務を怠慢に附するときは彼は社會的保護を受くること無し。即ち、所有權は最早や所有權者の權利には非ずして、實は、財物所有者の社會的職能たるなり。従つてまた制定法 (das positive Recht) も今日では最早や所有權者の假裝的な權利を保護するものには非ずして、たゞ單に財物所有者に對して、所有して居るといふ事實を通して彼

れに落ち掛り居るところの社會的職能をば行使し得るの可能性を保障し居るに過ぎざるものとす。而してこの意味に於て、所有權は社會的内容を獲るなり。ヂュギーは一九一一年に於て次の如く述べ居るなり。若し尙ほ未だ近代的立法が右の根本原則よりして實際的結果を曳き出すところまで推移し居らすとすればその理由は、經濟生活の必要がなほ未だそれを (近代的立法を) その點にまで差し迫らせ居らざるのなかに存し居るなり。されど一度びかゝる必要が現らるゝに至らば、乃ち立法のかゝる干渉は正しとせらるゝに至るべし、と。この思惟過程は決して新らしきものにも又未聞の思想にても非ず、即ち既にナンツェルが之れを關説し居るなり。(註・一) 而してロシア民法々典の編纂者等はまた他の處にも、例はドイツ帝國憲法のなかに於て、この思想を發見し得たりき。即ち全憲法の條文に曰く、財産權は、その行使が同時に一般の最善に對する奉仕たらざるべからざる義務を有す (第百五十三條)。また第百五十五條に曰く、耕地の分配及び利用は國家之れを次の如くして監視するものとす。即ち、濫用を防ぐこと、耕地の耕作及び利用は土地所有者の社會に對する義務たるべきこと、勞働及び資本を其の土地に投下すること無くして生ずる地價の騰貴は總體のために利用せしむべきこと、これなり。第百五十六條は、帝國に對して、社會化に適合せる私經濟企業は之れを共同所有權に移し、且つ經濟企業及び聯合の管理に於て決定的勢力を確保し置くことを得るの權利を與へ居るなり。更らにまた第百六十三條に於ては、一切のドイツ人はその個人自由を侵さるゝことなくして、その精神的及び身體的力をば總體の福祉を促進せしむるよう活動

せしむべき道徳的義務を有するものなることを宣言し居るなり。これ等の條文を見れば、その根本原則はデユギーのそれと少しも異り居らざるなり。

〔註・一〕メンツェル、オーストリアの實在論的國家理論、公法雜誌、一九一四年、一一四頁以下。

而してデユギーの學説は、個人主義に對して尖鋭化せる定式を有し居るが故に、ソヴィエツト法學者等に、それが彼等の民法々典の基礎として役立つに特に適したるものと見えたることは、無理からぬところなり。デユギーは、個人は何等の權利をも有せずと斷言し、權利なる概念を無力のものたらしめんとし、意思自律の獨斷説を投擲し、所有權を個人權としてなく社會的職能として把握し、意思の自律を否定し居るが故に、この學説は獨裁政治に對して辯明として役立つ得且つまた適合し居るものにして、獨裁制度と人民の行爲能力との間に存するところの矛盾に架橋し得るなり。勿論、彼れの宣べたる學説が、ロシアに於ける如くかゝる範圍に於て實際化せられざるべからざりしことに最も驚ろかせられたる者はデユギーその人を措きて他には之れなかるべし。而して、その學説がロシアに於てかくまでの賛同を得て居り、且つその著述はロシアの青年法學者に研究を薦められ居るところの、このデユギー自身が、ほんの最近に、その新刊の良著、憲法論 (Traité de droit constitutionnel) の第二卷、パリ、第二版、一九二三年、第二十二頁に於て、ロシアのボルシェヴィキ組織につきて極めて破壊的なる方法に於て論評を下したることは、可なりの皮肉なり。事實に於て、デユギーの精神とソヴィエツト國家の精神とは融和し難き對立をなし居

るものなりとす。即ち若しそれ、デユギーの大系に於ては獨裁に對して何等の餘地も存し居らざることを知らんとせば、たゞ、デユギーが國家行爲は若し不法的ならば無効なりと論じ居ること、また彼は統治者と被統治者とを同權ならしめ及び主權概念を否定することより出發して、人民に不法なる國家行爲に對して不從順なることを得るの權利を與へ居ること、を想起すれば足るなり。〔註・二〕されば茲よりして、ソヴィエツト國家の理論家等がその國家的建物をばデユギー説の基礎のうへに建設することからは遠く離れて、たゞ、民法の基礎づけのために彼れの權利社會職能説を引用することを以つて満足し居ることは自かから明らかなるどころなり。

〔註・二〕余が法につきて與へたる基礎よりの歸結として、若し一の法が違法的なるものなるときは、何人も之れに服従すべき義務なきことは明らかなるどころなりとす。(壓迫に對する反抗の權利)、デユギ

一、前掲書、第二卷、一九二三年、一七〇頁。

且つまた彼等は、いま一つの點、即ち公法と私法の區別の否定、に於て、このフランスの學者をばその範例として示し得るなり。デユギーは私法の存在を否定するものなり。彼れにありては、私法も公法もその發生に於てまた性質に於て同一のものたるなり。而して彼れによれば、相違は、一つに兩種類の法の實現の方法のなかに存し居るなり。即ち彼れ曰く『公法の狀態の實現は、蓋し、私法の法的狀態のそれと全一態様を採らず。而してこのことのみ、公法と私法の相違は存するなり。(且つまたそれは第一

次のものなり』云々〔註・三〕(La réalisation d'une situation de droit public ne peut être obtenue de la même

manière que celle d'une situation juridique de droit privé. En cela seulement consiste la différence (elle est d'ailleurs de premier ordre) entre le droit public et le droit privé)云々ればロシア社會主義聯邦ソヴィエツ

ト共和國民法々典の編纂者等は、民法々典の法をば、傳統的私法の形式に於ける公法と看做し居るなり。

〔註・三〕デユギー、前掲書、第一卷、一九二二年、五五〇頁。

即ち之れを總括して、次の如く言ひ得るなり。――

ロシア民法々典は、それが資本主義的なる點に於て、諸他の國家の同種の法典と一致し居るものなり。而して前者が後者と異り居るは、ロシア民法々典が、從來資本主義の概念と不可離的に結び付き居るものと思はれ居たりし個人主義の要求をば、資本主義より能ふ限り剝奪し居る點に在りて存するなり。而して同法典は、國家資本主義の思想によりて、この分離を可能ならしめ居るなり。即ち個々人の權利は到る處に於てこの思想に服従せしめられ居るなり。私權は、たゞそれがその社會經濟的性質に違反せざる限りに於て、之を行使することを許るされ居るなり。〔註・四〕私權は公法的性質のものなり。

〔註・四〕ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國民法々典第一條。

B、民法々典の内容の概観

民法々典は、總則篇のほか、物權法、債權法及び相続法に關する諸篇を包含し居れど、親族法を含まず。即ちこの親族法は既に、一九一八年に、一の特別法、即ち、身分證書及び婚姻法、親族法、後見法に關する法律、の中に包含せられたるなり。物權法のうち、農業法は分離せしめられて、一九二二年十月三十日の農業法典のなかに、併はせられ居り、その後續して山林法となり居るなり。また債權法のうち、勞働契約法は削除せられ、これは一九二二年十一月九日の勞働法典中に規定せられてあり。然るに他方に於てロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國民法々典は、スイスの債權法並びには帝制政府のもとに發せられたる民法々典草案の先例に見倣ひて、商事會社法を包含し居り、全法は債權法の一部をなし居るなり。之れに對し特別なる商法々典なるものなし。商法の法規にして民法々典に含まれ居らずして、而も單に商事會社のみに關する限りのものは、該事項を規定し居る一系列の諸命令、更らにはまた一九二二年三月二十日の手形法、に就きてこれを求むることを得。無形財産權は、それぞれ特別の法律に保留せられて居れど、今日のところではそのうちにたゞ商標に關する命令のみが現はれ居るに過ぎず。

民法々典には施行令(E・V・)ありて之れに先立す。即ち該施行令は、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國民法々典の實施期を一九二三年一月一日に定め(第一條)、二三の經過規定のなかに於て、一九二三年一月一日以前に發生せる法律關係の取扱ひを規定し(第二條乃至第四條、及び第七條)、解釋規定を與へ(第五條及び第六條)、外國人を論じ(第八條)、また全民法々典の適用範圍を述べ居るなり。(第九條)

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國民法々典そのものが包含するところは、總則（第一條乃至第五十一條）、物權法（第五十二條乃至第百五條）、債權法（第百六條——第四百十五條）、及び相續法（第四百十六條——第四百三十五條）なりとす。

總則編は分たれて五章あり。

第一章通則は三つの條文に於て全然異なる事項を取扱ひ居るなり。そのうち第二條と第三條は眞に施行令に屬すべきものにして、即ち、民法々典より生ずる請求權は國家機關の間に於けるそれを除き、裁判に依りて決定せらるべきこと、及び普通の訴訟方法の排除に關する契約上の合意は許されざること、に關する規則（第二條）、並びに、親族法、勞動契約法及び農業法はそれぞれ特別の法律に之を保留するとの規定（第三條）なり。たゞ第一條のみは、民法々典の組織に屬するものなり。即ち全條は、全法典を支配し居るところの最高原則を含み居るなり。即ち曰く、私權はたゞその社會經濟的性質と調和して實現する限りに於てのみ法の保護を享有するに過ぎず、と。
第二章は權利主體を取扱ふ。民法上の權利能力とは、民法上の權利及び義務を有し得るの能力なりと定義せられてあり。權利能力は、國土の生産力の發達のため、男女、人種、民族、信條、（但し國籍は茲に擧げられて居らず）に關係なく、苟も裁判所によりてその權利に制限を受け居らざる一切の人民に、與へ

られてあるなり。（第四條）次に第五條は、權利能力の觀念をば、移轉の自由、營業の自由、物權債權の取得、及び法定の限界内に於ける商工企業の經營、等の公法的權能にまで擴張し居るなり。また第六條は、權利能力は裁判所の判決なくして剝奪せられ得ずとの規定によりて、之れを保護し居るなり。第七條乃至第十條は行爲能力、即ち、自己の行爲によりて民法上の權利を取得しまた民法上の義務を負ひ得るところの能力、の事を規定す。第十一條は住所の概念を定義し居るなり。第十二條に於ては、死亡宣告及び不明なる不在の確認のことが、一九一八年六月十七日の命令の個々の規定を援用し、更らに之れを一九二一年九月二十七日の命令によりて修正し、巨細に亘りて論じ居るなり。（後の方の命令は、附則第一として再録し置きたり）而して法人のことは第十三條乃至第十八條に於て、また國營企業のことは第十九條に於て、規定せられてあり。
第三章は權利目的をその對照となすものなり。物の概念は知られ居るものと假定せられてあるなり。而して動產物件と不動產物件との區別は、全土地の國家の所有權への移入とともに、廢止せられたるなり。（第二十一條）建造物の如きは、個人所有權を成し得るものなるが故に、動產物件と看做され居るなり。然りと雖も、個人所有權を構成し得る物と、民法上の取引を禁じられ居る物との間には區別が立てられてあり。（第二十條）取引し得ざる物の範圍は第二十一條乃至第二十四條に述べられてあるなり。從物のことは第二十五條これを取扱ふ。

第四章は法律行為を分ちて、一方的法律行為と雙方的法律行為となす。雙方的法律行為は契約なり。第二十七條及び第二十八條に於て、法律行為の形式のことが論せられてあり。法律行為の無効の場合には、第二十九條乃至第三十一條及び第三十四條之れを取扱ひ居るなり。注意すべきは、國家に對する明らかなる加害を目的とする法律行為の無効なることなりとす。(第三十條) 而して個々の場合に於ては、法律行為の全部的若しくは部分的無効について、裁判所の確認を要求することを得るなり。(取消適狀) — 第三十二條及び第三十三條。假裝行為につきは第三十五條を参照すべし。無効の結果は第三十六條及び第三十七條之れを論じて居るなり。法律行為の締結はまた代理人によりても之れを爲すことを得るものとす。(第三十八條 — 第四十條) 停止及び解除の條件は第四十一條乃至第四十三條に於て之れを論ず。第五章は訴權消滅時効のことを取扱ひ居るなり。(第四十四條乃至第五十一條) 訴權消滅時効は抗辯として形成せられ居るに非ず。訴權消滅時効は訴權を破壊す(第四十四條)、然れども自然義務(naturalis obligatio)を成立せしむるが故に、時効に罹りたる請求權に基きて爲したる給付に對する返還請求權は成立せざるなり。(第四十七條) 時効期間の有恕すべき懈怠に於いては、裁判所はその延期を認可することを得るなり。(第四十九條) 認諾は時効を中斷す。(第五十條)

物權法は三個の部分より成る。

第一章は所有權のことを取扱ひ居るなり。これには國家の所有權あり、組合の所有權あり、私人の所有權あり。(第五十二條) 而して茲ではたゞ、所有權の内容は一切の場合に於て同一なれど、國家と組合と私人(自然人若しくは法人)のそれぞれの所有權を構成し得るところの對象の範圍は異なる、とのみ言ひ置くに止めざるべからず。この範圍は、個人に於て最も狭し。 — 個人所有權。(第五十四條 — 第五十六條) 組合に於てはやや擴大せらる。 — 組合所有權。(第五十七條) 而して國家にありては何等の制限も存するとなきなり。 — 國家所有權。(第五十三條) 而してこの區別はまた更に、曾つて使用せられたる所有權に對して前の占有者が返還の請求をなすに當りても、一の役目を勤むるものたるなり。即ち、曾つて收用せられたる個人所有權の返還請求は、一般に、排除せられてあり。(第五十九條の註二) 之れに反して、曾つて組合に所屬し居たりし企業の返還請求は許さるるなり。(第三十九條の註三) 所有權者は該物件に對して占有(而してこの概念には何等の規定も與へられ居らず)、利用及び處分の權を有す。(第五十八條) 而してこの權利は、法律のなかに、特に第一條の、法律の保護はたゞ所有權の社會經濟的利用の埒内に於てのみ與へらるといふ一般原則のなかに、その限界を發見するものなり。第五十九條は所有權の回收權(rei vindicatio)を規定し、第六十條は善意に對する保護の範圍を規定す。共有(部分所有)igentum nach Bruchteilen)のことは第六十一條 — 第六十五條これを取扱ひ居るなり。所有權の讓渡は契約(第六十六條)、行政行為(徵發及び沒收) — 第六十九條及び第七十條、法律、法定若しくは遺言に

よる相續(第四百十六條——第四百三十五條)によりて行はるるものとす。契約による財産權取得は、個別物 (individuell bestimmten Sachen) にありては契約締結の時點に於て、種類物 (Gattungssachen) にありては引渡と同時に、完了するなり。(第六十六條) 而して引渡とは何ぞやといふことは第六十七條之れを規定す。徵發權及び沒收權のことは前に發せられたる一系列の命令のなかに規定せられ居るものにして、本書にては民法々典附則四のなかに之れを一括し置きたり。而してロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典はたゞ、徵發及び沒收の概念の記述のみに自らを限定し居るなり。(第六十九條及び第七十條) 無主の物件は國家の所有權に歸屬するものとす。(第六十八條)

第二章は建築權のことを取扱ひ居るなり。建築權とは、即ち、地方官廳との契約に基きて、都會地の上に建設物を設置し及びその場合に該建設物に經濟的に役立つ土地をば利用するの權利なり。(第七十一條) 建築權は、(石造家屋に於ては) 四十九ヶ年、(其他の建造物に於ては) 二十年の期限に制限せられてあり。(第七十一條) 而してこの期間内に於てはその價格の如何に拘らず、相續することを得るなり。(第四百十六條) また建築權は、質入れ及び讓渡せらるゝことを得。(第七十九條) 建設物に對する所有權を取得する者は建築權者に非ずして、實は地方官廳なりとす。即ち建築權者は、建築權の消滅後は、該建造物を地方官廳に引渡さるべからず。地方官廳は引渡の時に於けるその價格を賠償することを要す。(第八十三條) 建築契約の締結に對しては公證登記規則が適用せらる。(第七十二條) 而して讓

渡及び入質に對しては、そのほかには、或る程度まで土地登記簿を補充するところの登記をば地方部に於て爲さるべからざるなり。(第七十九條)

第三章に於ては質權のことが規定せられてあり。質權の目的物たり得るものは、たゞ取引し得る物件のみに限らる。されば土地は然ることを得ず。されど建造物、さらにまた一例すれば建築權の如き權利は然ることを得るなり。(第八十七條、第九十條) 故に、吾が法律の意味に於ける抵當權は存し居らざるなり。然りと雖も、建造物若しくは建築物に關する質權は、抵當權に類似するものなり。而してこの建造物若しくは建築權の質權は、その成立に當りて、公證的形式のほかにも、また地方部に於ける登記を必要とす。(第九十條) 即ちこれによりて一定の公示がなさるゝなり。またかゝる場合には、質物受取書は債權者に引き渡さるゝなり。而してこの質物受取書は、裏書をして、質物により保障せられたる請求權の新取得者に讓渡せらるゝなり。(第九十二條) 質權は、建造物及び建築權にありては地方部に於ける登記により其他の物件にありては、個別物に關するものなるときは必ず書面による質契約(第九十條)により、また種類物にありては讓渡若しくは捺印によりて、成立するなり。(第九十二條) 同一物件を多數の質權者に入質することを得。轉質は、建造物若しくは建築權にありては登記により、其他の物件にありては書面的契約により及び、先立せる質權者に對してその満足後は該物を新質權者に引渡すべしとの書面的命令を發することによりて、成り立つものとす。(第九十四條) 質物の引渡を受けたる質權者は、彼れの紛失せ

る該物件につき、一切の占有者及びまた所有権者に對して、獨立の返還請求權を有するなり。若し質物が債務者のところに据置かれたるときは、質物所有者は之れを一切の惡意の占有者より要求することを得。質物所有者が國家官廳なるときは、善意の占有者に對してすらも之れを要求することを得るなり。(第九十八條) 質物による辨濟は公の競賣によりて行はるゝものとす。保障されたる債權の辨濟されざる殘餘あるときは、債務者は個人的に依然として責任あり。(第一百條) 質權は、質物によりて保障せられたる債權の消滅、若しくは公の競賣による質物の賣却、によりて消滅す。(第一百四條)

債權法はロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典の特に最も廣大なる部分をなす。

一、總則

債務關係は、契約、法律、不當利得、及び加害によりて發生す。(第六六條) 債務關係は、他の者につき作爲若しくは不作爲を要求し得る或る者の權利より成立す。(第七七條) 債務者は、疑はしき場合には中等品質の物を給付せざるべからず。(第八八條第一項) 選擇債務關係に於ては、疑はしき場合には、選擇權は債務者に屬するものとす。(第八八條第二項) 債權者は、疑はしき場合には、一部履行を拒絶することを得るなり。(第九九條) 法定利息は、債權の金ルーブル價格の年六分とす。若し債權が紙幣ルーブルに於て現らはされ居るときは、利息計算のために、公定相場に於て金ルーブルに換算し及び斯くして算

定されたる利息をば紙幣ルーブルに換算 (Rückrechnung) せざるべからず。(第一百條) 辨濟地は、別段の協定若しくは法律上の規定なきときは、一、建造物若しくは土地の權利の讓渡に關する債務にありては、これ等の目的物の存在する場所とし、二、債務者の企業を生せしむる取引にありては、該企業の存在する場所とし、三、金錢債務にありては、原則としては、債務關係の成立當時に於ける債務者の住居地とす。(第一百三條) 第一百五條は連帶債務關係のことを取扱ひ居るなり。債權者側若しくは債務者側に果して連帶債務關係が存し居るや否やは、その債務關係の目的物が可分的なりや若しくは不可分的なりによりて決せらるゝなり。而してたゞ後者の場合にのみ、連帶關係は存するなり。(第十六條) 債務の不履行は、債務者に、喪失利益をも含めての損害を賠償すべき義務を生せしむ。(第十七條) 尤も債務者の申譯 (Exculpation) は可能なることとす。債務者は、履行不能の到來を避け得ざりし場合若しくは債權者が故意又は過失によりて之れる招致したる場合に於ける履行の不能にありては、免除せらるゝなり。(第一百八條) されど問題は客觀的不能ならざるべからず。單なる不能に於ては、假令、法律上の、若しくは給付に對する、債務者の委託による、義務者が故意若しくは過失により不能を誘致するか又は避けざりし場合と雖も、債務者は依然として義務を有するなり。(第十九條) 若し辨濟期日に於て債務者が履行せざるか、若しくは債權者が不當に受領せざるべきときは、債務者若しくは債權者の遲滯が發生するものとす。(第二十一條の註、第二十二條の註) されど債務者がその責に任すべからざる事由、特に債權者の遲

滞によりて給付をなし得ざりしときは、債務者は遅滞に在らざるなり。債権者に對する督促若しくは期間の決定は遅滞の結果の誘起につき必要なるものにあらず。遅滞の結果は、債務者にとりては、遅滞によりて債権者に發生したる損害を賠償すべき義務となる。また債務者は遅滞の到來後に發生したる履行の不能につきては責任あり。若し債務者の遅滞の結果、債権者が履行に對する興味を失ふときは、彼は給付を拒絶して、不履行の場合に於けると同じく損害賠償を要求することを得るなり。如何なる場合に於ても、遅滞にある債務者は、金錢債権にありては、遅滞の繼續期間に對して法定利息を支拂はざるべからざるものとす。(第二百二十一條) 次に、遅滞にある債権者は債務者に對して遅滞によりて生したる損害を賠償せざるべからず。また債務者は偶然に發生せる履行の不能に對しては責任を免るゝなり。また債務者は、利息約定附の金錢債権にありては、債権者の遅滞中は利息を支拂ふことを要せざるものとす。(第二百二條) 債権の譲渡及び債務の引受につきては第二百二十四條——第二百二十八條これを取扱ひ居るなり。債務の消滅につきては第二百二十九條を参照すべし。

二、契約より生ずる債務關係

契約締結の理論は、第三百三〇條——第三百三十五條に於て、ドイツ法に於けると同じく本質的に取扱はれ居るなり。而して契約に對する形式規定はドイツ法に於けるよりも嚴格なるものあり。即ち、五〇〇金ル

ーブル以上の契約には書面的形式が規定せられ居るなり。而してこの形式の不遵守は、契約の無放を結果する譯けには非ずして、たと單に、訴訟の場合に人證 (Zeugbeweisen) を排して、當事者をばただ書面的證據手段のみに制限するなり。(第三百二十六條) 特に嚴格なるは、國家官廳若しくは國營企業が一方の契約當事者たる場合の契約に對する形式規定なりとす。(第三百二十七條) 即ち若しこの國家の保護のために與へられたる形式規定を遵守せざるときは、取引は無効となるなり。一〇、〇〇〇金ループル以上の贈與は無効にして、一〇〇〇より一〇、〇〇〇金ループルの間に於ては、贈與は、無効となることを避けんがためには公證の形式を必要とす。(第三百二十八條) 雙務契約にありては、疑はしき場合には、給付の義務は双方同時なるものと看做さるゝなり。(第三百二十九條) 第四百十條は第三者のためにする契約のことを取扱ひ居るなり。不履行の場合に關する違約金の約定は、債権者に、損害賠償若しくは違約金の支拂ひに對する權利を與ふるものなり。若しまた、遅滞若しくは正當ならざる履行の場合に關する違約金が協定せられ居るときは、債権者は履行のほか違約金若しくは損害賠償を要求することを得るものとす。(第四百十一條) 而して違約金に關する合意は書面を以つてなさるゝことを要するなり。(第四百十一條の註) 過重なる違約金の裁判による減額は、ドイツ法に於けると同じく、認められてあり。(第四百十二條) 第四百十三條は拂込み及び解約金のことを取扱ひ居るなり。雙務契約の履行の事後不能の場合は第四百十四條——第四百十六條に規定せられてあり。雙方共その責に任じ得ざる履行の不能にありては、不能の發生

せし當事者は反對給付に對する請求權を失ふ。而してこの場合に於ては各當事者は既になしたる給付の返還を要求することを得るものとす。(第四百四十四條) 雙務契約にありて一方の當事者の給付が不能となり、該當事者がその不能に對して責を負ふべきものなるときは、相手方は契約を解除することを得、且つまた不履行による損害の賠償を要求することを得るなり。(第四百四十五條) 若し一方の當事者の給付が不能となり、相手方がその不能の責に任ずべきものなるときは、前者は反對給付の請求權を得るなり。但し彼れがその義務の免除によりて節約したるるところのものは、之れを控除せざるべからず。(第四百四十六條) 若し契約が、違法のため若しくは國家に對する明らかなる加害を目的とし居るため、無効となれるときは、何れの當事者も既になせる給付の返還を要求することを得ずして、不當利得は國家が之れを沒收するものとす。(第四百四十七條) 若しまた契約が一方の當事者の行爲無能力のために無効となれるときは、各當事者は既になせる給付の返還を要求することを得。且つ行爲能力ある當事者は行爲無能力の當事者に對してその損害を賠償せざるべからざるなり。(第四百四十八條) 詐欺、強制、脅迫による、並びに一方の當事者の代理人と相手方との惡意ある合意による、若しくは高利による、契約の無効にありては、被害當事者は相手方に對し自己の給付の返還を要求することを得、但し加害當事者は然らず。若しこれによりて被害當事者が不當利得を得たるときは、その不當利得は國家に歸屬するものとす。(第四百四十九條) 高利の契約が無効たることを宣せられずして將來に對し裁判所より取消されたるときも、右に同じ。(第五百

十條) 形式の瑕疵による契約の無効、若しくは錯誤によりて結果せる契約の取消にありては、受領せる給付は相互に返還せざるべからず。且つまた錯誤者は相手方に對し事實上の損害を賠償することを要するものとす。而して若し錯誤が重大なる過失に基くときは損害賠償の義務はまた喪失利益のうへにも及ぶものなり。(第五百一十一條)

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典は次の如き個々の債務關係を規定す。貸借(第三章)、賣買契約(第四章)、交換(第五章)、消費貸借(第六章)、請負契約(第七章)、保證(第八章)、委託及び委任(第九章)、會社(第十章)、而してこれには、普通會社、合名會社、合資會社、有限責任組合、株式會社あり、次に、保險(第十一章)、不當利得(第十二章)、加害より生ずる債務(第十三章)即ちこれなりとす。

而してこれ等の法制に就きて注意し置くべきは次の諸特徴なり。——
物の貸借若しくは收益貸借 (Sachmiete ; Pacht) の二語は屢々區別なく使用せられ居るなり)は一定の報酬に對し一時の利用の爲めにする物の引渡しなり。(第五百二十二條) 貸借契約の最高存続期間は十二年とす。この期限を越ゆる繼續は新たな契約を必要とするなり。契約期限滿了後に於ける利用の暗黙の繼續にありては、該契約は不定期限を以つて延期せられたるものと看做さる。(第五百二十四條) 而して不定期間の貸借契約に於ては、住宅若しくは商工企業にありては三ヶ月の期間を置きて、其の他の物

にありては一个月の期間を置いて解約の申込をなすことを得るなり。(第百五十五條) 單獨個別的種類の賃借人(國家官廳、賃銀労働者、事務員、其他)にありては、住家に關する賃借契約は、賃借期間の満了後は、賃借人自身が契約關係の取消をなさざるべきは、假令賃借人の意思に反するとも、自から従前の條件のもとに不定期間を以て延期せらるゝものとす。(第百五十六條) 一年以上に及ぶ賃借契約は書面形式を必要とす。之に反する場合には、當事者は裁判所に對して人證を申出づるの權利を有せざるなり。國營若しくは市町村營の企業に關する賃借契約は、無効となることを避けんがためには、公證の形式に於て之を締結せざるべからず。(第百五十三條) 第百五十六條に規定されある特權の種類に賃借人に賃貸せられたる住宅の賃貸料につきては最高率が存す。然れども賃貸借の額に就きては契約の自由が存し居るなり。賃貸料は必らずしも金錢に於て現らはされ居ることを必要とせず。(第百六十五條) 賃借人は、國有若しくは市町村有の物件の賃貸借に非ざる限り、疑はしき場合には(譯者註)即ち他に別段の規定なければ……の意)轉貸をなし得るの權利を有するものとす。若し國有若しくは市町村有の物に關するときは、之れに反す。(第百六十八條) 賃貨物の新取得者は法律の規定に基きて舊賃貸借契約に加入するものとす。(第百六十九條) 賃借人は占有の保護を享有するなり。(第百七十條) 賣買契約はたゞ賣却せんとする物の所有權者によりてのみ締結せられ得るなり。賣手自身が先づ取得すべき物の賣却のことは規定せられ居らずと雖も、善意は保護せらるゝなり。(第百八十三條) さればこの

場合に於ては、豫約若しくは請負契約を利用せざるべからざるなり。賣買契約は單に取引を許るされ居る物のみをその目的物となし得るなり。(第百八十一條) 公有となり居らざる、即ち個人所有權のなかに存し居るところの、住家に對しては買手、その配偶者及びその未成年の子の手には一軒以上の住家は存在することを得ず且つまた右の者等の側に於て三箇年以内に一回以上の住家の讓渡をなすことを得ざる限りに於て、賣却上の制限が存し居るなり。(第百八十二條) 賣買契約は原則としては、諸他の契約と同一の形式規定に従ふものとす。但し現金賣買に對しては輕易ならしめられ居りて、代價の額に關係なく形式を要せず。(第百八十四條) 然るに建造物及び建築權の賣買は嚴重ならしめられ居りて、常に公證によりて之を締結し、また之を地方部に於て登記せざるべからざるなり。(土地登記簿の修補)——第百八十五條。危險の移轉は原則として所有權の移轉と同時に進行するものとす。(第百八十六條參照) 何れか一方の當事者の遲滯は、その遲滯に在る當事者に對し偶然なる消滅の危險を負はするものなり。(第百八十六條) 賣買物件に對する瑕疵擔保はたゞ正當なる時期に於いて瑕疵通告をなし(第百九十八條) 及びたゞ引渡の日より起算して一定の期間内に於てのみ、之を請求することを得るに過ぎず。(第百九十七條) 債權若しくは一の權利の賣手の責任はたゞ該債權若しくは該權利の眞の存在のうへに及ぶのみとす。(第二百二條) 消費貸借は金ループル及びソヴイェット貨幣を以つて定むることを得。金ループルに於ける消費貸借にありては、支拂の時に於ける公定金ループル相場に従ひ、ソヴイェット貨幣に於て實際の交付及び償還が

行はるゝものとす。他の通貨に於ける消費貸借は許るされず。されど、國立銀行につきましては特別の規定がありて存するなり。即ち國立銀行に任意の通貨及びまた貴金屬に於て消費貸借を受け容れ、同一價值に於て之を償還することを得るなり。(第二百十條) 五〇〇金ルーブル以上の消費貸借契約は書面を以つて締結せざるべからず。然らざるときは、當事者は訴訟に於てたゞ書面的證據手段を提出し得るに過ぎざるなり。(第二百十一條) 利息は、疑はしき場合には(即ち別段の規定なければ譯者註)課せられざるものとす。(第二百十二條) 複利は信用銀行以外は之を求むることを許るされざるなり。(第二百十三條) 利息は、疑はしき場合には、毎月之れを支拂ふべきものとす。(第二百十四條) 若し一定の額以上の利息の協定がなされ居るときは、辨濟期以前に償還をなすことを得るなり。(第二百十六條) 書面によれる消費貸借に對しては人證の申出は許されざるものとす。(第二百十七條) 消費貸借の豫約は常に書面を以つて之を締結するを要す。(第二百十八條)

請負契約はドイツ法の規定と全く同様に形成せられ居るなり。之に關する諸規則のうちより茲に注意し置くべきものは次の如し。若し事情の變化により、契約の根柢をなす費用の見積を甚だしく超過せざるべからざる場合に於て、正當の時期に、見積の増額を注文者に告ぐることを怠りたるときは請負人はたゞ該見積に拘束せらるゝのみなり。正當の時期に於て通知のなされたる場合には、注文者は該契約を解除し得るの權利を有す。但し、請負人に對しその實際に受けたる損害を賠償すべき義務あり。(第二百三十一

條) 一方の當事者より供したる材料の偶然なる消失に對する危険は、その材料を供したる方の當事者が之れを負擔するものとす。(第二百三十四條) 國家が注文者たる場合の請負契約及び供給契約につきましては特別の命令ありて存するなり。(民法々典附則第五) 保證は疑はしき場合には連帶保證なりとす。(第二百四十一條) 保證は書面の形式に於てなさざるべからず。(第二百三十八條) 但しにこの形式を踏ますとも該契約は無効には非ず。されどこの場合に於ては訴訟に於て人證の申出は許るされず。

委任は書面によりて之をなすことを必要とす。(第二百六十四條) されど若し政府機關若しくは官吏に對する行爲を執り行ふべき場合には、公證的認證が規定せられ居るなり。(第二百六十五條) 同じくまた事物の管理に對する委任も公證的に認證せられざるべからざるなり。(第二百六十六條) 之れに反し、國家の官廳若しくは國營の企業との委任にありては、責任ある長官の署名と公の印章を添ゆれば即ち以て足る。(第二百六十七條) 委任は、疑はしき場合には、一箇年のものと看做す。委任は三年以上に互りて之れを與ふることを得ず。(第二百六十八條) 委任は何時たりとも之れを取消すことを得。委任を取消し得ざることに關する合意は無効とす。(第二百七十條) 定款に基きて與へられたる委任につきましては特別の規定ありて存す、後論參照。再委任は特別授權に基くか、若しくはそれが事情により委任者の利益の保護に必要なときに限り許るさるゝものとす。(第二百七十二條、第二百五十四條)

普通會社は定款によりて成立す。而してこれにつきましては一の形式も規定せられ居らず。されば定款は口頭を以つてしても之れを締結することを得るなり。社員は出資の給付に對し及び共同の經濟目的を目的とする共同の行動に對し責任を有するものなり。(第二百七十六條) 會社は商號を有せず。會社は法人格を有せざれども、會社財産を有す。會社財産(基本財産と呼ぶ)は社員の出資によりて成るものなり。出資の目的物たる金銭、消費物及び代替物は、疑はしき場合には、會社財産と看做さるゝものとす。其他の物は、契約に別段の規定なきときは、之れを提出せる社員の所有たるなり。而して會社は單に之れに對する利用權のみを有し居るに過ぎざるものと推定せらるゝなり。(第二百七十九條) 市町村有に非ざる建造物を提出して之れを社會の所有となすには公證の形式及び地方部に於ける登記を必要とす。(第二百七十九條の註) 會社の債務に對しては會社財産之れが責に任ずるものとす。これ以外にまた社員の人的責任あり。而して各社員はたゞその分擔分 (Beteiligungssnote) に比例して責任を負ふなり。社員が連帶債務者たるはたゞ契約にそのことを明らかに規定せる場合のみに限る。(第二百八十八條) 社員は社員權はたゞ全社員の同意ある場合に限り之れを讓渡することを得。(第二百八十六條) 社員は會社に對する持分は差押ふることを得るなり。差押をなしたる債權者は會社の解散を請求することを得。(第二百八十九條) 若し彼れが之れを爲さざるときは、彼れは會社の利益配分を受くるものとす。されど其他の社員權の行使權を有すること無し。(第二百九十三條) 會社の業務執行のため定款に基きて與へたる委任は、原則とし

て、會社の存續期間有效なり。委任の解除はたゞ重大なる事由よりする場合に限り許さる。(第二百八十二條) 會社の業務の執行は全社員に共同に屬するものなり。定款は別の規定をなすことを得。(第二百八十一條)

合名會社は、就中、共同の商號により、また社員が會社の債務に對し共同財産を以つて連帶債務者としてその責に任ずることにより、普通會社と異なるものなり。(第二百九十五條) 定款は必らず承繼的公證を附し書面を以つて之れを締結すべきものとす。(第二百九十七條) 合名會社は商業登記簿に登記の届出をなさざるべからず。(第二百九十六條) 登記簿によりて法人格を取得するなり。(第二百九十八條) 會社の債務に對する社員の連帶的責任は、會社の責任に對比すれば、補充的なるものなり。即ち會社によりて辨濟を受くること能はざるときに初めて社員につき辨濟を請求することを得るなり。(第二百五條)

合資會社は合名會社に關する規則と關聯して規定してあり。合資會社は一人若しくは數人の無限責任社員と出資者とより成る。出資者はその出資の額までの責任を負ふ。(第二百二十二條)

有限責任組合のことは第三百十八條——第三百二十一條に於て燥急に觸れて居れど何等規定するところ無し。たゞ定義に於て、この種の會社は一の商號のもとに商業を營むものなりといふこと、並びに、社員はその出資以外になほその個人的財産を以つて責任に當れども各社員は平等にその出資の同一倍數まで

の責に任ずるものなり。といふことが説明せられ居るに過ぎざるなり。されば問題となるは、一種の追出資義務の組合なりとす。(第三百十九條) 而してこの會社の形態は一切の企業に自由なるものに非ずして、たゞ法律に明白に之れを許るし居るか若しくは政府の特別なる許可に基きてのみ可能なるものなり。

(第三百二十條) 其他には法律はたゞ會社の定款を援用するのみにて満足し居るなり。

株式會社は、それが新興ロシアに於て演ずべく任じられ居るところの大なる役目に相應して、詳細に亘り規程せられてあり。株式會社は社員の人的責任の全然なき純然たる資本會社なり。(第三百二十二條) 株式會社にとりて本質的なるものは、商號と、及び均一の部分(株式)に分割せられたる資本なりとす。株式會社は定款を有す。定款は勞兵會及び、特許交付の場合に於ては、人民代議員會の(兩中央官廳の)許可あることを必要とす。(第三百二十三條) 抑々今日のロシアに株式會社が再び採用せられたりし當時は、主として、外國資本に活動の形態を與ふることを目的とし、從つて國家の參加のもとに株式會社を設立することを指し居たるなりき。(混合經濟企業) 而してその際に外國株式たるべきは、ロシアに於て特許を受けたる企業なりしなり。然れども法律は株式會社をば單に外國の特許受人のみに制限し居らず。されば純然たる私人的株式會社も設立し得べく、また外國人と同じく内地人も許るされ居るなり。定款は五人の發起人の署名を必要とす。(第三百二十四條) 資本は少くとも一〇〇、〇〇〇金ルーブルなるを要し一株は最低一〇〇金ルーブルとすることを要す。出資は貨幣及び實價(Sachwertan)より成り立つことを

得。株式會社は一個の法人なり。(第三百三十八條) 加害に對する發起人の人的責任は登記の時より一年

間存続するものとす。(第三百四十條) 株式會社の機關は株主總會、取締役及び監査役とす。なほこれに顧問一名を加ふることを得るなり。(第三百四十八條) 取締役は最低三人より成る。またこれに同數の代理人(候補者)あり。取締役の任期は最高三年とす。このほかなほ、監査役及び顧問の構成並びに責任に關し、株主總會に關し、解散及び清算に關し、精細なる規定が與へられてあり。

保險契約のことは第三百六十七條—第三百九十八條これを取扱ふ。

不當利得に基くときは、利得者は假令その結果不當利得が停止する時と雖も、その受領したるものを返還すべき義務あり。(第三百九十九條) 特に興味あるは、他人の費用を以つて違法的なる、若しくは國家に對する加害を目的とする行爲によりて、利得したる者はその不當利得をば國家に引渡さざるべからずといふ第四百二條の規定なり。

契約關係以外の加害より生ずる債務は、ドイツ法に於けるよりも嚴重なる責任理由を構成し居るなり。他人の身體若しくは財産に害を加へたる者は損害賠償の義務あり。而してこの法律的事實は訴の理由となすに足るなり。損害賠償の請求を受けたるものは、その損害の避くる能はざりしこと、又は加害につき委託を受けたること、或はその損害が被害者自身の故意若しくは重大なる過失によりて生じたるものなることを立證せざるべからず。(第四百三條) このほかなほまた、その活動が甚だしき危険と結び付き居る人

及び企業につきましては危険に對する責任あり。加害者はたゞ不可抗力、及び被害者自身の故意若しくは重大なる過失によりてのみ申開をなす (exculpieren) ことを得るなり。(第四百四條) その他また、ドイツ法に於けると同じく、裁判所は公平の理由 (Billigkeitgrund) よりして、假令右の規定よりするときは加害者はこれに對する義務なきが如き場合と雖も、加害者に對して損害賠償の言渡をなすことを得るものとす。(第四百六條) 而して損害の額の量定をなすに當りては、兩當事者の財産状態を斟酌することを要するなり。(第四百十一條)

相続法は、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和民法々典の、大體に於て西歐の法律は依存し居るところの、諸他の部分に反し、西歐の法律からの強き異背を示し居るなり。被相続人の遺産は、その一切の債務を控除したる後ち、一〇、〇〇〇金ルーブルを越えざる限りに於て、相続法により相続人に移轉するものとす。(第四百十六條) 而してこの根本原則は二つの例外を有し居るなり。即ちその一は、奢侈品を除く普通の世帯道具に關す。普通の世帯道具はその價格の如何に拘はらず、死亡者と同棲し居たる相続權者に移轉するなり。(第四百二十一條) 而して他の例外は、國家機關と私人との間に於ける契約より生ずる權利に關す。即ちこの權利も同じく、その價格に拘はらずして相続せらるゝなり。(第四百十六條の註) 若し遺産の總體價格が一〇、〇〇〇金ルーブルを越ゆるときは、これに就きて別段の規定はなけれども、第四百十七條より推定すれば、その越過額は國家に歸屬するなり。さればこの場合に於ては、若し分離が

經濟上命じ得らると思はるゝときは國家と相続人との間に分割が行はるゝなり。然らざるときは國家が遺産の共有者となるか、若しくは國家か私人かに買收權が許るることゝなるものとす。(第四百十七條) 而して相続權を有するは狭き範圍内の者に限られてあり。即ち配偶者、嫡出及び私生の子供、及び勞働無能力若しくは無資産の者にして被相続人死亡の直前までこれより全然扶養を受け居たる者即ちこれなり。(第四百十八條) この限界内に於て相続は、若しそれが遺言によりて廢除せられ居らざる限り、法律に基きて行はるゝなり。(第四百十九條) 遺言の形式要件は第四百二十五條に規定してあり。而して假令遺言によりても法定相続を認められ居る以外の者を定むることを得ざるなり。されば遺言は單に次の如き意味を有するに過ぎず。即ち、遺言者は法定相続人を廢除するを得るといふこと。(而して遺留分法は存し居らざるなり。) この場合に於ては、廢除されたる相続人の持分は國家に歸屬するなり。(第四百二十二條の註) また、遺言者は法定の遺産分配を變更し得るといふこと。及び、遺言者は相続人に對して遺贈を課することを得るといふこと。(第四百二十三條) 而してこの最後のことはたゞ法定相続人に有利にこれをなし得るものとす。更らにまた遺言者は、相続の開始前に原始相続人が死亡するか若しくは相続を拒絶する場合のために、補充相続人を定むることを得。(第四百二十四條) また、遺言執行者を指名することを得。(第四百二十七條) 但し後者の場合には、遺言執行者の同意は、職務執行のためには、遺言自身のなかに於て若しくは附録のなかに於てこれが表示せられ居ることを必要とするといふ、特質が存し居るな

り。(第四百二十七條) 相続の拒絶のことは第四百二十九條が之れを取扱ひ居るなり。拒絶者の持分は國家に歸屬するものとす。裁判所は被相続人の死亡の發生と同時に遺産に對する保護手段を執り、以つて一切の相続人の届出を待つなり。但し六ヶ月以上に亘らず。即ち六ヶ月以内に於ける相続人の不出頭は、遺産を相続人曠缺のものたらしめ、國家に遺産取得權を與ゆるなり。(第四百三十三條) 遺産債務に對する相続人及び國家の責任はたゞ遺産の限度に限らるゝものとす。(第四百三十四條) 遺産債權者は保護手段の執られしより六ヶ月の除權期間内にその請求權を届出でざるべからず。若し然らざるときはその權利を失ふなり。(第四百三十四條の註) 相続人に對しては、その申立あるときは、彼れの相続權に關する證明書を作成せざるべからざるなり。(第四百三十五條)

(二) 手形法

一九二二年三月二十日の手形法は手形上の權利を僅々三十三條のうちにて取扱ひ居るなり。抑々ロシアに於ては昔より約束手形の利用が甚だ盛んなりしに應じて、これに關する規定が爲替手形に關する規定の前に置かれてあるなり。本質的なる諸要件のうちにて、ドイツ法と異り居るものとして注意すべきは、所定の印紙税の支拂ひのそれなりとす。(第一條) 若し手形がロシアに於て振出されまたロシアに於て支拂はるゝものなるときは、金ルーブル若しくはソヴイェット貨幣を以つて之れをなすとを得。(第二條。項)

若しロシアに於て振出し外國に於て之れを支拂ふ場合にはまた他の貨(本位)を選ぶことを得るなり。(第三條) 金ルーブル若しくは外國通貨による手形はロシアに於ては單に支拂日の公定相場に換算したる後ちソヴイェット貨幣に於て支拂ふことを得るなり。手形の振替は裏書によりて行はる。而して裏書に對しては何等の形式要件も立てられて居らず。されば白地裏書(無記名式裏書)にて充分なりとす。(第七條) 手形に署名し若しくは裏書をなしたる者は連帶債務の責任を負ふなり。(第九條) 不拂の場合には拒絶證書が作成せらるゝこととなる。(第十一條——第十四條) 若し拒絶證書が作成せられざりしときは、裏書人は免除せらるれども、(約束手形に於ては) 振出人は三ヶ年その責めに任せざるべからず。(第十五條) 爲替手形にありては以上の規定になほ、引受、引受拒絶證書、及び手形複本に關する諸規程が加はるなり。拒絶されたる手形にありては手形時効は、約束手形の振出人及び爲替手形の引受人につきては滿期後三年の經過後に發生し、裏書人及び爲替手形の振出人につきては拒絶證書作成後九ヶ月の經過後に發生するものとす。(第二十二條) 手形の支拂ひをなしたる裏書人の求償權(償還請求權)は支拂の日より六ヶ月經過すれば消滅す。(第二十三條)

(三) 親族法

身分證書及び婚姻法、親族法、後見法に關する法典は、ソヴイェット政府の共產主義時代より今日に至

るまで維持せられ居るところの唯一の私法々規なり。全法典は一九一八年に成れるものにして、一九二一年九月二十七日の新法によりても其の本質に於て何等觸れらるゝところ無かりき。而して全法典は、かの一九一七年十二月十八日の、民法上の婚姻、子、及び身分取扱官登記簿の記載に關する命令、並びに、一九一七年十二月十九日の、離婚に關する命令、の代はりに現らはれしなり。

第一篇は身分證書を取扱ひ居るなり。(第一條——第五十一條) 身分證書の記載につきましては専ら世俗的(非宗教的)官廳がその權限を有するものとす。

第二篇に於ては婚姻法が規定せられてあり。全法には單に、身分證書登記部に於て登記せられたる民法上の婚姻のみが認められ居るなり。宗教上の婚姻は民法上の效力を有せず。(第五十二條)但し一九一七年十二月二十日以前に宗教的形式に於て締結したる婚姻は效力を有するなり。婚姻の締結は公式によりて執行行はるゝものとす。(第五十四條) 婚姻の締結は身分證書登記部若しくは公證部に於て之れを執行行ふことを得。(第五十五條) 婚姻豫告のことは規定され居らず。婚姻の締結は、官吏が登記を爲したるときに於て直ちに完了す。(第六十二條) 婚姻適齡は男子にありては十八年女子にありては十六年に達するものとに始まるなり。(第六十六條) 重婚は禁せられてあり。(第六十八條) 其他の婚姻障礙は次のものなり。即ち、精神病(第六十七條)、直系の尊屬及び卑屬に當る親族、父母を同じく若しくは其の一方を異にせる兄弟姉妹(第六十九條)。婚姻は、未だ婚姻年齡に達せざりしときは、裁判により無効を宣せらる

ゝことを得るなり。但し、既に婚姻適齡が開始し居る場合、若しくは婚姻が子の出生又は妻の懷妊を結果し居る場合はこの限りに非ず。(第七十七條) 其他の無効理由は次の如し、即ち、婚姻締結のときに於ける精神病(第七十八條)、婚姻締結のときに於いて既に有效なる婚姻の存し居ること(第七十九條)、配偶者の同意の欠缺及び、意識喪失の状態に於て若しくは強迫により表示せられたる配偶者の同意(第八一條)これなり。更らにまた、一九一七年十二月二十日以前に於て婚姻締結のときは施行せられ居たる規則に違反して締結せられたる宗教上の婚姻も無効なり。但しかゝる婚姻にしても若し婚姻締結者が直系の尊族若しくは卑族に當る親族乃至は父母を同じくし或はその一方を異にせる兄弟姉妹に非ざるときは有效なるものと見做さるゝなり。(第八十二條) 離婚は裁判によりて行はる。(第九十條) 離婚は兩當事者の合意の場合に於ては、また、當該婚姻締結證書に關する登記の保管せられ居る身分證書登記部に於て行はる。(第九十一條) 一方の當事者の離婚せんとするの訴は假令他の當事者の意思に反することも離婚に充分なるものなり。(第八十七條) 責任の要件及び離婚判決に於ける確定は廢止せられたり。この規則はまた舊法のもとに締結せし婚姻につきても妥當す。(第八十六條の註) 離婚判決は上訴(Kassationsverfahren)によりて取消すことを得。離婚判決は上訴提起のために定められたる期間の經過後、若しくは當事者が上訴を抛棄したる後、初めて確定力を生ずるものとす。(第九十八條) 婚姻の效力は、ドイツ法に對比して、甚だしく弱められ居るなり。ソヴェエットの婚姻は兩配偶者の完全なる同權(Heidstellung)のうへ

に立ち居るものなり。従つて婚姻は何等財産権上の效力を有し居らざるなり。妻は財産権の點に於て全く独立的なり。(第百五條) 妻の財産権の削減を目的とする配偶者間の合意は無効なり。(第百六條) 配偶者は共通の姓、婚姻名を使用するものとす。この婚姻名は夫若しくは妻の姓たることも、乃至は兩者の連結名たることも得。(第百條) 婚姻の締結は夫婦の國籍には何等の影響を及ぼすことなし。(第百三條) 妻は夫に従ひて他の居住地に赴くべき義務を有せず。(第百四條) 財産権關係に於ける婚姻の主要なる效力は扶養義務なりとす。扶養の義務は相對的なり。扶養の義務は、要求者の側に於て本人が勞働能力なきこと及び最低生活費を有せざることを、また義務者の側に於ては、本人が扶養を給與し得る状態にあることを前提とするものなり。(第百七條) 未成年者(即ち十八年以下の者)、及び五十五歳以上の男子五十歳以上の女子は、直ちに、生業不能者と看做さるゝなり。(第百十二條) 一回の償却による扶養料の解除は許るされず。(第百十四條) 注意に値ひするは、離婚完了後と雖も扶養請求權の存續することなり。(第百三十條) 離婚後の扶養の給與に關する夫婦間の合意は裁判によりて之れを變更することを得るなり。(第百三十一條)

第三編は親族法を取扱ひ居るなり。注意すべきは、嫡出親と私生親族 (eileich und unehelich Verwandtschaft) の區別が全く撤廢せられ居ることなり。(第百二十三條) 私生の父の確認は、既に婚姻外の母の分娩前三箇月に之れを申出づることを得るなり。(第百四十條) 父として要求せられたる者が、身分證

書登記部より子の母の申出であることの報告を受けたる後二週間以内に何等の異議をも提起せざる時は、同人が父たることを認めたるものと看做さるゝなり。(第百四十一條) 要求されたる者が父たることを抗爭するときは、裁判の手續により、果して彼はその子の母との關係に於て及び自然の成行きに於て父として認むべきものなりや否やを調査し、若し之れを認むべき場合には、懐妊及び分娩の費用並びに子の扶養料の負擔を云ひ渡さるゝなり。(第百四十三條) 而して若しまた、その受胎の時に於て他の者が母と交際ありしとの異議が提起せられしときは、扶養義務を關係者間に配分してこの者も扶養に關係せしめらるゝこととなるなり。(第百四十四條) 私生子は兩親の合意に従ひて、或は父方の若しくは母方の姓を受け、又は兩者を連結したる姓を受くるものとす。若しかゝる合意の成立せざる時は、子の姓は裁判所之れを決定す。(第百四十五條) 嫡出子は兩親の姓を繼ぐ。(第百四十五條) 離婚によりて兩親の婚姻が解消せるときは、子が將來如何なる姓を使用すべきかに就き、兩親共同にて、若しまた兩親の間に合意の成立せざる時は裁判所、これを決定するものとす。(第百四十六條) 若し兩親が國籍を異にしその一方がロシア人なるときは、子は兩親が結婚締結の時に協定したる方の國籍を繼ぐなり。若しかゝる合意なきときは、子はロシア人と看做さる。但し子は成年に達したる後に於て、他方の親の國籍を選択することを得るなり。(第百四十七條) 十四歳以下の子の宗教は兩親共同にて之れを書面を以つて決定す。若し兩親が之れにつき合意し得ざる時は、子は無宗教と看做す。(第百四十八條) 而して子は十四歳に達したる

後に於ては、獨立にて自己の宗教を選定するものとす。親權は兩親共同にて之れを行使するなり。(第百五十條) 兩親間に於ける係争は裁判所之れを決定す。(第百五十二條) 若し兩親によりて子の利益が保護せられざる時は、裁判所は兩親より親權を剝奪することを得るなり。(第百五十三條) 親權は自體の監督、教育及び有益なる活動に對する準備を包括するものなり。兩親はこの職能を行使すべき義務を有し居るものとす。(第百五十四條) 兩親は裁判所及び裁判所以外に對して子の法定代理人たるものなり。(第百五十五條) 兩親は子を自らのところに保留し置くべき義務あり。また兩親は、權利なくして子を自らのところに保留する者に對して之れが引渡しを請求し得るの權利を有し居るなり。(第百五十六條) 財産權の點に於て、子は兩親に對し完全に獨立對抗するものなり。(第百六十條) 特に、兩親は子の財産については何等の利用權をも有し居らざるなり。兩親はその未成年の子が勞働能力なく且つ窮迫し居る限りに於て、之れに扶養をなすの義務を有す。(第百六十一條) 扶養義務は兩親のうへにその物質的狀態に應じて依存するものなれども、而も各親はそれぞれ、之れに堪え得る狀態に在る限りは、子のために規定せられたる最低生活費の少くとも半額をば出金せざるべからざるなり。(第百六十二條) 而して兩親もまた、勞働能力なく且つ窮迫し居るときは、子に對して扶養請求權を有するなり。(第百六十三條) 兩親及び子の扶養請求權は婚姻の解消後と雖も依然として存續するものとす。(第百六十五條) また父母を同じくせる及びその一方を異にせる兄弟姉妹も扶養に對する請求權を有し居るなり。(第百七十二條) 一方の當事者

がその扶養權を拋棄することに關する合成は無効なり。(第百七十八條) 養子縁組は禁せられてあり。(第百八十三條) されどまた養子縁組を許すところの命令が準備せられつゝあり。

兩親の保護下に在らざる未成年者及び精神病者は後見に付せらるゝものとす。(第百九十二條) 其の他の者と雖も、特に、浪費者、及び後見監督官廳の裁量によりて後見を必要とするところの者に對しては後見人を立つることを得るなり。(第百四十六條) 後見は、後見監督官廳が直接に之れをなすことあり、また後見監督官廳の指定したる特定の後見人が之れを行使することあり。(第百八十四條) 後見人は被後見人の代理權及び身柄保護の權利並びに義務を有するなり。(第百八十八條) このほかなほ、自から自己の事項につき認知し得ざる狀態に在るところの成年者は、その申出あるときは、之れに保佐人を立つることを得るなり。(第百九十八條)

(四) 訴訟手續

A 新裁判所の構成

新裁判所の構成は一九二二年十月三十一日のロシア社會主義聯邦ソヴエット共和國裁判所構成に關する規定中に規定せられてあり、之れは更に一九二三年二月一日の命令によりて補足せられ居るなり。通常裁判所に三種あり。即ち、人民裁判所、縣裁判所、上級裁判所これなりとす。その間の相違は、一

定の豫備教育を有する常置判事と陪審員(參審員)にあるなり。常置判事は人民裁判所及び縣裁判所にありては、縣執行委員會より一年の期限にて選任せられ、上級裁判所の構成員は全露中央執行委員會々長會議より無期限にて指名せらるゝなり。判事は假令その任期中と雖も免職することを得。而して人民判事及び縣判事は縣執行委員會により、上級判事は全露中央執行委員會々長會議によりて免職せらるゝなり。されば裁判官の獨立性といふことは保障せられ居らず、裁判所は階級裁判所としてのその性質を保持し居るなり。

人民裁判所は、(非訟事件及び離婚事件にありては)單獨判事によりて裁判を行ふことあり、また人民裁判官一名及び人民陪審員(參審員)二名によりて之をなすことあり。縣裁判所は常に縣判事一名及び縣人民陪審員二名によりて裁判をなす。上級裁判所は陪審員なくして三名の職務判事によりて裁判す。職務判事は從來と異りて一定の資格を必要とす。人民判事は諸ろの議會に對して選舉被選舉の權を有し且つ少くとも二年間一の労働者組合に於て責任ある政治的活動に従事するか又は少くとも豫審判事の職にありて一の裁判官廳に於て實際的研究の三年の服務年限を過去に有し居る者ならざるべからず。これと同一の條件は縣判事につきても妥當するなり。但し縣裁判所の裁判長は少くとも三年間人民判事として若しくは革命裁判所の陪審員として働きたるものならざるべからざるなり。上級判事の豫備教育につきては規定はなけれども、上級判事は指名せらるゝものなりといふ事情のなかに、吾人は、その資格に對する充分の保障

を見得るなり。

人民裁判所の管轄は、離婚事件及び非訟事件のなかになほ、係争價格一〇〇〇金ルーブルまでの財産權上の訴訟を含み居るなり。縣裁判所は、第一審裁判所としては、一〇〇〇金ルーブル以上の財産權上の訴訟、違法的若しくは不法的職權行為によりて加へられたる損害の賠償のためにする國家官廳及び官吏に對する訴訟、執行委員會若しくは都市議會が原告若しくは被告たる訴訟、無形の財産權より生ずる訴、につきて管轄權を有し居るなり。第一審裁判所としての上級裁判所は、人民委員會若しくは之れと同位置にある中央官廳が原告若しくは被告たる訴、更らにまた縣(若しくは領)執行委員會又は縣の都市の都市議會が關係者たる訴、を決定す。

事實の提出の再取調による控訴 (Eine Berufung mit erneuter Prüfung des tatsächlichen Vorbringenes) は存し居らず、されど上級の裁判所に對する法規的訴願 (Rechtsbeschwerde) —— 破毀 —— は勿論これあり。破毀は係争價格に關係なく許るさる。

通常裁判所のほかになほ一系列の非常裁判所ありて存す。そのうちに於て茲にはたゞ、人民裁判所の労働部(労働契約より生ずる係争の決定につき管轄權を有す)、農業委員會(農業法上の係争を管轄す)及び仲裁々判委員會(國家機關の間の財産權上の係争の決定につき管轄權を有す)を擧ぐることを得。

新經濟政策の結果、實體的民法の新築が必要なりし以上、訴訟法につきてもまた、かの一九二〇年十月二十一日の人民裁判所に關する命令が決して新時代の要求を満たすに足るものに非ざることには直ちに明らかになるべきことなりしなり。抑々右の命令は民法上の取引が問題となり居らざる時代に發布せられしものにてありき。民法上の訴訟といへばその本質に於て、たゞ離婚事件と親族間の扶養上の訴訟と若干の些々たる日常生活の事務とのみに限定せられ居たるなり。されば裁判所の活動が要求せられたる限りは、主として刑事事件に關係せるものなりき。かくして民事事件に於ける訴訟手續の詳細なる規程に對する慾求は當時に於てはなほ未だ發生し居らざりしなり。即ち當時に於ては大抵の取引は交換若しくは現金買買の方法によりて行はれ居たるが故に、殆んど訴訟となることはなかりき。而もその大部分は、公に持ち出さるゝことを畏れ憚らざるを得ざりしものなりしなり。

されば、右の人民裁判所に關する命令にしても、たゞ甚だ少く且つその大部分は極めて一般的内容を有する規定のみを有しをるに過ぎざるものなり。而してそれ等の規定のうち、社會主義的法律觀念による判決に關する規定は、吾人の既に之れを述べたるところなりとす。新經濟政策の結果と看做すことを得るところの、而して將來に對してはなほ高き程度に於て期待せらるゝところの、民事取引の復活と、及び、

これに關聯しての民法の更新とは、相待つて、今後とも一九二〇年の人民裁判所に關する命令を以つて間に合はすることは不可能なりと思はするに至れり。即ち茲に於てか、民法の作製と同時に、民事訴訟法の起草に着手せらるゝこととなりたるなりき。

されど、ロシアに於ける現在の諸關係に相應するところの民事訴訟法を制定することは極めて困難なることが明らかとなれり。如何となれば、何等の豫備も何等の經驗も全然なく、従つて人々は、ソヴィエツトの傳統に従つて、何か新らしきものを創造せざるべからざりしが故なり。かくして、民事訴訟法は、民法々典の施行日たる一九二三年一月一日までには完成せしむること能はざりき。されば人々は、司法省の一次的訓令を以つて満足せざるを得ざりしなり。従つてこの訓令は當然新民事訴訟手續の大綱以上のものには非ずして、單に民事訴訟法の施行までの應急策と看るべきものに過ぎざりしなり。

民法々典施行後半歳にして初めて新民事訴訟法は通過せられたり。全法は三百餘の條文を含み居りて、個々の場合に對する詳細の規定を斷念して真にたゞ大綱のみを與へ、以つて他は之れを實地に委ねんと欲し居るものなり。〔註・一〕

〔註・一〕クルルスキー（司法人民委員）、新民事訴訟法草案序、——モスコ、一九二三年、五頁、參照。

一九二三年九月一日を以つて實施せられたるこの民事訴訟法は五部より成る。第一部は總則を第二部は

訴訟手續を、第三部は特別訴訟を、第四部は法律上の救済方法を、而して第五部は強制執行を、それぞれ取扱ひ居るなり。

民事訴訟法の效力範囲は、通常裁判所以外に、また、例へば農業上の係争（農業委員会）及び國家機關の間の係争（仲裁々判委員会）のために規定せられ居るところの特別裁判所をも包含し居るなり。勿論、この特別裁判所に對しては民事訴訟法よりの例外が許るされてあり。

裁判所はたゞ當事者の訴を待ちて民事々件に關係するものにして、舊訴訟手續に於て屢々然りしが如く職權により又は官廳の訴によりて之れをなすものに非ず。假令、國家機關が一方の當事者として關係し居る場合と雖も訴訟手續はたゞ當該官廳によりてのみ開始され得るものにして、他の如何なる側も之れをなすことは許るされざるなり。訴訟に對する當事者の力（Herrschaft）は極めて本質的なる制限を附せられ居りて、たゞ、當事者間の和解、訴の取下げを承認し、また未決定の訴訟に於てすら事件を仲裁々判所に移付することを承認する、といふだけのことに局限せられ居るなり。兎まれ、訴訟手續に就いては裁判所が統禦權を有し居るなり。

この點に於て裁判所に與へられ居る役割については、第五條が特に之れを明らかにし居るなり。即ち曰く

『裁判所は凡ゆる手段を以つて當事者の實際の權利並びに相互關係を明らかならしむるに努むべき義務

を有す。故に裁判所は提出せられたる説明及び材料のみに局限せらるゝことなく當事者になせる訊問によりて判決に必要な事實の闡明に資しまた證據手段によりて之れが確定に寄與せざるべからず。而してその場合裁判所は裁判所に依頼するところの労働者に對してその權利の主張に有力なる援助及び合法的なる利益を貸し以てその法律上の無智並びに之れに類する状態がその不利益に利用せらるゝことを得ざらしむ。且つ裁判所は裁判所に依頼する當事者に對しその訴訟上の權利及び必要な要式を説明しまた訴訟上の作爲及び不作爲に關聯する結果を教示するものとす。』

裁判所は當事者間の實際の關係を明らかならしむべくまた一方の當事者の形式的違反よりしてこの者に不要の不利益を生せしむることなしといふ根本原則に従ひ、闕席の訴訟手續に關する規程は存し居らざるなり。されば若し一方の當事者が出頭せずとも、裁判所が缺席當事者の人的訊問を必要なりと思惟せざるときは、事件は本人の出頭なくして書類に基きて決せらるゝなり。

裁判所の判決は現行の法律及び地方機關がその權限内に於て發したる布告に従ふものとす。若し法律及び布告が事件の判決に不充分なるときは、裁判所は、ソ。ヴ。イ。エ。ツ。ト。法。の。一。般。原。則。及。び。勞。農。政。府。の。一。般。政。策。に。従。ひ。て、事件を決するなり。即ちこの規定を以つて、かの、一九二〇年の人民裁判所に關する命令の、裁判官は適切なる法規のなきときは社會主義的法律觀念に依頼せざるべからすといふ、原則は新らしき裝ひに於て實施せられざるべからざるなり。これにつき民事訴訟法の草案理由書は次の如く述べ居るなり。

曰く『吾人はこの草案に於て、革命の當初に當然然りしが如く事件の判決に對する法源としての革命的法律觀念の直接なる援用は、もはや之れを見ず。如何となれば、現在わが立法は一系列の基本的諸法典によりて確定せられ、革命法の一切の本質的特徴は決定的形態に固定したるが故なり。新たなる條件のもとに於ては法典が適用せらるゝことを必要とす。而も現行の法律及び法典の總體を決定し居るは我が革命的法律觀念にてあるなり。されば、革命的な法律觀念の實際的適用のもとに於けるソヴェエツト法の一般原則によりて指導せらるゝことの必要に關する關説は、その次の文に於て、判決言渡しに當りては勞農政府の一般政策によりて指導せらるべしとの要求によりて更らに強められ居るところのものと、同一の思想をば一層正しき形に於て表現し居るなり。なほ茲に附言し置かざるべからざることは、革命的な法律性の根本原則のうへに立てる我が法典は斷じて革命的な目的性の適用を排除するものに非ざることなり。』と。

而してこの、法律をばソヴェエツト立法の精神並びに勞農政府の一般政策のうへに引き戻すことは、たゞ、明白なる法規の存せざる場合のみに限られ居るなり。然るにソヴェエツト政府の大規模の法典編纂の勞苦により、法律によりて規定せられ居らざる如き關係の範圍は次第に狭められ行くべきが故に、この社會主義的法律觀念の適用範圍は蓋し左まで大ならざるものとなるべし。されど右の規定を適用し得る機會の存する限りは、今後は、依つて以つてソヴェエツト立法の一般原則を視ひ見ることを得る適當の類推解釋が與えらるべく、且つ之れによりてかの人民裁判所に關する命令の施行下に於て然りしよりも一層大なる

權利の保證が次第に與へられ得ることゝ成るべし。實にかの人民裁判所に關する命令のもとに於ては、確たる法規の無かりしたため、社會主義的法律觀念は往々にして恣意とその境界を接する懼れありき。當事者はその與へられ居る訴訟上の權利をば忠實と信頼に於て行使すべき義務あり。裁判所は形式上の權利の一切の濫用及び一切の遲延に對して最大の精力を以つて對抗すべく命せられ居るなり。茲に注意し置くべきことは、總則中に國際私法的性質を有する一規定の存することなりとす。即ち全規定に従へば、外國に於て締結せられたる契約は契約締結地若しくは證書作成地に於て施行せられ居る法律に従ひて判決せらるゝなり。但し、現行の法律に基き若しくはロシアの慣習より見てその契約乃至證書が許るすことを得ざるものなる場合に限り、右の法律に反することを得。

訴訟手續と非訴訟手續の間には區別あり。この兩者の區別はドイツに於けると同じ。非訴訟手續はたゞ極めて皮相的に規定せられ居るに過ぎず。死亡人の遺産、仲裁々判手續、金錢の供託、及び書類に基く裁判所の命令に關する裁判所の規則が取扱はれ居るなり。而してこの種の裁判所の命令は、之を裁判所は、訴訟の請求の理由となる一切の事實が書類によりて立證せられ居る場合にその書類に基き、債權者の訴を待ちて發することを得るなり。裁判所の命令は執行權を有するものにして、たゞ上訴に屈服するのみ。而して上訴の取調べはたゞ形式的側面だけに局限せられ居るなり。訴訟手續は訴によりて開始せらるゝものとす。而してこの訴は通常は書面によるものにして、たゞ人民

裁判所に於ける手續に於ては口頭にて之れをなすことを得るなり。若し訴が書類によりて充分に理由づけられてありと思惟せらるゝか、若しくは、保全手段を執らざるべきは原告がその債権の辨済を得る能はざるべき虞れ充分あるか若しくはまた取立の遅延が執行を本質的に困難ならしむべき場合には、係争債権の保全のために、手續一切の段階に於て、假差押をなすとを得。かゝ場合にはまた債権者から裁判所に、債務者に對して未必の損害を保障するために、保全の請求をなすことをも得るものとす。國家機關に對しては假差押は許るされず。國營企業につきても亦然り。こは、一般に國營企業に對しては特種的地位を付與し居るところの新ソヴェット立法に一致するものなり。

訴所手續に於ける審理は公開にして且つ口頭なり。公開禁止（傍聽禁止）は公益の理由よりするか若しくはその訴訟手續が當事者の内部生活の事情を對象となし居るものなる爲めによりて、なざるゝものとす。而して之れに關する決定權は裁判所に屬す。當事者の缺席は事件の決定につき何等の障礙とならず。但し裁判所は當事者が裁判所に對して代理人を有し居る場合と雖も本人自身を召喚することを得るなり。扶養に關する訴及び勞働報酬に關する訴にありては裁判所は若し被告が召喚に應じて自身出頭せざるべきは、その本人の出頭が望まじきものなりと思惟せらるゝ限りに於て之れを引致せしむることを得。證據手段は當事者これを通常は手續開始の際に提示し置かざるべからず。その後には證據手段の提出はたゞ當事者が重大なる事由よりして之れを豫め提示し得るの情況に在らざりし場合に限り許るさるゝなり。

證據手段は當事者之れを提示すべきものなれど、裁判所は當事者の提出せし證據手段が果して如何の程度にまで本質的なるものなりやまた利用すべきものなりやといふことを決定せざるべからず。また必要な場合には當事者に對してそれ以上の證據を申出づることを課することを得るなり。裁判所はまた自己の發動權よりして證據手段取調べの行爲をなすことを得。即ち裁判所は自から實地檢證及び鑑定人の召喚をなし得るなり。

抑々、宣誓といふことはソヴェットロシアに於ては廢止せられてあり、従つて訴訟手續に於ても之れを適用すること能はず。即ち當事者の宣誓もなく、また證人及び鑑定人の宣誓もなし。その代り證人の裁判所に於ける虚偽の供述は一切處罰せらるゝものとす。而して證人はその訊問に當りてこの處罰のことを教示せらるゝことを要す。若し證人が事件の結果に利害の關係を有する者なるときは、裁判所は之れを除斥することを得るなり。證人の供述が國家若しくは職務の機密の曝露と連結する場合のほかは、誰人も證言拒絶の權を有せず。

審理中に、その訴が訴權を有する者によりて提起せられたるものに非ざること、若しくは原告の相手方たるべき者に對して向けられ居らざることが明白となるときは、裁判所は事件を停止するとなくして、誤まれる原告又は被告をば訴訟より脱退せしめ正當の原告を參加せしむることを得るなり。

判決は書面の形式に於て與へらるゝものとす。判決を下すに當りて裁判所は當事者等の申立に拘束せら

ることなし。されば裁判所は原告に對してその請求したるよりも高き金額若しくは異りたる言渡をなすことを得るなり。されど實際は、今や既に、裁判所が訴の要求より離れ得る限界をば設けんとする努力がなされつゝあるなり。

訴訟事件の審理に對しては、實際に於ては、たゞ一の法廷が開らるゝのみ。事實の提出の取調べのみに於ける控訴 (Berufung unter Prüfung des tatsächlicher Vorbringens) の制度は認められ居らざるなり。第一審判決に對してはたゞ上訴のみが法律上の救済方法として存し居るのみ。従つて第一審の判決は、被告として國營企業が問題とされ居る場合のほかは、直ちに執行適状を得るものとす。上訴は、若し第一審裁判所が人民裁判所なりしときは縣裁判所に、また若し縣裁判所が第一審なりしときは上級裁判所に、なされるなり。破毀手續に於て第一審の判決の取消が許るる場合は、一、現行法律に違反し居るか若しくは誤用され居る場合、特に、既に述べ置きたる、裁判所は補充的にソヴェット立法の一般原則及び國家の一般政策をば規準とせざるべからず、てふ規程に背反せる場合、若しくは、二、判決と、判決に確定され居る事實の情況との間に明らかなる矛盾の存し居る場合、即ちこれなり。破毀期間は、人民裁判所の判決の破毀なるか又は縣裁判所の判決の破毀なるかによりて、二週間若しくは一ヶ月とす。破毀審理には當事者は召喚せらる。されど判決は假令當事者の出席なくとも之れを下すことを得るなり。このほかなほ破毀審に於ては、既に帝政時代の民事訴訟に於ても然りしが如く、檢事が立會ふことが許るる。一度び

判決が破毀手續に於て上級審に達するや、破毀審は單に上訴中に舉示され居る破毀理由のみに局限せられず。即ち破毀審は寧ろ、その判決をば、取消され居らざる部分に亘りても取調べ得るなり。

なほ破毀手續による以外に、諸裁判所の判決はまた最高裁判所が監督手續によりて之れを取消することも得るなり。而も最高裁判所は各任意の裁判所の判決を再審査し、及びこの目的にて書類を要求し得るの可能性をば有し居るなり。

新事實の出現せし場合、特に、證人が虚偽の供述をなしたること若しくは提出されし書類が、虚偽のものなりしことが、確認せられし場合には再審手續が許るるなり。

強制執行に關する規程は甚だ簡短にして且つ屢々不充分なり。執行し得べき債務名義は裁判所の判決及び一定の裁判所の決定のほかに、仲裁々判委員會、農業委員會及び仲裁々判所の判決なり。外國の判決のロシアに於ける執行は當該外國との特別なる協定によりてなされるものとす。

強制執行手續は執達吏によりて執行行はる。執行裁判所なるものは存せず。執達吏は普通の執行行為のほかには、ドイツに於ては執行裁判所に指定せられ居るところの諸職能、即ち、債權差押及び建造物の強制競賣を執行せざるべからず。茲に注意し置くべきことは、ソヴェットロシアに於て初めて労働賃銀も差押えられ得且つ強制執行の對象たり得ること、これなり。國營企業及び官廳は、民法及び訴訟手續の何處に於ても然りしが如く、また強制執行手續に於ても優先的位置を享有するなり。而してその際に國營

企業及び國家官廳は更らに、商人的會計の原則に従ひて獨立的活動をなすものと、豫算原則に従ひて收支を行ふものとに分類せらるゝなり。後者は固有の財産を有し居らず、従つて彼等に對する強制執行は許されずして若し等彼より支拂を得る能はざるときはたゞ行政訴訟のみが許るされ居るなり。之れに反し獨立的なる國營企業は私人と同一の取扱ひを受け、従つて法規上その自由處分に委せられ居りて其の處分權内に立つところの財産につきましては強制執行をなし得るものとす。

茲になほ記し置くべきことは、一九二二年五月二十六日の辯護人に関する命令による辯護士の新設なり。全命令は最近裁判所構成法のなかに編入せられたり。縣司法部に屬して民事及び刑事々件辯護人會が設置せられたり。この委員會の第一回の組成は、縣司法部の提案に基き縣執行委員會々長會議これを承認するものとす。それ以後の新構成員の採用は辯護人會々長會議によりて行はる、但し縣執行委員會々長會議は之れに對し異議申立の權利を有す。辯護人につきては豫備教育は要求せられ居らず、されど、非公式の報告によれば、辯護人の絶對多數者は舊辯護士より成り居るものなり。

新民事訴訟法の發布とともに、革命的法律性の建築はその要石を得たるなり。新ロシアの民事訴訟は民法々典の反個人主義的性質に適應し居るなり。新らしき民事訴訟にとりて特徴をなすものは、當事者權の取戻しと判事の裁判權の強調なりとす。即ち判事の裁判權に對しては甚だしく廣大なる餘地が許るされて居るなり。而してこれによりて、訴訟に於ても、個人に對する國家の位置の優力が表現せられて居るなり。

り。

さて果してソヴェット國家が、この如き總括的なる民法の新設を以つてして——即ち無類の短時日間に假令たゞ一時的なるものにもせよ兎も角も一段落を得たる大規模の立法的努力を以つてして——その、經濟的復興のために法律の保障を與へんとするところの、目的を達成すべきか否やの問題は、たゞ實踐によりてのみ解答を與へられ得べき問題たり。而してその限りに於ては既に今日と雖も、私法の領域に於ける無秩序より秩序ある關係に到達すべく大なる一步が踏み出されたることは確かなるところなりとす。ソヴェット政府は、新法律の規定の實行に對する主要なる障礙が裁判官の比較的に不充分なる豫備教育のうち潜み居ることを明らかにしたり。されば彼等は法律學校の設置によりてこの障礙を除去せんと努め、あるなり。

以下譯出する所に於て單に註とあるは條文の註にして即ち正文なり。所々原著者が挿入せし註は之を(原著者註)として譯出せり。而して前者は片假名、後者は平假名を用ひて識別し易からしめ置きたり。

A 勞働者ニ農民ニ赤衛軍ニこさつくニ代表會全露中央執行委員會命令

身分證書及ヒ婚姻法ニ親族法ニ後見法ニ關スル法典

(法令全書、一九一八年、第七六——七七號、第八一八條)

(一九二二年九月二十七日ノ命令ニ依ル編纂ニ在リテハ、法

令全書、一九二二年、第六七號、第五一二條)

第一編 身分證書

第一章 身分證書登記部

第一條

身分證書ハ專ラ民事官廳之ヲ記載スルモノトス而シテ之カ機關ハ第二條ニ列擧スルトコロノ如シ

〔註第一〕 外國ニ在ルルシハ人の身分證書ノ記載ハ其國に駐在スルルシハ代者者ニ之ヲ委任ス

〔註第二〕 航行中ノ船舶又ハ出征中ノ軍隊ニ於テ發生スル出生、婚姻及ヒ死亡ノ登記ハ之ヲ船長又ハ軍事部ノ事務管理者ニ委任ス 右ニ擧ケタル者ハ證書ノ寫本ヲ留保シ置キテ登記シタル原本ハ成ルヘク速カニ最近ノ身分證書登記部〔課、科——譯者註〕ニ依存シ以テ之ヲ所管地ノ部〔課、科——前全〕ニ提出スヘキ義務ヲ有ス

第二條

身分證書ノ登記機關トシテ左ノ如ク設置ス

- (a) 內務人民委員會行政ニ及ヒ組織局ニ附屬スル中央身分證書登記部
- (b) 縣ニ及ヒ郡執行委員會行政部ニ附屬スル縣ニ及ヒ郡身分證書登記科

(c) 郷保執行委員會行政部ニ附屬スル郷保身分證書登記課(係)
 [註第一] 村落ニ在リテハ若シ郷保執行委員會ヨリ遠隔ノ地ナルトキハ郡執行委員會ハ身分證書ノ登記ヲ村落をぶえつと議長ニ委任シ得ルノ權利ヲ有ス

[註第二] 村落をういえつとハ註第一ノ手續ニ依リ登記控帳ヲ記載シ村落をういえつと議長ノ署名ヲ添

ヘテ之ヲ郷保身分證書登記課ニ交付シ以テ内務人民委員會ノ規定スル手續ニ依ル登記ヲ求ムルセノト

ス

第三條

郷保身分證書登記課ニ左ノ事項ヲ委任ス

(a) 人ノ身分ニ影響ヲ及ホス一切ノ事項(第七條)ヲ當該代議會ノ權限内ニ於テ登記スルコト

(b) 利害關係者ノ申出アルトキハ登記簿ノ認證抄本ヲ作成スルコト

第四條

縣及ヒ郡身分證書登記科ニ左ノ事項ヲ委任ス

(a) 所轄ノ縣又ハ郡内ニ於テ登記ヲ爲シタル者ノ名簿ヲ地方部ヨリ達スル報告ニ基キテ集整スルコト

(b) 人員名簿ニ基キテ報告及ヒ謄本ヲ交付スルコト

(c) 郷保身分證書登記課ノ執行ニ關スル監督

第五條

中央身分證書登記部ニ左ノ事項ヲ委任ス

(a) ろしあ共和国内ニ於テ登記ヲ爲シタル者及ヒ外國ニ在リテ登記ヲ爲シタルろしあ人ノ全般的名簿ノ集整及ヒ記載

(b) 全般的名簿ニ基キ報告及ヒ認證抄本ヲ交付スルコト

(c) 縣及ヒ郡身分證書登記科ノ事務執行ニ關シ全般的監督ヲ爲シ及ヒ之ニ就キ方針ヲ與ウルコト

第六條

身分證書ノ登記ヲ委任セラレタル官吏(登記係)ノ職務上ノ地位、其任命、轉任及ヒ解任並ニ其職務上ノ犯罪行為ニ對スル責任ハ統治官廳補助機關ニ關スル規程ノ定ムルトコトトス

第二章 登記簿ノ記載手續

第七條

郷保身分證書登記課ハ左ノ登記簿ヲ記載スルモノトス

(a) 出生登記簿

(b) 死亡登記簿

(c) 不在者登記簿
(d) 婚姻締結登記簿

(e) 離婚登記簿

(f) 胎兒ノ素姓ノ届出ニ關スル登記簿

(g) 姓名變更シタル者ノ登記簿及ヒ之ニ關スルあるふあべつと順名簿

〔註第一〕 本條ニ列擧シタル登記簿ハ總テ中央身分證書登記部ノ定ムル形式ニ從ヒテ之ヲ記載スルモノトス

〔註第二〕 登記簿ハ中央身分證書登記部ノ定メタル型ニヨリテ調製セシメ中央身分證書登記部書記之ヲ編綴、捺印シ各頁ノ連契ヲ爲シ及ヒ該身分證書登記部ノ長之ニ署名シテ以テ之ヲ郷保課ニ送付スルモノトス

〔註第三〕 登記簿ハ中央身分證書登記部カ登記簿ノ形式ヲ制定スルマテハ本條ニ添付シタル形式ニ從ヒテ記載ス

第八條

各身分證書ハ冊號ヲ附シタル當該登記簿ニ登記ス 各登記簿ノ年次冊號ハ連續的ナルコトヲ要シ中斷スルコトヲ得ス

第九條

身分證書登記簿ニハ略語及ヒ抹削ヲ許サス修正及ヒ補遺ハ證書ノ末尾證書ノ作製ニ關與シタル者ノ署名ノ前ニ之カ誌シアル場合ニ限り之ヲ許ス 修正ハ誤字又ハ剩字ヲ細線ニテ抹殺シ尙ホ且之ヲ讀取シ得シムルコトヲ要ス

第十條

郷保課ノ登記簿ニ登記シタル各證書ハ該證書ヲ該登記簿ニ登記シタル官吏、該事項ニ關與シタル者、及ヒ若シ當該證書ノ作成ニ證人ノ出頭ヲ必要トスルトキハ其證人之ニ署名スルコトヲ要ス

第十一條

登記簿ニ登記シタル各證書ハ第十條ニ擧ケタル者カ之ニ署名スルニ先立テ該證書ヲ該登記簿ニ登記シタル官吏之ヲ讀ミ聽カスコトヲ要ス

第十二條

第四條(a)ニ擧ケタル名簿ノ形式及ヒ之ニ記載スル事項ノ目錄ハ中央身分證書登記部之ヲ定ム 該部ハ其組織後遲滯ナク之カタメノ訓令ヲ發スヘシ

第十三條

郷保課ノ一切ノ登記簿並ニ縣及ヒ郡身分證書登記科ノ集整スル一切ノ人員名簿ハ何レモ之ヲ二本ニ記

載スルモノトス 而シテ其一本ハ當該身分證書登記課及ヒ科ニ置キテ常備保管用トシ他ノ一本ハ年度ノ終
リタル後之ヲ一月十五日マテニ縣ニ及ヒ郡身分證書登記科ニ送付シ人員名簿ハ之ヲ中央部ニ送付スヘシ

第十四條

郷保課ハ登記簿ノ一本ヲ縣ニ及ヒ郡科ニ發送シタル後ニ生シタル一切ノ變更ハ其變更ノ生シタル登記簿
ノ當該頁ノ寫本ヲ送付シ以テ之ヲ遲滞ナク縣ニ及ヒ郡科ニ通知スヘキ義務ヲ有ス

第十五條

登記簿ニ收録シタル登記ハ裁判ニ由リテノミ利害關係者之ヲ取消スコトヲ得

第十六條

登記簿ニ收録シタル登記ハ判事ノ命令アルトキニ限り之ヲ修正スルコトヲ得 但シ明カニ不注意又ハ瑕
疵ニ依レル錯誤ハ監督機關ノ指示ニ基キテ之ヲ變更スルコトヲ得

第十七條

身分證書及ヒ人員名簿ハ一切ノ利害關係者ニ之カ閱覽ヲ許ス 一切ノ利害關係者ハ中央身分證書登記部
カ定メタル手数料ヲ納付シテ認證謄本ヲ受ケ得ルノ權利ヲ有ス

第三章 身分證書ノ登記手續

第十八條

出生登記簿ニハ出生、子ノ發見、實際ノ素姓ノ確定ニヨリテ生シタル人ノ身分ノ變化、ノ諸事項ヲ登記
スルモノトス

第十九條

出生又ハ子ノ發見ノ届出ハ其事アリシ日ヨリ三日ノ期間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

〔註〕 縣ニ及ヒ郡身分證書登記科ハ遠隔ノ地ニ對シテハ本條ニ示シタル期間ヲ延期シ得ルノ權利ヲ有ス

但一ヶ月ヲ越ルコトヲ得ス

第二十條

届出ハ子ノ出生地ノ郷保身分證書登記課ニ於テ其兩親又ハ其一方、若ハ兩親ノ死亡、不在又ハ病氣ノ爲
メ其子ノ監督ヲ爲シ居ル者之ヲ爲ス

第二十一條

届出ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第二十二條

届出ニハ次ノ事項ヲ示スコトヲ要ス 出生ノ年月日時及ヒ場所、子ノ男女別、子ニ附シタル名、兩親ノ
氏名、住居地及ヒ年齢、亦其出生兒カ當該兩親ノ有スル子ノ第何番目ノ子ナルカヲ示スコトヲ要ス

第十三條 届出ニハ其子カ事實其兩親ノ子ナルコトニ就キ各親ノ署名ヲ添ウルコトヲ要ス
〔註〕 村落と云いえつとニ依ル登記(第二條註第一)ニアリテハ本條ハ拘束力ヲ有セス

第二十四條

出生ノ事實ハ二人ノ者ニヨリテ認證セラルルコトヲ要ス 但届出ヲ之ニ算入スルモノトス(第二十條)

第二十五條

双生兒ノ出生ノ場合ハ其各ニ就キ各別ノ届出ヲ爲スコトヲ要シ又出生登記簿ニハ各別ノ登記ヲ爲スヘシ

第二十六條

届出ハ死兒ノ出生ノ場合ニモ之ヲ爲スコトヲ要ス 但出生登記簿ニハ之ニ關スル記載ヲ爲スヘシ

〔註〕 死産兒ノ登記ハ出生登記簿ノ登記ト同時ニ死亡登記簿ニ之ヲ登記スルモノトス

第二十七條 其子ヲ發見シタル者之ヲ爲スコトヲ要ス

子ノ發見ニ關スル届出ハ其子ヲ發見シタル者之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十八條

子ノ發見ニ關スル届出ハ地方行政官ノ作成、認證スヘキ調書ヲ添ウルコトヲ要ス 其調書ニハ子ノ發見ノ時日、場所、狀況、男女ノ別、若シ身體上ノ特徴アルトキハ其事項、推定年齢、其子ニ添ヘアリタル

書類ノ内容ノ逐字的複寫ヲ記載スルコトヲ要ス 該調書ニハ亦其子ヲ引渡シタル又ハ引渡サントスル施設又ハ人ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十九條

人ノ實際ノ素姓ノ確定ニ關スル登記ハ所轄地方裁判所ノ報知ヲ受ケ取ル後遲滞ナク之ヲ其者ノ出生ニ關スル事項カ記載シタル出生登記簿ノ當該頁ノ特別注意事項欄ニ登記スルモノトス

第三十條 本條ハ素姓ノ確定ニ關スル事項カ記載スルコトヲ要ス 裁判所名、指令ノ番號及ヒ裁判所

ノ決定ヲ發シタル日附出シタル書、裁判所ノ決定書、裁判所ノ決定書、裁判所ノ決定書、裁判所ノ決定書

第三十一條

死亡登記簿ニハ死亡及ヒ屍體ノ發見ノ他亦裁判ニヨル人ノ死亡宣告ノ場合ヲ登記スルモノトス

第三十二條 死亡及ヒ屍體ノ發見ノ届出ハ其事ノアリタル時ヨリ三日ノ期間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十三條

死亡ノ届出ハ死亡者ト共棲シ居タル親族又ハ家屬員、若シ之等ノ者無キトキハ相隣者若シ其處ニ死亡シタル施設(治療病院、救貧院、監獄、等)ノ管理人又ハ屍體ヲ發見シタル者之ヲ爲スコトヲ要ス

死亡ノ届出ニハ次ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス 死亡者ノ氏名、出生ノ年、最後ノ居住地、家族ノ身分
死亡ノ年月日、死因、死亡届出人ノ氏名及ヒ居住地

第三十五條 其ノ事ハ、（註）三日ノ限内ニ之ヲ登記スルコトヲ要ス

死亡ノ届出ニハ、（註）と醫師又ハ地方をういえつと官廳ノ認證アル死亡證明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十六條

屍體ノ發見ニ關スル届出ニハ醫師ノ證明書ノ他尙亦地方行政官カ作成、認證シタル屍體發見ノ狀況ヲ巨細ニ記述セル調書ヲ添付スルコトヲ要ス

〔註〕 村落をういえつとニ依ル登記ニアリテハ（第二條註第一）本條ハ拘束力ヲ有セス

第十九條及ヒ第三十二條ニ述ヘタル届出ヲ爲ササルカ又ハ之ヲ正規ノ時期ニ爲ササリシ者ハ行政罰又ハ刑罰ニ處ス

第三十八條

裁判ニ依ル人ノ死亡宣告ニ就キテハ之カ決定ヲ言渡シタル裁判所ハ死亡宣告ヲ受ケタル本人ノ出生ニ關

スル報告ノ集輯シアル當該身分證書登記課（科）ニ之ヲ通知スルモノトス

〔註〕 死亡宣告ヲ受ケタル者カ何レノ郷保課ニ於テ不在者トシテ登記セラレ居ルヤ裁判所ニ分明セサル

告ヲ受ケタル本人ノ最後ノ居住地ノ身分證書登記課（科）ニ右ノ決定ヲ通知スルモノトス

第三十九條

人ノ死亡宣告ニ關スル登記ニハ其登記カ死亡宣告ニ關シテ發セラレタル裁判所ノ決定ニ基キテ爲サレタルモノナルコトヲ記入シ且裁判所名、決定ノ番號及ヒ指令發行ノ日附ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十條 死亡宣告ノ登記ハ之ニ關スル裁判所ノ報告ヲ受理シタル後遲滯ナク之ヲ登記簿ニ記載スルコトヲ要ス

第四十一條

第三十八條乃至第四十條ノ規程ハ不在者登記簿ニ於ル不在宣告ノ登記ニモ之ヲ適用ス

第四十二條

郷保身分證書登記課ハ一切ノ死亡、一切ノ死亡宣告又ハ不在宣告ニ就キ遅クモ其登記ノ完了後二日以内ニ本人ノ知ラレタル最後ノ居住地ノ郷保又ハ都市代議をういえつとニ之ヲ通知スヘキ義務ヲ有ス

第四十三條

婚姻締結ニ關スル登記ハ郷保身分證書登記課ノ官吏之ヲ婚姻ノ登記ヲ爲ス當該帳簿ニ記載スルモノトス
第四十四條
婚姻ヲ締結セムトスル希望ニ關スル届出ヲ受理シタル後係官ハ第五十九條ニ述ベタル事項ノ他該婚姻豫約者カ名乗ラムトスル姓ヲ聴取シテ然ル後婚姻登記簿ノ登記ヲ爲スモノトス

第四十五條
古キ婚姻登記簿カ廢棄トナリタルカ又ハ其他ノ方法ニ由リテ滅却シタルトキ若ハ其他ノ事由ニ依リ夫婦カ其婚姻締結ノ謄本ヲ受クヘキ可能性ヲ有セサルニ到リタルトキハ右ノ者ハ一定ノ時以來結婚シ來リ居ルコトヲ夫婦ノ雙方又ハ一方ノ居住地ノ管轄婚姻登記部ニ届出テ得ルノ權利ヲ有ス 夫婦ノ署名ニ依リテ婚姻登記簿カ事實滅却シ居ルコト又ハ該夫婦カ其他ノ重大ナル事由ヨリシテ其婚姻締結ノ謄本ヲ受ケサルコトヲ確證スル届出ハ新ナル婚姻登記及ヒ證明書ノ寫本ノ交付ニ就キ基礎タリ得ルモノトス

第四十六條

離婚ノ場合ハ離婚登記簿ニ之ヲ登記スル他尙ホ亦當該婚姻カ登記シタル婚姻締結登記簿ノ當該頁ノ特別注意事項欄ニ之ヲ記入スルモノトス
第四十七條
裁判所ノ決定ニ基キテ爲サル離婚ノ登記ハ其報告ヲ受理シタル後遲滯ナク之ヲ登記簿ニ記載シ且裁判

所名、指令ノ番號及ヒ該決定ノ發行日附ヲ表示スルコトヲ要ス

第四十八條

離婚ノ申立カ第九十一條ニ示ス手續ニ依リテ直接ニ身分證書登記課(科)ニ提出セラレタルトキハ係官ハ登記簿ニ離婚登記ヲ爲ス前ニ其離婚ノ申立カ事實夫婦ノ雙方ニ依リテ提起セラレタルモノナルコトヲ確カムル義務ヲ有ス

第四十九條

胎兒ノ父ニ關スル登記ハ第四百十條ニ示ス届出ノ受理後遲滯ナク之ヲ當該登記簿ニ記載スルコトヲ要ス

第五十條

別名及ヒ本名ノ變更ニ關スル登記ハ届出ヲ受理シタル後本名及ヒ別名ヲ變更スルノ權利ニ關スル命令(法令全書、一九一八年、第三十七號、第四百八十八條)〔原著者註・一〕ノ第二條及ヒ第三條ニ規定シタル形式ヲ顧慮シテ之ヲ當該登記簿ニ記載スルモノトス

〔原著者註・一〕この命令は本書、本法典の次に之を収録し置きたり

第五十一條

本名又ハ別名ヲ變更シタル者ハ之ヲ當該登記簿ニ登記スル他尙ホ亦利害關係者ノ要求アルトキハ本名ノ變更ニ關スル事項ハ之ヲ其本名及ヒ別名ヲ變更シタル者ニ關スル事項ノ記載シアル一切ノ他ノ登記簿及ヒ

第二編 婚姻法

第一章 婚姻締結ノ方式

第五十二條

本編ニ定ムルトコロノ配偶者ノ権利及ヒ義務ハ身分證書登記部ニ登記ヲ爲シタル民法上ノ（（さういへつと））婚姻ニ限り之ヲ生スルモノトス
 宗教上ノ慣習ニ從ヒ僧侶ノ立會ノモトニ締結シタル婚姻ハ所定ノ手續ニ依リテ登記ヲ爲スニ非レハ婚姻締結者ニ對シテ何等ノ權利及ヒ義務ヲ生スルコトナシ

〔註〕 一九一七年十二月二十日以前ニ於テ舊民法ノ第五條、第十二條、第二十條、第三十一條又ハ第九十條（舊法令全書、第十卷、第一部、一九一四年版）ニ規定シタル要件及ヒ方式ニ從ヒテ締結シタル教會及ヒ宗教上ノ婚姻ハ登記シタル婚姻タルノ效力ヲ有ス

第五十三條

婚姻ハ郷保身分證書登記課又ハ之カ代リニ地方代議會附屬公證部ニ於テ之ヲ締結スルモノトス

〔註第一〕 外國ニ於ケル婚姻締結ハ其國ニ駐在スルルシハ代表者ニ之ヲ委任ス 後者ハ婚姻ノ締結ニ就

キ中央身分證書登記部ニ婚姻證明書ノ寫本ヲ提出シテ之ヲ報告スヘキ義務ヲ有ス

〔註第二〕 航行中ノ船舶及ヒ出征中ノ軍隊ニ於ケル婚姻ノ締結ハ第一條註第二ニ擧ケタル者ニ之ヲ委任

ス

（參 考）

外國に在るロシア人の婚姻締結及び離婚に就きて、司法人民委員會は一九二三年七月六日（ソヴィエツト司法週報、二七——二三號、六二二頁以下）を以て次の如き説明を與へたり。

一、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國の全權代理及び領事のもとに於て、ロシア人間に、若はロシア人ニ當該全權代理の駐在する國人又は其他の國人との間に締結したる婚姻、及び又外國に在りて其國の法律に依り締結したる一切の婚姻は、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國に於て有效と看做さる、但しロシア人の婚姻はロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國の全權代理又は領事のもとに於て之を登記することを必要とす。

二、外國に於て其國の法律に依り爲されたる一切の離婚は、其解消したる婚姻を締結したる場所及び

時の如何に拘らず、亦ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國に於ても離婚として認めらる。但ロシア人の婚姻の解消又は其無効の宣告が配偶者雙方の意思に反して形式的理由より爲されたるものなる場合は此限りに在らず。

三、外國に居住するロシア人は離婚の訴をば、之に適用せらるゝ一般原則に従ひて、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國の全權代理又は領事のものに提起することを得。この場合に在りては、この訴は、他の一方の配偶者がロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國内に住るときは其滞留地の管轄人民裁判所に送付せらるゝものとす。されど若し他の一方の配偶者の居住地が分明せざるか、若は外國に滞留し居るときは、この訴は、縣裁判所が指定するモスクワ市内の人民裁判所の一に移付せらる。而して斯る事件にありては裁判費用乃至印紙税を支拂ふこと無くして判決の言渡を與ふるものとす。如何となればそは既に全權代理のもとに訴の提起を爲したる際に支拂ひあるが故なり。

四、若し離婚の訴が其婚姻を締結したるロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國の代表者のもとに配偶者の雙方より同時に提起せられたるときは、右の代表者は身分證書に關する法典の第九十一條の手續に依りて其訴を許容するものとす。而して此決定は、若しそれが右の法典の第三百三十一條、第三百三十二條、第三百六十六條、及び第三百六十七條に定めたる規定に従ひて發せられたるときは、裁判所の決定たるの效力を有するなり。

五、本同章の(三)に擧げたる事件の告訴人に對しては裁判所に出頭を求むる召喚狀の發せらるゝこと無し。されど外國に居住する相手方に對する召喚狀及び外國に住する他の一方の配偶者に對する召喚狀及び完了せる離婚に關する其他一切の説明及び決定の寫本は、人民裁判所より司法人民委員會第一節を通じて發せられ外國に在る他の一方の配偶者の名宛に轉送せらる。

六、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國の代表者は其駐在する國の法律に従ひて、其國に存し且つ其國の立法により認められ居るロシア人の財産權に對し、之が保護に就き處置を執るものとす。故にロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國に住するロシア人の外國に在る權利の保護に關する申立は、外務人民委員會の經濟及び法律部に之を提起することを要す。而して該部には特に、報酬條件を明示してロシア人の利益の辯護を引受くる各國の辯護士の人名簿が備え付けてあり。

第五十四條

婚姻ハ婚姻締結ノ執行ノ爲メニ特定シタル場所ニ於テ公ニ之ヲ締結スルモノトスニ決シテ之ヲ公示スルニ依リテ之ヲ締結シタル場合ニ限リ特定ノ場所以外ニ於ル婚姻締結ヲ許ス

第五十五條

婚姻ハ身分證書登記部(課)ノ長又ハ其代理、及ヒ該部ノ登記係書記又ハ其助手ノ面前ニ於テ又公證部
 ニアリテハ公證人及書記ノ面前ニ於テ之ヲ締結スルモノトス
 第五十六條
 婚姻ノ締結ヲ執行スル係官ノ氏名ハ地方新聞紙ニ公告シ及ヒ婚姻締結ヲ行フ場所ニ揭示シテ之ヲ公示ス
 ルコトヲ要ス

第五十七條

婚姻ノ締結ハ婚姻締結ノ執行ヲ委託シアル係官カ公示スル豫定ノ日及ヒ時間ニ於テ之ヲ行フハ外國ニ在
 居人及委員會ノ第五十八條
 婚姻ヲ爲サムトスル者ハ其居住地ノ郷保身分證書登記課ニ口頭ヲ以テ之ヲ通知シ又ハ届出書ヲ提出スル
 モノトス

第五十九條

婚姻ヲ爲サムトスル希望ノ届出ニハ婚姻豫約者ノ身柄ニ關スル證明及ヒ雙方カ自由意思ヲ以テ婚姻ヲ爲
 スモノナルコト並ニ第六十六條乃至第六十九條ニ掲ケタル婚姻締結ノ障礙ノ存セサルコトニ關スル婚姻豫
 約者ノ證明書ヲ添付スルコトヲ要ス

〔註〕 婚姻豫約者ノ身柄ハ證明書、證書、證人ノ共述及ヒ其他係官カ充分ナリト認ムル一切ノ方法ニ依

リテ之ヲ證明スルコトヲ得

第六十條

係官ハ婚姻締結登記簿ニ婚姻締結ノ登記ヲ爲シタル後之ヲ婚姻豫約者ニ讀ミ聽セ及ヒ其婚姻カ法律ニ依
 リテ締結セラレタルコトヲ宣ス

第六十一條

係官ハ婚姻締結ヲ執行シタル後直チニ夫婦ニ對シ其希望アルトキハ婚姻締結ノ證明書ヲ交附ス

第六十二條

婚姻ハ婚姻締結登記簿ノ登記ト同時ニ締結セラレタルモノト看做ス

第六十三條

婚姻締結登記簿ノ婚姻登記ノ完了前ニ其婚姻締結ニ法定ノ障礙ノ存スルコトヲ通知シタル者アルトキハ
 係官ハ地方裁判所カ事件ノ決定ヲ爲スマテ其婚姻登記ヲ延期スヘキ義務ヲ有ス

婚姻ニ對スル明ラカニ無根ノ異議ハ事件ヲ取調フルコト無クシテ係官之ヲ却下スルコトヲ得

〔註〕 地方裁判所ハ婚姻締結ノ異議ニ關スル事件ハ順番外トシテ三日ノ期間内ニ之カ取調ヲ行フモノト

ス 此事件ニ關スル地方裁判所ノ決定ハ取消スコトヲ得ス

第六十四條

婚姻ノ執行ヲ妨害セムトスル目的ヲ以テ故意ニ虚偽ノ通知ヲ爲シタル者ハ偽證ノ責ニ任シ且此犯行ニ依リテ加ヘタル一切ノ損害ノ賠償ヲ言渡サルルモトス

婚姻締結ノ拒絶ニ對スル抗告ハ身分證書登記課ノ所在地ノ地方裁判所ニ之ヲ提起ス而シテ期間ノ制限ナシ

第二章 婚姻締結ノ具體的要件

第六十六條

婚姻ヲ締結セムトスル者ハ婚姻適齡ニ達シ居ルコトヲ要ス

婚姻適齡ハ女ハ十六年男ハ十八年ニ達スルコトニ依リテ定マル

第六十七條

婚姻ヲ締結セムトスル者ハ健全ナル知能ヲ有スルコトヲ要ス

既ニ登記シタル婚姻ヲ爲シ居ル者又ハ登記シタルト等シキ婚姻ヲ爲シ居ル者ハ重ネテ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第六十九條

直系尊卑屬親、同父母及ヒ異父母ノ兄弟姉妹ハ互ニ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

〔註〕私生親族ヲ含ム一切ノ親族關係ハ本條ニ掲ケタル親族者間ノ婚姻障礙タルモノトス

第七十條

婚姻ノ締結ハ婚姻契約者雙方ノ合意ノ存スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

婚姻ヲ爲サムトスル者ノ信仰上ノ相異ハ婚姻締結ノ障礙ト成ラス

第七十二條

僧侶ノ身分及ヒ牧師又ハ教會執事ノ身分ニ屬スルコトハ婚姻締結ノ障礙ト成ラス

第七十三條

獨身ノ所誓ヲ立テタル者モ假令其者カ白人(かとりつく教)又ハ黒人ノ僧侶ノ代表タル場合ト雖モ婚姻ヲ爲スコトヲ妨ケス

第三章 婚姻ノ無効

第七十四條

婚姻ハ法律ニ明規シアル場合ニ限り之カ無効ヲ宣スルコトヲ得

第七十五條

婚姻ノ無効宣告ノ手續ハ夫婦、其婚姻ニ由リ利益ヲ侵害セララル者及ヒ國家權力ノ代表者之ヲ申請スルコトヲ得

第七十六條

婚姻ノ無効宣告ニ關スル事件ハ土地ノ管轄ニ關スル規程ニ從ヒ地方裁判所之ヲ取調フルモノトス

第七十七條

配偶者ノ雙方又ハ一方ヲ婚姻適齡ノ到達前ニ締結シタル婚姻ハ之カ無効ヲ宣スルコトヲ得 但左ノ場合ハ此限ニ在ラス

(a) 婚姻適齡ノ到達後婚姻ノ無効宣告ノ手續ヲ申請シタルトキ

(b) 其婚姻カ子ノ出生又ハ女ノ懐胎ヲ結果シタルトキ

第七十八條

精神病者又ハ理性ヲ以テ行爲ヲ爲スコト能ハスシテ更ニ其行爲ノ意味ヲ理解スルコト能ハサリシ如キ狀況ニ在ル者カ締結シタル婚姻ハ無効トス

第七十九條

婚姻締結者ノ一方カ尙ホ有效ナル及ヒ他ノ配偶者ノ死亡又ハ離婚ニ由リテ解消スルニ至リ居ラサル他ノ婚姻ヲ爲シ居ルトキニ締結シタル婚姻ハ無効トス

第八十條

第七十九條ニ掲ケタル理由ヨリシテ婚姻ノ無効ノ宣告アリタルトキハ前婚ハ有效トス

第八十一條

婚姻カ婚姻締結者ノ一方ノ同意ナクシテ締結シタルモノナルトキ又ハ此同意カ意識喪失ノ狀況ニ在リテ若ハ強制ニ由リテ與ヘラレタルモノナルトキハ其婚姻ハ無効トス

第八十二條

教會及ヒ宗教上ノ婚姻ニシテ一九一七年十二月二十日以前ニ舊民法全書(法律全書、第十卷、第一部、一九一四年版)ノ第三條、第五條、第十二條、第二十條、第二十八條及ヒ第三十一條ニ規定シアル要件及ヒ方式ニ違反シテ締結シタルモノハ無効トス

[註] 本條ニ掲ケタル婚姻ニシテ一九一四年版ノ舊法律全書、第十卷、第一部、第二十三條ニ違反シテ締結シタルモノハ婚姻締結者カ直系尊卑屬親又ハ同父母若ハ異父母ノ兄弟姉妹ナラサルトキハ有效ト

看做ス

第八十三條

婚姻ノ無効宣告ニ關ナル判決ノ確定力ノ發生後ハ其婚姻ハ其執行ノトキヨリ無効ナリシモノト看做ス
第八十四條

婚姻無効ノ宣告ヲ受ケタル者ハ一般規程ニ基キテ相互ノ間ニ新タナル婚姻ヲ締結スルコトヲ得ス

第四章 婚姻ノ解消

第八十五條

婚姻ハ配偶者ノ死亡ニ由リテ解消ス。配偶者カ裁判所ニ於テ死亡宣告ヲ受ケタルトキ亦同シ。

第八十六條

若シ婚姻ハ配偶者ノ生存中ニ在リテハ離婚ニ由リテ之ヲ解消スルコトヲ得

〔註〕離婚ニ關スル本法ノ一切ノ規定ハ一九一七年十二月二十日以前ニ締結シタル宗門、教會及ヒ宗教

上ノ婚姻ニモ之ヲ適用ス

第八十七條

離婚ニ關スル配偶者雙方ノ同意並ニ其一方ノ希望ハ離婚ノ理由ト爲スコトヲ得

第八十八條

離婚ノ訴ハ書面又ハ口頭ノ形式ニ由リテ之ヲ提起スルコトヲ得。但口頭ノ形式ニ由ルトキハ之ヲ調書ニ

記入スルモノトス

第八十九條

離婚ノ訴ニハ婚姻締結ノ證明書又ハ若シ表意者カ右ノ證明書ヲ所持セサルトキハ婚姻ノ成立及ヒ婚姻締結地ニ關スル證書ニ傳達事項ノ正確ニ就キ責任ヲ負フ旨ヲ副ヘテ之ヲ添付スルコトヲ要ス

第九十條

離婚ノ訴ハ配偶者雙方ノ居住地又ハ離婚希望者雙方ノ選定シタル土地ノ地方裁判所及ヒ若シ離婚ノ訴カ配偶者ノ一方ヨリ提出スルモノナルトキハ原告又ハ被告タル配偶者ノ居住地ノ地方裁判所ニ之ヲ提起スルモノトス

第九十條ノ一

離婚ノ訴カ原告ノ居住地ニ於テ提出セラレ同時ニ被告ノ居住地カ原告ニ分明シ居ルトキハ被告タル配偶者ニ對スル出廷ノ召喚狀ハ普通ノ手續ニ依リテ之ヲ送達ス。但右ノ召喚狀ハ被告ニ直接之ヲ手交スヘキ義務アリ。召喚狀ヲ直接被告ニ手交シ得サルトキハ第九十條ノ二ニ掲ケタル通知ノ手續ヲ適用スルモノトス

第九十條ノ二

原告カ被告ノ居住地ヲ知ラサルコトヲ表明シタルトキ及ヒ原告ノ示シタル宛名ニ於テ被告ニ召喚狀ヲ手交シ得サルトキ(第九十條ノ一)ハ判事ハ自己ノ裁量及ヒ原告又ハ利害關係者ノ申告ニ依リ證人ヲ訊問シ

テ被告ノ實際ノ居住地又ハ被告カ住所不明ナル事實ヲ確定ス
後者ノ場合ニハ判事ハ被告ノ召喚ニ就キ次ノ處置ヲ執ルモノトス 即チ判事ハ被告ノ法廷召喚ニ關スル
公示ヲ裁判所ノ構内ニ揭示ス而シテ之ト同時ニ判事ハ該裁判所所在地、其婚姻締結ノ登記ノ保管シアル地
及ヒ被告ノ最後ノ居住地ノ身分證書登記課ニ提示スルタメ同一ノ公示各一部ヲ發送シ該裁判所ニ公示ヲ揭
示シタル日ヨリ二个月ヲ經過シタル後判事ハ事件ノ審理期日ヲ定ム

第九十條ノ三

右ノ手續ニ依リテ爲シタル離婚ニ關スル決定ノ寫本ハ遲滯ナク法廷召喚ノ公示ヲ揭示シタル場所ニ之ヲ
揭示シ又本法典第九十七條ニ從ヒ之カ登記ノ爲メ婚姻締結ノ登記ヲ保管スル土地ノ身分證書登記課又ハ右
ノ登記ヲ保管スル官廳ニ之ヲ發送スルモノトス

第九十一條

配偶者雙方ノ合意アルトキハ離婚ノ訴ハ地方裁判所又ハ當該婚姻締結ノ登記ヲ保管シ居ル婚姻登記課
(科)ニ之ヲ提出スルコトヲ得

第九十二條

身分證書登記課(科)ノ長ハ離婚ノ訴カ事實夫婦ノ雙方ヨリ提出シタルモノナルコトヲ確メタル後離婚
ノ登記ヲ爲シ又舊配偶者ノ希望アルトキハ之ニ離婚證明書ヲ交附ス

第九十三條

離婚事件ハ地方判事之ヲ單獨組織ニ由リ公開ニテ審理ス

第九十四條

各地方判事ハ尠クモ一週ニ一度一定ノ時間ヲ定メテ離婚事件ノ取調ヲ爲ス

第九十五條

配偶者ノ雙方又ハ其代理人カ同時ニ又ハ同道シテ地方裁判所ニ出頭シタルトキハ裁判所ハ遲滯ナク其離
婚事件ノ取調ヲ行フコトヲ得但當日取調ヲ爲スコトニ定メアル事件ノ順序ヲ變更スルコトヲ得ス

第九十六條

夫婦雙方ノ合意ニ基ク離婚ノ訴ヲ受理シタルトキハ判事ハ配偶者ノ雙方又ハ其代理人ヲ召喚シテ行フヘ
キ訴ノ取調期日ヲ定ム

第九十七條

判事ハ婚姻ノ解消ニ關スル決定ヲ言渡シタル後前配偶者ノ希望アルトキハ之ニ離婚證明書ヲ交附シ又遲
クモ三日以内ニ郷保身分證書登記課又ハ該婚姻締結ノ登記ヲ保管シ居ル他ノ官廳ニ右ノ決定ノ寫本ヲ送達

第九十八條

離婚ニ關スル地方判事ノ決定ハ一般手續ニ依ル上訴ニ服スルモノニシテ上訴提起期間ノ經過前ニ於テハ當事者カ破毀ヲ斷念スルニアラサレハ確定力ヲ有スルモノト看做スコトヲ得ス

第九十九條

配偶者ノ死亡後又ハ婚姻ノ無效宣告後ハ離婚手續ヲ開始スルコトヲ得ス 其以前ニ開始シタル手續ハ之ヲ停止ス

第五章 配偶者ノ權利及ヒ義務

第一百條

婚姻ヲ爲シタル者ハ共通ノ姓(婚姻名)ヲ名乗ルモノトス 婚姻ノ締結ニ當リ男(婿)又ハ女(嫁)ノ姓又ハ兩者ヲ連結シタル姓ヲ名乗ラムトスルハ本人等ノ自由決定ニ委ス

〔譯者註——一九二四年十一月本條を廢する旨の命令發せられたり。今日に於ては夫婦は共通の姓を名乗ることを得れど義務には非ず〕

第一百一條

夫婦ハ婚姻ノ存立スル全期間ニ互リ及ヒ其一方ノ死亡又ハ裁判所ニ於ル死亡宣告ニ基ク解消後ト雖婚姻名ヲ保有ス

第一百二條

離婚ニ因ル婚姻ノ解消ニアリテハ配偶者カ將來名乗ラムトスル姓ヲ離婚申請書ニ記載スルモノトス 之ニ關シ兩者ノ間ニ合意ノ成立セサルトキハ離婚シタル配偶者ハ各自其婚姻前ノ姓ヲ取ル

第一百三條

婚姻締結者カ國籍ヲ異ニシ當事者ノ一方カろしあノ國籍ヲ有スルトキハ國籍ノ變更ハ婿又ハ嫁ノ特ニ明示シタル希望アル場合ニ限り一般原則ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ得

第一百四條

一方ノ配偶者ノ居住地ノ變更ハ他ノ配偶者ニ對シテ之ニ隨フヘキ義務ヲ生セシムルコト無シ

第一百五條

婚姻ハ配偶者ノ財産共通ノ理由ト成ラス

第一百六條

配偶者ハ法律ノ許ス一切ノ財産權上ノ契約關係ヲ相互ノ間ニ締結スルコトヲ得 妻又ハ夫ノ財産權ノ減輕ヲ目的トスル配偶者間ノ合意ハ無効ニシテ第三者並ニ夫婦ニ對シテ拘束力ヲ有スルコト無シ 夫婦ハ何時タリトモ其履行ヲ拒絶シ得ルノ權利ヲ有ス

第一百七條

貧困ノ、即チ生活ノ最低限ヲ有セスシテ労働無能力ノ配偶者ハ他ノ一方ノ配偶者カ扶助ヲ與ヘ得ルノ状態ニ在ルトキハ之ニ對シ扶養ヲ請求シ得ルノ權利ヲ有ス

第一百八條

一方ノ配偶者カ他ノ一方ノ貧困ニシテ且労働無能力ノ配偶者ニ扶養ヲ與フルコトヲ肯セサルトキハ後者ハ被告タル配偶者ノ居住地ノ縣代議會ノ社會救濟部ニ依頼シテ其配偶者ニ扶養ノ給付ヲ強制スヘキ訴ヲ提起シ得ルノ權利ヲ有ス

第一百九條

扶養ノ給與ニ關スル訴ニハ一切ノ手数料ヲ免除ス 此訴ハ之ヲ直接提出シ又ハ郵便ヲ以テ送付スルコトヲ得 又此訴ハ口頭ヲ以テ之ヲ提起スルコトヲ得 但此場合ハ之ヲ調書ニ記入スルコトヲ要ス

第一百十條

社會救濟部ハ訴ヲ受理シタル後告訴人及ヒ被告タル配偶者ヲ法廷ニ召喚シ又ハ斯クスルコトカ合目的クナリト思量セラルルトキハ郵便ヲ以テ兩者ト聯絡ヲ取ルモノトス

第一百十一條

社會救濟部ハ提起セラレタル訴カ理由アルコトヲ認メタル後必要アラハ適當ノ調査ヲ行ヒ然ル後扶養ノ給與及ヒ其範圍並ニ方法ニ關スル決定ヲ與フ

第一百十二條

扶養給與ノ問題ニ關スル社會救濟部ノ決定ハ訴ヲ受理シタル日ヨリ遅クモ一个月以内ニ公判廷ニ於テ之ヲ與フルコトヲ要ス

第一百十三條

社會救濟部ハ給與スヘキ扶養ノ範圍及ヒ方法ヲ定ムルニ當リ告訴人ノ貧困及ヒ労働無能力ノ程度並ニ労働者ト企業家ノ間ノ労働契約ニ於テ當該地方ニ就キ定メラレ居ル生活最低限ノ額ニ準據スルモノトス

〔註〕 成年(十八年)ニ至ラサル者及ヒ男ニシテ五十五年女ニシテ五十年ニ達シタル者ハ特別ノ證據手段ヲ提出セストモ労働無能力者ト看做ス

第一百十四條

社會救濟部ハ定期ノ支拂又ハ給付ニ代ウルニ此支拂又ハ給付ノ一回拂ノ資金ヲ以テスルコトニ定ムルコトヲ得ス

第一百十五條

扶養ノ給與、其方法及ヒ範圍ニ關スル社會救濟部ノ決定ハ一切ノ人及ヒ官廳ニ對シ拘束力ヲ有スルモノニシテ裁判所ノ判決タルノ效力ヲ有シ一般原則ニ從ヒテ之ヲ執行スルコトヲ得

第一百十六條

社會救濟部ノ決定ニ對スル抗告ハ當事者之ヲ期間ノ制限無ク地方裁判所ニ提起スルコトヲ得

第十七條

地方裁判所ハ第九條、第十一條及ヒ第十四條ノ原則並ニ地方人民裁判所ニ就キ定メアル訴訟法ノ一般原則ニ準據シテ扶養給與ノ問題ヲ裁決シ給付スヘキ扶養ノ範圍及ヒ方法ヲ定ム

第十八條

此訴訟ニ於ル地方裁判所ノ判決ハ一般手續ニ依リ抗告ヲ以テ之ヲ取消スコトヲ得

第十九條 [原著者註]

一方ノ配偶者ノ死亡又ハ裁判所ニ於ル死亡宣告ニ由ル婚姻ノ解消ニアリテハ其貧困ニシテ勞働無能力ナル配偶者ハ殘留財産ヨリ扶養ヲ受クルモノトス

第二十條 [原著者註]

裁判所ヨリ不在ノ宣告ヲ受ケタル者ノ貧困ニシテ勞働無能力ナル配偶者モ亦扶養ニ就キ權利ヲ有ス

第二十一條 [原著者註]

商工企業ノ占有者カ死亡シ若ハ裁判所ヨリ死亡又ハ不在ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其死亡者ノ配偶者ニ對スル扶養ノ給與ハ地方代議會ノ管理ニ移リタル該企業ノ收入ノ内ヨリ之ヲ爲ス

第二十二條 [原著者註]

第十九條乃至第二十一條ニ述ヘタル場合ニハ扶養給與ノ訴ハ死亡者又ハ不在宣告ヲ受ケタル者ノ知レタル最後ノ居住地ノ縣代議會ノ社會救濟部ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第二十三條 [原著者註]

一刻ノ猶豫モ許ササルトキハ假リニ扶養ハ殘留財産ノ財産目錄ノ作成及ヒ評價ヲ爲シタル官廳ノ指命ニ基キテ之ヲ配偶者ニ給與スルコトヲ得

[註] 本條ニ掲ケタル官廳ハ其發シタル指令ニ就キ遲滯ナク之ヲ當該社會救濟部ニ通知スルコトヲ要ス

社會救濟部ハ之ニ同意セサルトキハ事件ヲ地方裁判所ニ移付シテ調査セシム 裁事所カ右指令ノ廢止

ヲ爲スマテハ給付ハ妨ケラルルコト無ク之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 [原著者註]

社會救濟部ハ扶養ノ給與、其範圍及ヒ方法ニ關スル問題ノ調査ニ當リ第九條、第十一條及ヒ第一百四條ニ準據スルコトヲ要ス

[原著者註] 以上の六ヶ條は民法々典第四百十六條以下に依り廢止

第二十五條

社會救濟部ノ決定ハ利害關係者之ヲ期間ノ制限ナク一般手續ニ依リ地方裁事所ニ於テ抗告ヲ以テ取消スコトヲ得

第二百二十六條

告訴人ト社會救濟部トノ意見ノ相異カ單ニ扶養ノ範圍及ヒ方法ニ懸リ兩者ノ間ニ扶養ノ權利ニ關スル争ノ存セサルトキハ裁判所カ此争ニ決定的ノ判決ヲ與フルマテハ扶養ハ社會救濟部ノ同意シタル範圍及ヒ方法ニ於テ之ヲ給付スルモノトス

第二百二十七條

殘留財産ヲ管理、支配スル官廳ハ社會救濟人民委員會ニ於テ爲サレタル協定ヲ一ヶ月ノ期間内ニ抗告ヲ以テ取消スコトヲ得 社會救濟人民委員會カ成立シタル合意ヲ廢棄シタルトキハ争ハ之ヲ地方裁判所ニ移付シテ其判決ヲ受クルモノトス 協定ノ取消ハ社會救濟人民委員會又ハ地方裁判所カ此問題ニ就キ確定的ノ決定ヲ與フルマテハ之ヲ扶養給付停止ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第二百二十八條 〔原著者註〕

死亡者ノ配偶者ハ死亡者ノ親族者ト同一ノ基礎ニ於テ死亡者ノ財産ヨリ扶養ヲ受クルモノトス 但死亡者ノ債權者ノ請求權ニ比シ優先權ヲ有ス

第二百二十九條 〔原著者註〕

死亡者ノ財産カ一萬ル一ふるヲ越エヌシテ特ニ都市又ハ村落ニ於ル農園、世帯道具及ヒ農業生産手段ヨリ成ルモノナルトキハ該財産ハ生存配偶者ノ直接ノ管理及ヒ處分ニ歸屬ス 生存配偶者ハ此財産ヲ管理及ヒ

ヒ處分シ得ルノ權利ヲ有スル親族者ト同一ノ權利ニ於テ之ヲ管理スルモノトス

〔註〕 本條ニ掲ケタル死亡者ノ財産ノ管理及ヒ處分ノ方法ニ關シテ親族者ト配偶者ノ間ニ争ノ生シタル

トキハ問題ハ所轄地方裁判所之ヲ裁判ス

〔原著者註〕 以上の二ヶ條は民法々典第四百十六條以下に依り廢止

第三百十條

貧困ニシテ勞働無能力ノ配偶者カ他ノ一方ノ配偶者ヨリ扶養ヲ受クルコトヲ得ルノ權利ハ離婚ニ由リテ婚姻ノ解消シタルトキト雖モ扶養受理ノ基礎ヲ成ス條件(第七條)ニシテ變化セサル限り存續スルモノトス

第三百十一條

離婚ヲ爲サムトスル配偶者ノ間ニ扶養給與ノ問題ニ就キ合意ノ成リタルトキハ判事ハ婚姻解消ノ決定ヲ與フルト同時ニ一方ノ配偶者カ他ノ一方ノ配偶者ニ扶養給與ノ義務ヲ負フヘキ範圍及ヒ方法ヲ定ムルモノトス

第三百十二條

配偶者間ニ意見ノ相異アルトキハ扶養ノ給與、其範圍及ヒ方法ニ關スル問題ハ係争金額ノ如何ニ拘ハラズ一般訴訟手續ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ裁決ス 但裁判所カ其争ニ判決ヲ與フルマテハ貧困ニシテ勞

働無能力ナル配偶者ニ對スル扶養ハ婚姻ノ決定ヲ爲シタル裁判所ノ定ムル範圍及ヒ方法ニ依リ假リニ之ヲ給付スルコトヲ要ス

第三編 親族法

第一章 血統

第三百二十三條

實際ノ血統ヲ家族ノ基礎トス 嫡出親族ト私生親族トヲ區別セス

〔註第一〕 兩親カ婚姻ヲ爲ササル者ノ子ト雖モ其權利ニ於テハ登記ヲ爲シタル婚姻ヲ爲シ居ル者ノ子ト一切ノ點ニ於テ同一ナリ

〔註第二〕 本條ノ規定ハ一九一七年十二月二十日ノ民法上ノ婚姻ニ關スル命令ノ公布前ニ生シタル私生子ニモ之ヲ適用ス

第三百二十四條

出生登記簿ニ兩親トシテ登記シタル者ヲ子ノ父母ト看做ス

第三百二十五條

兩親ニ關スル登記無キカ若ハ之カ不正又ハ不完全ナルトキハ利害關係者ハ裁判ニ依リテ父母ヲ證明シ得ルノ權利ヲ有ス

〔註〕 血統ニ關スル事件ハ地方人民裁判所ノ管轄ニ屬ス

第三百二十六條

利害關係者及ヒ母ハ子ノ實際ノ素姓ヲ證明シ得ルノ權利ヲ有ス 子ノ受胎又ハ出生ノ時ニ於テ登記シタル婚姻又ハ之ト同一ノ效力ヲ有スル婚姻ヲ爲シ居ル者カ子ノ兩親トシテ登記ヲ爲シタルトキ亦同シ

第三百二十七條

裁判所カ事件ヲ調査シテ登記ノ不正ナルコト及ヒ兩親ト詐稱シタル者カ虚偽ノ申告ニ基ケルモノナルコトヲ確定シタルトキハ其虚偽ノ申告ニ對スル責任者ハ刑法上ノ責ニ任シ且其登記ハ無効ト看做ス

第三百二十八條

裁判所ハ登記ノ無効宣告及ヒ子ノ確定眞血統ニ關スル判決ノ確定力發生ノ日ヨリ遅クモ三月以内ニ其出生登記ヲ保管シ居ル當該身分證書登記課(科)ニ之ヲ通知シ其變更ヲ登記セシム

第三百二十九條

父カ子ノ認知ヲ爲ササルトキハ父子關係ノ證明ハ第四百十條乃至第四百十四條ノ手續ニ依リテ之ヲ爲ス

第四百十條

懐胎シテ婚姻ヲ爲ササル女ハ遅クモ分娩ノ三ヶ月前ニ其居住地ノ郷保身分證書登記課ニ對シ受胎ノ時、父ノ氏名及ヒ居住地ヲ記載シタル届出ヲ爲スコトヲ要ス

〔註〕 同様ノ届出ハ婚姻ヲ爲シ居ル女ト雖モ其胎兒カ其登記シアル夫ノ子ナラサルトキハ之ヲ爲スコトヲ得

第四百十一條

身分證書登記課ハ届出ニ掲ケラレタル者(第四百十條)ニ對シ父トシテノ届出アリタルコトヲ通知シ且之ニ該通知受領ノ日ヨリ二週間ノ期間内ハ母ニ對シテ其届出ノ不正ニ就キ裁判上ノ争ヲ提起シ得ルノ可能性ヲ與フルモノトス右ノ期間内ニ争ノ提起ナキトキハ自分ノ子トシテ認知シタルモノト看做ス

第四百十二條

父子關係ノ確定ニ關スル事件ハ一般手續ニ依リテ之カ取調ヲ爲ス 但當事者ハ真正ノ陳述ヲ爲スヘキ義務ヲ有シ若シ此義務ヲ履行セサルトキハ偽證ト同一ノ責ニ任スルモノトス

第四百十三條

第四百十一條ニ掲ケタル者ト子ノ母トノ關係カ自然ノ成行ヨリ見テ子ノ父ト認メ得ル如キモノナリシコトノ確定シタルトキハ裁判所ハ父トシテノ指定ニ就キ決定ヲ與ヘ且同時ニ此者カ懐胎、分娩、出生及ヒ子

ノ扶養ニ關スル出費ヲ分擔スヘキコトヲ定ムルモノトス

第四百十四條

裁判所カ問題ヲ取調ヘテ第四百十一條ニ掲ケタル者ハ受胎ノ時ニ於テ勿論子ノ母ト親密ノ關係ニ在リタルモ同時ニ亦他ノ者モ之ト同一ノ關係ニ在リタルコトヲ確定シタルトキハ裁判所ハ後者ヲモ之ニ連座セシムルコトヲ定メ且之等一切ノ者ニ第四百十三條ニ掲ケタル出費ノ一部ヲ負擔スヘキ義務ヲ課ス

第二章 親子ノ身分上ノ權利義務

第四百十五條

登記シタル婚姻ニ由リテ生レタル子ハ其兩親ノ婚姻名ヲ附ス 兩親カ登記シタル婚姻ヲ爲シ居ラサル者ノ子ハ父又ハ母ノ姓若ハ兩者ヲ連結シタル姓ヲ名乗ルコトヲ得 斯ル子ノ姓ハ兩親ノ合意ニ基キテ之ヲ定ム 兩親ノ間ニ斯ル合意ノ成立セサルトキハ裁判所之ヲ定ム

第四百十六條

離婚ニ由ル婚姻ノ解消又ハ其無効宣告ノ場合ニ在リテハ子カ第百條ニ掲ケタル姓ノ内何レヲ名乗ルヘキヤニ就キテハ之ヲ兩親ノ自由決定ニ委ヌ 子ノ姓ハ兩親ノ間ニ合意ナキトキハ地方單獨判事 又當事者間ニ争ノ生シタルトキハ地方合議裁判所之ヲ定ム

第一百四十七條

兩親カ國籍ヲ異ニシ其一方カろしあノ國籍ヲ有スルトキハ子ノ國籍ハ兩親カ其婚姻ノ締結ニ當リテ身分證書登記部ニ報告スル假リノ合意ニ依リテ之ヲ定ム

〔註〕 此問題ニ就キ兩親ノ間ニ合意ノ成立セサルトキハ子ハろしあ國民ト看做ス 但子ハ成年ニ達シタルトキハ他ノ一方ノ親ノ國籍ニ從ハムトスルノ希望ヲ表示シ得ルノ權利ヲ有ス

第一百四十八條

兩親ハ子カ十四年ニ至ラサルトキハ子ノ宗教上ノ所屬ニ就キ合意ヲ爲スコトヲ得 此問題ニ就キ兩親ノ間ニ合意ナキトキハ子ハ十四年ニ至ルマテハ無宗教ト看做ス

〔註〕 本條ニ掲ケタル子ノ宗教上ノ所屬ニ關スル合意ハ書面形式ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一百四十九條

兩親ハ十八年以下ノ男兒及ヒ十六年以下ノ女兒ニ就キ親權ヲ有ス 此問題ニ就キ兩親ノ間ニ合意ノ存スルトキハ兩親之ヲ爲ス

親權ハ兩親平等ニ之ヲ行使ス

第一百五十條

子ニ關スル一切ノ處置ハ此問題ニ就キ兩親ノ間ニ合意ノ存スルトキハ兩親之ヲ爲ス

第一百五十二條

兩親ノ間ニ意見ノ相異アルトキハ其係争問題ハ地方裁判所兩親ヲ參加セシメテ之カ裁決ヲ爲ス

親權ハ專ラ子ノ利益ニ於テ之ヲ行使スルモノトス 若シ正當ニ行使セサルトキハ裁判所ハ兩親ヨリ此權利ヲ剝奪シ得ルノ權利ヲ有ス

〔註〕 親權ノ剝奪ニ關スル事件ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬シ國家權力ノ代表者並ニ私人之ヲ提起スルコト

得

第一百五十四條

兩親ハ未成年ノ子ノ身柄並ニ有益ナル活動ニ對スル教育及ヒ準備ニ就キ介意スヘキ義務ヲ有ス

第一百五十五條

子ノ利益ノ保護ハ身分上ノモノタルト財產權止ノモノタルトニ拘ラヌ兩親ノ義務トス 兩親ハ裁判所ノ内外ニ對シ子ノ代理人タルモノトス (改メテ之ヲ後見人又ハ保佐人ニ任命スルコトヲ要セス)

第一百五十六條

兩親ハ子ヲ自己ノ所ニ居ラシムヘキ義務ヲ有シ又其子ヲ置留スル任意ノ者ニ對シ法律又ハ裁判所ノ命令ナクトモ之カ返還ヲ請求シ得ルノ權利ヲ有ス

第五十七條

兩親ハ子ヲシテ教育及ヒ授業ヲ受ケシムル權利ヲ有ス。但兩親ハ十六年乃至十八年ノ子ノ年期奉公ニ關スル契約ヲ其奉公ニ就キ子ノ同意ナクシテ之ヲ締結シ得ルノ權利ヲ有セス。

第五十八條

兩親カ同棲セサルトキハ未成年ノ子ヲ何人ノ所ニ置クヘキヤハ懸ツテ兩親ノ合意ニ存スルモノトス。但兩親ノ間ニ合意ナキトキハ問題ハ一般訴訟手續ニ依リ地方裁判所之ヲ裁決ス。

第五十九條

裁判所ノ判決ニ依リ親權ヲ喪失シタルトキハ裁判所ハ兩親ノ監視カ子ニ對シ有害ニシテ危險ナル影響ヲ與フルノ虞アルコト歴然タルニ非レハ兩親ニ子ヲ監視スルコトヲ許スヘキ義務ヲ有ス。

第三章 子ノ財産上ノ權利及ヒ義務

第六十條

子ハ兩親ノ財産ニ就キ何等ノ權利ヲ有セス。又兩親ハ子ノ財産ニ就キ何等ノ權利ヲ有セス。

第六十一條

兩親ハ勞働無能力ニシテ貧困ナル未成年ノ子ニ食料及ヒ扶養ヲ與フヘキ義務ヲ有ス。

〔註〕 右ノ兩親ノ義務ハ子カ地方團體又ハ國家ヨリ扶養ヲ受クルトキハ乃チ止ム。

扶養ノ義務ハ兩親ノ之ヲ各均等ノ割合ニテ有シ。又其與フル扶養ノ範圍ハ其物質的狀態ニ應シテ之ヲ定ム。但各親カ支出スル額ハ當該地方ニ於テ子ニ就キ定メアル生活最低限ノ半以下ナルコトヲ得ス。

子ハ勞働能力ヲ失ヒ貧困ナル兩親カ老病保險又ハ社會救濟處置ニ關スル法律ニ基キ國家ノ扶養ヲ受ケ居ラサルトキハ之ニ扶養ヲ與フヘキ義務ヲ有ス。

第六十四條

兩親カ其子ニ扶養ヲ與フルコトヲ肯セサルトキ及ヒ子カ其兩親ニ對シテ第六十一條乃至第六十三條ニ掲ケタル場合ニ於テ之ニ扶養ヲ與フルコトヲ肯セサルトキハ扶養權ヲ有スル者ハ第八條乃至第一百八條ニ掲ケタル手續ニ依リ之ヲ請求シ得ルノ權利ヲ有ス。

第六十五條

子カ兩親ヨリ扶養ヲ受ケ得ルノ權利又ヒ兩親カ第六十一條乃至第六十三條ニ掲ケタル場合ニ於テ子ヨリ扶養ヲ受ケ得ルノ權利ハ兩親ノ一方ノ死亡又ハ離婚及ヒ婚姻無效宣告ニ依リテ兩親ノ婚姻カ解消シタルトキト雖モ存續スルモノトス。

第六十六條

離婚ニ由ル婚姻ノ解消ニ當リ夫婦ノ間ニ其何レカ如何ノ割合ニ於テ子ノ扶養及ヒ養育費ヲ負擔スキヘヤニ就キ合意ノ存スルトキハ判事ハ離婚ノ判決ト同時ニ亦扶養ノ問題ニ就キテ決定ヲ與フルモノトス但子ノ扶養及ヒ養育費ニ關スル兩親ノ合意カ子ノ利益ヲ侵害スルモノナルトキハ其合意ハ子カ各親ニ就キ法定ノ扶養部分ヲ要求シ得ルノ權利ヲ奪フモノニ非ス

第六十七條

子ノ扶養ノ問題ニ就キ兩親ノ間ニ合意ノ成立セサルトキハ此問題ノ裁決ハ地方裁判所之ヲ與フニ而シテ離婚ノ言渡ヲ爲シタル判事ハ裁判所カ其爭ヲ裁決スルマテ假リニ何レノ親カ如何ノ割合ニ於テ子ノ扶養費ヲ負擔スヘキヤヲ定ム

第六十八條

地方裁判所ハ子ノ扶養ニ關スル事件ヲ決定スルニ當リ兩親ノ資力及ヒ勞働能力、並ニ子ノ監護又ハ懐胎中ニテ勞働能力ヲ有セサル母カ金錢ヲ獲ルコト能ハサル事情ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第六十九條

親權ノ喪失ハ兩親ニ對シ子ノ扶養費ヲ免除セス

第七十條

〔原著者註〕 本條ハ民法々典第四百十六條以下により廢止

第七十一條

兩親又ハ其一方ノ死亡後並ニ子ノ死亡後ハ貧困ニシテ勞働無能力ナル兩親又ハ子ニ對スル扶養ハ第二百一十二條乃至第二百二十八條ニ規定シタルト同一ノ手續及ヒ原則ニ依リテ死亡者ノ財産中ヨリ之ヲ給與スルモノトス

第四章 親族關係者ノ權利及ヒ義務

第七十二條

貧困ナル、即チ生活最低限ヲ有セスシテ且勞働無能力ナル直系尊卑屬親並ニ同父母及ヒ異父母ノ兄弟姉妹ハ資産ヲ有スル親族者ヨリ扶養ノ給與ヲ受クルノ權利ヲ有ス

〔註〕 嫡出親族タルト私生親族タルト區別セス

第七十三條

直系尊卑屬親並ニ父母及ビ異父母ノ兄弟姉妹ハ扶養ヲ必要トスル者カ配偶者、子又ハ兩親ノ不在又ハ無
資力ノタメ之ヨリ扶養ヲ受クルコト能ハサルトキニ限り右ノ順序ニヨリ之ニ扶養ヲ給與スヘキ義務ヲ負
フ

第七十四條

親族關係者カ貧困ニシテ勞働無能力ナル親族者ニ扶養ヲ給與スルコトヲ肯セサルトキハ後者ハ所定ノ扶
養ヲ第八條乃至第十八條ニ述ヘタル手續及ヒ原則ニ從ヒテ請求シ得ルノ權利ヲ有ス

第七十五條

共同ニテ扶養給與ノ義務ヲ負フ者ハ裁判所カ此等ノ義務者ノ財産關係ノ相異、其一人ノ不在又ハ其他ノ
重大ナル理由ヨリシテ此義務ノ履行ニ就キ別段ノ分擔割合ヲ定ムルノ必要ヲ認メタルニ非レハ各均等ノ部
分ノ責ニ任スルモノトス

第七十六條

裁判所ハ扶養ヲ給與スヘキ直接ノ義務者ニ對シ遲滯ナク扶養ヲ以テ臨ムコト能ハサルトキハ其義務ヲ次
位ノ義務者ニ課シ得ルノ權利ヲ有ス 但後者ハ扶養給與ノ直接義務者ニ對シ之カ返還ヲ請求シ得ルノ權利
ヲ有ス

第七十七條

扶養ニ關スル給付ハ裁判所之ヲ其給付ヲ爲スヘキ義務ヲ有スル者ノ財産中ヨリ確保シ置クコトヲ得 保
全手段ハ扶養給與ニ關スル訴訟ノ終了前ニ於テ之ヲ執ルコトヲ得

第七十八條

扶養權ノ拋棄ニ關スル合意ハ無効トス

第七十九條

親族者ノ死亡、裁判所ニ於ケル不在又ハ死亡宣告ノ後ハ第七十二條ニ掲ケタル者ハ第二百二十二條乃至
第二百二十八條ニ述ヘタル手段及ヒ原則ニ依リ其殘留財産中ヨリ扶養ヲ受クルモノトス

第八十條

殘留財産カ扶養ノ給與ヲ受ケ得ルノ權利ヲ有スル者ノ全員ニ扶養ヲ給與スルニ足ラサルトキハ最モ貧困
ナル者第一位ニ之ヲ受ク

第八十一條

第二百二十九條ニ掲ケタル場合ニ於テハ親族者ハ殘餘財産ニ就キ其財産ヲ殘シタル者ノ配偶者、子及ビ兩
親ト同一ノ權利ニ於テ直接ノ管理及ヒ處分ヲ爲スコトヲ得

〔原著者註〕——以下三箇條は民法々典第四百十六條以下により廢止

第五章 養子縁組ノ件 [原著者註]

〔原著者註〕目下、養子縁組の再許可に關する新命令が起草中なり。全命令に依れば、十二年以下の子にして兩親の監護下に在らざるか又は兩親の同意あるときは之を養子と爲すことを得。十二年以上の未成年者は本人の同意あれば之を養子と爲すことを得。養親は少くも二十五年に達し居ること及び子より少くも十八年の年長者たることを要す。——ソツイエツト司法週報、一一——二三號、二五二頁、參照)

第八十二條

養子、里子、入婿及ヒ其子孫ハ養親トノ關係ニ於テ、父養親ハ養子、里子及ヒ入婿並ニ其子孫トノ關係ニ於テ血族ニ同シ

第八十三條

本法律實施ノ時ト共ニ親族者並ニ他人ノ子ヲ養子縁組スルコトヲ許サス 本條ニ示シタル時以後ニ行ヒタル養子縁組ハ養親及ヒ養子ニ對シ何等ノ權利及ヒ義務ヲ生セス

第四編 後見法

第一章 後見ノ機關

第八十四條

後見ノ機關ヲ後見監督官廳トス 後見監督官廳ハ直接又ハ後見人及ヒ保佐人ノ仲介ニ由リ後見ノ事務ヲ履行ス

第八十五條

もしあ共和國ノ領土内ニ於ケル後見監督官廳ハ縣代議をういえつとノ社會救濟部、へてろぐらード並ニもすこうニ在リテハ都市代議をういえつと社會救濟部、及ヒ社會救濟人民委員會トス

〔註〕 外國ニ住スルろしあ人ニ關スル後見監督官廳ノ職務ハ其國ニ駐在スルろしあノ代表者之ヲ行フ

第八十六條

社會救濟部〔原著者註〕ノ義務ニ屬スルモノハ未成年者及ヒ低能者ニ對スル全般的監護處置ノ組織ノ他尙ホ亦後見ノ設定、實行及ヒ廢止並ニ後見人及ヒ保佐人ノ任命、解任及ヒ其活動ニ關スル全般的監督ヲトス

第百八十七條

社會救濟人民委員會〔原著者註〕ノ職務ニ屬スルモノハ未成年者及ヒ低能者ニ對スル全般的監護處置ノ組織ノ指導並ニ社會救濟部ノ活動ノ監督ナリトス

〔原著者註〕——後見監督官廳に就きては本書本法典の次に収録する一九二〇年十二月二日の命令、参照

第百八十八條

後見人ハ被後見人ノ法定代理人トシテ被後見人ノ身分上及ヒ財産權上ノ一切ノ利益ヲ保護ス

第百八十九條

保佐人ハ個々ノ行爲ヲ爲スニ就キ任命セラレ又ハ一般ニ財産ノ管理ニ就キ代理權ヲ與ヘラルルモノトス

〔註〕

別段ノ規程ナキ限り後見人ニ關スル規程ハ之ヲ保佐人ニ準用ス

第百九十條

後見ハ未成年者及ヒ精神病者ニ就キ之ヲ設定シ社會救濟部〔原著者註・一〕ニ依リ又ハ之カ爲メノ一定ノ後見人ヲ特ニ任命シテ之ヲ實行ス

第百九十一條

男ニシテ滿十八年女ニシテ十六年ニ至ラサル者ヲ未成年者トス

〔註〕當該社會救濟部〔原著者註・一〕ノ特別ノ任命アルトキハ成年ニ至ラサル者モ其同意ヲ得テ成年

ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

〔原著者註・一〕——後見監督官廳に就きては本書、本法典の次に収録する一九二〇年十二月二日の命令、

参照

〔原著者註・二〕——現行民法々典第七條に依れば成年は男女に十八年を以て始る

第百九十二條

兩親ノ監護下ニ在ラサル一切ノ未成年者ハ之ヲ後見ニ付ス

第百九十三條

精神病患者ニシテ所定ノ手續ニヨリ精神病者ノ宣告ヲ受ケタルトキハ之ヲ後見ニ付ス

〔註〕精神病者ノ診斷ニ關スル訓令ハ之ヲ茲ニ添付ス

精神病者ノ診斷ニ關スル訓令

第一、後見ノ指定ヲ目的トスル精神錯亂病ノ診斷ニ關スル申請ハ其診斷ヲ申請サル者ノ居住地ノ縣代

第二、申請ハ精神錯亂者ノ兩親、後見人及ヒ保佐人、該患者カ勤ムル官廳、該患者カ所屬スル組合、政黨又ハ組織、及ヒ患者ト同棲スル者、之ヲ提出スルコトヲ得

第三、醫部ハ診斷ノ執行ニ關スル申請ヲ受理シタル後醫師委員會ヲ指定シ之ニ診斷ノ實行ヲ委托ス

第四、醫師委員會ハ醫部ノ長又ハ其助手之カ會長トナリ地方醫部ニ於テ地方精神病治療院ニ任用セラレ又ハ自由實習ヲ爲シ居ル者ノ内少クモ專門醫三名ヲ以テ成立ス

〔註第一〕 患者カ私立市町村立又ハ國立病院ニ於テ治療ヲ受ケ居ルトキハ無條件ニ其病院ノ醫師一名ハ裁決權ヲ以テ醫師委員會ニ立會フコトヲ要ス

〔註第二〕 本條ニ掲ケタル者ノ他尙ホ亦患者自身カ請求シ又ハ診斷ノ申請ヲ提出シタル者カ請求スル所ノ者ハ裁決權ヲ以テ醫師委員會ノ會議ニ參加スルコトヲ得

第五、醫部ハ左ノ者ニ醫師委員會ノ會議ノ日時及ヒ場所ヲ通知シテ診斷ノ立會ヲ求ム

(一) 縣代議會都市部ノ代表者

(二) 地方判事會ノ選定シタル地方人民判事

(三) 患者ノ診斷ヲ申請シタル者

第六、診斷ハ醫部ニ於テ其ノ診斷ノ申請ヲ爲シタル者カ患者ヲ連行シタル後之ヲ行フ其患者ヲ醫部ニ連行スルコトノ不可能ナルコト明ラカナルトキ及ヒ患者カ醫部ニ行クコトヲ欲セサルトキハ診斷ハ醫師

委員會之ヲ患者ノ居住地ニ於テ第五條ニ掲ケタル者全員ノ出席ノモトニ行フモノトス

〔註〕 郡ニ於ケル診斷ニアリテハ人民判事會ノ常任代表者ニ代ルニ地方人民判事ヲ以テス

第七、醫師委員會ハ被診斷者ノ常況ノ問題ヲ決定スルニ當リ醫學上、人々精神病ヲ認定スル爲メニ認めラレ居ル總ユル手續ヲ自由ニ應用スルコトヲ得 特ニ醫師委員會ハ一回ノ診斷ニ依リテ確實ナル判斷ヲ下スコト能ハサルトキハ一定ノ時間ヲ置キテ第二回ノ診斷ヲ爲スコトヲ定メ又ハ被診斷者ヲ該委員會ノ意見ニ依リテ必要ナリト認ムル期間特別ノ病院ニ移付シテ之ヲ觀察セシムルコトヲ得ルノ權利ヲ有ス

第八、委員會ノ會議ニ就キテハ正確ナル調書ヲ取り又診斷ノ結果ニ就キテハ該醫師委員會全員ノ署名ヲ添ヘタル證書ヲ作成スルモノトス

第九、醫師委員會ヨリ精神病者ノ宣告ヲ受ケタル者ノ財産及ヒ身柄ニ就キテハ後見ヲ設定ス 醫部ハ之ニ就キ後見監督官廳ト連絡ヲ取ルコトヲ要ス

〔註〕 後見監督官廳ハ後見ノ指定ニ就キ此種ノ公示ヲ掲載スル地方新聞紙上ニ於テ之ヲ公告ス

第十、本人ノ健康者ナルコトヲ認定スル爲メ精神病者ノ再審ヲ求ムル申請ハ第二條ニ掲ケタル者ノ他亦其患者カ治療ノ爲メ入院シ居タル病院並ニ患者自身之ヲ提出スルコトヲ得

第十一、本人ノ健全ナルコトノ認定ヲ目的トスル精神病者ノ診斷ハ第一乃至第八ニ掲ケタル手續ニ依リ

之ヲ行フノ... 第十二、醫部ハ全瘵者ノ認定ニ就キ之ヲ後見監督部ニ通知シテ後見ヲ廢止セシム

第十三、診断及ヒ後見ノ指定ニ關スル一切ノ費用ハ診断ヲ受ケタル者ニ之ヲ課ス本人カ無資力ナルトキハ之ヲ國家ノ資出トシテ醫部ノ所在地ニ於テ支拂フモノトス

第十四、他人ヲ精神病者トシテ指定セシメムトスルノ目的ニテ知リテ虚偽ノ申告ヲ爲シタル責任者ハ虚偽ノ申告ノ責ニ任ス

第十五、精神病者ノ認定ニ關スル醫師委員會ノ決定ハ其決定ノ時ヨリ一箇月ノ期間ニ於テ之ヲ精神病者ノ宣告ヲ受ケタル者ノ居住地ノ地方人民裁判所ニ於テ取消スコトヲ得此不服ノ申立ヲ却下スルヤ若

ハ醫部ヲ通シ地方人民裁判所ニ新タニ醫師委員會ヲ開キテ本人ヲ再審セシムルヤハ懸ツテ裁判所ノ裁量ニ存ス

第十六、醫師委員會ノ行爲ニ對スル不服ノ申立ニ基ク地方人民裁判所ノ決定ニ就テハ更ニ不服ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

後見ハ社會救濟部〔原著者註〕ノ決定ニ基キ後見ノ設定ヲ受クル本人ノ居住地ニ之ヲ設定ス

第九十四條

第九十五條

第九十二條ニ定メタル場合ニ於テハ社會救濟部〔原著者註〕ハ後見人設定ノ必要ニ就キ職務上ノ活動ニ依リ之カ報告ヲ受ケタル官吏及ヒ官廳、並ニ後見ニ付セラルル者ノ家族員及ヒ本人自身ヨリ通知ヲ受クルモノトス

第九十六條... 第九十三條ニ掲ケタル場合ニ於テハ社會救濟部〔原著者註〕ハ後見設定ノ必要ニ就キ精神病者ノ宣告ヲ受ケタル者ノ居住地ノ縣代議會ノ醫部ヨリ通知ヲ受クルモノトス

第九十七條... 社會救濟部〔原著者註〕カ第九十五條及ヒ第九十六條ニ述ヘタル以外ノ方法ニ依リテ後見設定ノ必要ヲ知リタルトキハ該部ハ自發的ニ後見ノ設定ヲ爲ス

〔原著者註〕— 後見監督官廳に就きては本書、本法典の次に収録したる一九二〇年十二月二日の命令、

合ニ參照) 附録ニ載セタル第六條ハ...

第九十八條...

成年者カ老衰又ハ其他ノ身體上ノ缺陷又ハ無經驗ノタメニ殆ト事務ヲ執ルコト能ハサルカ又ハ一定ノ場
合ニ自己ノ利益ヲ擁護スル能ハサルコト明ラカナルトキハ本人ノ申請ニ基キ之ニ保佐人ヲ附ス

第九十九條 (原著者註)

後見ノ設定ニ就キテハ其後見ヲ設定シタル官廳、及ヒ後見ノ種類ニ依リ夫々其被後見人ノ出生及ヒ登記
地ノ國民教育部、行政部又ハ保健部ニ於テ、又成年者ハ然ラサレトモ未成年者ニ就キテハ以上ノ他其父ノ
出生及ヒ登記地ノ同一ノ諸部ニ於テ之ヲ公告ス

第一百條 (原著者註)

利害關係者ハ後見ヲ指定シタル官廳カ公告ヲ發シタル日ヨリ一个月内ニ後見ノ設定ニ關スル決定ニ對シ
其後見ヲ設定シタル官廳ノ所在地ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲シテ之ヲ取消スコトヲ得ルノ權利ヲ有ス

〔原著者註〕——一九二二年九月二十七日の改正法

第二百一條 後見ノ設定ニ關シテハ、被後見人ノ意思ハ、其後見ノ種類ニ依リ夫々其被後見人ノ出生及ヒ登記
地ノ國民教育部、行政部又ハ保健部ニ於テ、又成年者ハ然ラサレトモ未成年者ニ就キテハ以上ノ他其父ノ
出生及ヒ登記地ノ同一ノ諸部ニ於テ之ヲ公告ス

第二百二條

未成年者ノ後見ハ成年ノ開始ノ時ニ止ム基キ、其後見ノ種類ニ依リ夫々其被後見人ノ出生及ヒ登記
地ノ國民教育部、行政部又ハ保健部ニ於テ、又成年者ハ然ラサレトモ未成年者ニ就キテハ以上ノ他其父ノ
出生及ヒ登記地ノ同一ノ諸部ニ於テ之ヲ公告ス

第二百三條

第九十一條ノ註ニ規定シタル手續ニ依リ成年ノ宣告ヲ爲シタルトキハ社會救濟部 (原著者註) ハ之ト
同時ニ成年開始ノ時ヲ定メ且當人ノ成年ノ宣告ニ關スル公告ヲ此種ノ公告ヲ掲載スル地方定期機關紙ニ掲
載スルモノトス

第二百四條

精神病者ノ後見ハ本人ヲ全癒シタリト認ムル旨ノ醫部ノ報告ヲ受理シタル後當該社會救濟部 (原著者
註) ノ決定ニ依リテ止ム

第二百五條

保佐ハ其設定ヲ必要ナラシメタル事由ノ消滅シタルトキ當該社會救濟部 (原著者註) ノ決定ニ基キテ止
ム

〔原著者註〕——後見監督官廳に就きては本書、本法典の次に収録する一九二〇年十二月二日の命令、參

照

第三章 後見人ノ任命及ヒ解任

第二百六條

後見人ノ任命ハ社會救濟部 (原著者註) カ直接ニ後見ヲ爲ササル場合ニ於テ當該社會救濟部カ其任命ヲ

必要ナリト認めタル時ヨリ一週間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

〔註〕 後見人ハ一人ニ就キテモ亦一群ノ者ニ就キテモ之ヲ任命スルコトヲ得

第二百七條

後見人ハ此職務ヲ行使シ得ル能力ヲ有スル成年者ヲ以テ之ニ任ス

第二百八條

左ニ掲ケタル者ハ後見人ノ職ニ任命セラレ及ヒ後見人タルコトヲ得ス

(a) 後見ニ付セラレ居ル者

(b) 裁判所ヨリ私權(名譽、信用、親族權及ヒ財産權)ヲ剝奪セラレタル者

(c) 其利害カ被後見人ノ利害ト相反スル者及ヒ特ニ被後見人ニ對シテ敵對關係ニ立テタル者

第二百九條

後見人ノ任命ニ當リテハ後見ニ付セラレヘキ者(精神病者ニ非スシテ十四年ニ達セサル者ナルトキ)、其母又ハ父、及ヒ、兩親無キトキハ後見ニ付セラレヘキ者ノ近親者又ハ配偶者カ選定シタル者ハ優先權ヲ有ス

第二百十條

第二百九條ニ掲ケクル者カ後見人ノ指名ヲ爲シタルトキハ社會救濟部〔原著者註〕ハ其後見人ニ任命セ

ラルヘキ者ト後見ニ付セラレヘキ者トノ個人的關係並ニ居住地ノ遠近ヲ顧慮スルコトヲ要ス

〔原著者註〕 後見監督官廳に就きては本書、本法典の次に収録する一九二〇年十二月二日の命令、參

照

第二百十一條 〔原著者註〕

後見人ニ選定セラレタル者ニ對シテハ選滞ナク其任命ノ書面的報告ヲ發送スルモノトス之ト同時ニ第九十九條ニ掲ケタル官廳ニ於テハ之ニ關シ公告ヲ揭示ス

第二百十二條 〔原著者註〕

一定ノ者ヲ後見人ニ指定シタル處置ニ對スル異議ノ申立ハ本法典第二百條ニ掲ケタルトキ同一ノ期間内ニ同一ノ手續ニヨリ之ヲ爲ス

〔原著者註〕 一九二一年九月二十七日改正法

第二百十三條

社會救濟部〔原著者註〕カ後見人トシテ任命シタルルしあ共和国民ハ總テ後見ヲ受諾スヘキ義務ヲ負フ

第二百十四條

左ニ掲ケタル者ハ後見ノ受諾ヲ辭スルコトヲ得

(a) 六十年ニ達シタル者

- (b) 身體上ノ缺陷ノ爲辛シテ後見人ノ義務ヲ履行シ得ル者
- (c) 四人以上ノ子ニ對シ親權ヲ行使スル者
- (d) 既ニ單獨又ハ共同ノ後見ヲ爲ス者

第二百十五條

第二百十四條ニ規定シタリ後見受諾ノ拒絶ニ關スル事由存スルトキハ後見人ニ任命セラレタル者ハ其任令ニ關スル報告ヲ受領シタル時ヨリ一週間内ニ其拒絶權ヲ主張スルコトヲ得 拒絶ヲ爲ササル者ハ後見ヲ受諾シタル者ト看做ス

第二百十六條

後見受諾ノ拒絶カ理由アリト認めラレタルトキハ社會救濟部〔原著者註〕ハ他ノ者ヲ後見人ニ選定スルモノトス 但新タニ任命セララルヘキ後見人ニ後見ノ引渡ヲ爲スマテハ其受諾ノ拒絶ヲ表示シタル者ハ後見人ノ義務ヲ履行スヘキ義務ヲ負フ

第二百十七條

後見人ノ職務ハ社會救濟部〔原著者註〕ノ選定シタル者カ後見人ノ任命ニ關スル報告ヲ受領シタル時ニ受諾セラレタルモノト看做ス

第二百十八條

後見人ノ職務ハ後見ノ廢止又ハ第二百八條ニ掲ケタル條件ノ發生ト共ニ止ム

第二百十九條

後見人カ怠慢又ハ職權ノ濫用ヲ犯シタルコト明ラカナルトキ及ヒ後見義務ノ履行不充分ニシテ被後見人ノ利益ヲ害スル虞アルトキハ社會救濟部〔原著者註〕ノ指令ニ依リ後見人ヲ解任スルコトヲ得

第二百二十條

第二百十九條ニ掲ケタル理由ヨリスル後見人解任ノ訴ハ被後見人自身並ニ第三者之ヲ提出スルコトヲ得

第二百二十一條

後見人ノ解任ノ決定ノ發セララルマテニ社會救濟部〔原著者註〕ハ事情ヲ調査シ及ヒ後見人ノ訊問ヲ爲スヘキ義務ヲ有ス

〔原著者註〕— 後見監督官廳に就きては本書、本法典の次に収録する一九二〇年十二月二日の命令、參

照]

第二百二十二條

後見人ノ職務執行中ニ第二百十四條(a)、(b)及ヒ(c)ニ掲ケタル後見拒絶理由ノ一カ發生シタルトキハ後見人ハ第二百十五條ニ掲ケタル手續ニ依リ自己ノ解任ヲ請求スルコトヲ得

第四章 被後見人ノ身柄ノ監護、其財産ノ管理及ヒ後見機關ノ責任

第二百二十三條

被後見人ノ身分上及ヒ財産權上ノ利益ノ保護ハ後見ヲ爲ス社會救濟部〔原著者註〕又ハ後見人ノ義務トス 後見人ハ裁判所ノ内外ニ對シ被後見人ノ代理人タリ

第二百二十四條

未成年者ノ後見ハ被後見人ノ人格、有益ナル活動ニ對スル教育及ヒ準備ニ就キ介意スルモノトス

第二百二十五條

後見人ハ未成年ノ被後見人ヲ自己ノ所ニ置留スヘキ義務ヲ有シ及ヒ法規又ハ裁判所ニ依リテ之ニ就キ授權セラレストモ未成年ノ被後見人ヲ置留シ居ル者ニ對シ之カ返還ヲ請求シ得ルノ權利ヲ有ス

第二百二十六條

未成年ノ被後見人ノ就學、教育及ヒ授業並ニ十六年ニ達シタル被後見人ノ同意ヲ以テスル本人ノ年期奉公ニ關スル契約ノ締結ニハ後見人ハ社會救濟部〔原著者註〕ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス

第二百二十七條

精神病患者ノ後見ハ本人ヲ保護シ一切ノ身分上ノ事項ニ就キ援助ヲ與ヘ及ヒ其健康ニ介意スルコトヲ要ス

第二百二十八條

精神病患者ヲ相當病院ニ入院セシムル必要アルトキハ後見人ハ之ヲ社會救濟部〔原著者註〕ニ通知スルモノトス 社會救濟部ハ醫部ニ提議シテ醫師委員會ヲ任命セシム 該委員會ハ其精神病患者ヲ病院ニ收容スルノ必要ニ關スル問題ニ決定ヲ與フ

〔原著者註〕 後見監督官廳に關しては本書、本法典の次に収録する一九二〇年十二月二日の命令、參

照]

第二百二十九條

後見ハ未成年者ノ身柄ノ保全ニ就キ委托セラレタル義務ヲ無償ニテ履行スルモノトス 但自己ノ財産ヲ以テシタル被後見人ノ教育、養成及ヒ治療ノ爲メノ一切ノ支出ニ就キ其支出カ被後見人ノ所得ヲ越エサル限リ其賠償ヲ請求シ得ルノ權利ヲ有ス

第二百三十條

後見ハ注意深キ執事トシテ被後見人ノ財産ヲ管理スルモノトス

第二百三十一條〔原著者註〕

第二百二十九條ニ掲ケタル財産カ後見ニ付セラレタル者ノ直接ナル管理及ヒ處分ニ歸屬シタルトキハ後見ハ此財産ヲ管理及ヒ處分シ得ルノ權利ヲ有スルノ他ノ者ト同一ノ權利ヲ以テ之ヲ管理スルモノトス

〔原著者註〕第二百二十九條の規定は相續權の再採用（民法々典第四百十六條以下）に依り廢止せらるゝ
こと成りたれば、この第二百三十一條は當然之を民法々典に基く被相續人の相續財産取得に適用すべ
きなり〕

第二百三十二條

後見ハ後見ニ付セラレタル者カ全行爲能力ヲ憑依シタルトキハ之カ代理人トシテ後見ニ付セラレタル者
カ爲シ得ル引ヲ締結シ得ルノ權利ヲ有ス

第二百三十三條

後見人ハ其配偶者又ハ其直系尊卑屬親ノ一人ト被後見人トノ間ノ取引ノ締結又ハ訴訟ニアリテ被後見人
ヲ代理スルコトヲ得ス

第二百三十四條

後見人ハ被後見人ノ財産ニ關スル契約ノ契約當事者タルコトヲ得ス 又被後見人ニ對スル債權ヲ取得ス
ルコトヲ得ス

第二百三十五條

後見人ニ對スル債務ノ支拂ハ假令其者カ後見人ニ任命セララルル以前ニ締結シタル取引ニ基クモノト雖モ
當該社會救濟部〔原著者註〕ノ許可ヲ要ス

第二百三十六條

後見ハ被後見人ノ代理人トシテ贈與ヲ爲スコトヲ得ス

第二百三十七條

被後見人ノ財産ノ管理ニ就キテハ此財産ノ收入カ當該地方ニ就キ定メラレ居ル生活最低限ヲ起エサルト
キハ後見人ハ社會救濟部〔原著者註〕ニ對シ毎年遅クモ翌年ノ一月十五日マテニ之カ書面的決算ヲ提出ス
ルコトヲ要ス

第二百三十八條

被後見人ノ財産ノ管理ニ對シテハ社會救濟部〔原著者註〕ハ次ノ事項ヲ斟酌シテ後見人ニ報酬ヲ定ムル
コトヲ得

(a) 被後見人ノ財産ノ純收入

(b) 財産權關係ニ於ル後見人ノ保全程度

(c) 後見人カ被後見人ノ財産ノ管理ニ消費シタル勞動

第二百三十九條

後見ノ終了後後見ニ附セラレ居タリシ者ハ後見ニ對シ其不信實又ハ輕卒ナル管理ニ依リテ蒙リタル一切
ノ損害及ヒ一切ノ喪失ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第二百四十條

後見ノ終了後後見人ハ全般的決算ノ義務ヲ負フ

第二百四十一條

被後見人ノ身柄ノ保全ニ關スル後見人ノ一切ノ行爲ハ何時タリトモ社會救濟部〔原著者註〕ニ於テ被後見人自身並ニ任意ノ第三者ハ異議ノ申立ヲ以テ之ヲ取消スコトヲ得

第二百四十二條

被後見人ノ財産ノ管理ニ關スル後見人ノ行爲ハ所轄社會救濟部〔原著者註〕ニ於テ被後見人自身並ニ利害關係ヲ有スル第三者ハ異議ノ申立ニ依リ之ヲ取消スコトヲ得

第二百四十三條

社會救濟部〔原著者註〕カ後見人ノ行爲ニ對スル異議ノ申立ニ基キテ言渡シタル決定ニ對シ當事者ハ社會救濟人民委員會〔原著者註〕ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第二百四十四條

社會救濟部〔原著者註〕ノ行爲及ヒ決定ニ對スル訴願ハ社會救濟人民委員會ニ之ヲ提出スルモノトス該人民委員會ハ訴願ヲ遅クモ其受理シタル日ヨリ三ヶ月内ニ裁決スルコトヲ要ス

第二百四十五條

社會救濟人民委員會〔原著者註〕カ訴願ニ依リテ取消サレタル社會救濟部〔原著者註〕ノ決定ノ效力ヲ保有セシムルトキハ利害關係者ハ右ノ決定ヲ一般訴訟手續ニ依リテ取消スコトヲ得ルノ權利ヲ有ス

第二百四十六條

本編ノ規定ハ社會救濟部〔原著者註〕カ他ノ事由特ニ浪費ノ場合又ハ本人ヲ公ノ後見ニ付セシメテ放置スルコトカ危険又ハ不可能ト見ユル如キ事實ノ發見セラレタル場合ニ於テ後見ノ設定ヲ必要ナリト思量シタル場合ニ之ヲ準用ス

〔原著者註〕— 後見監督官廳に就きては本書、本法典の次に収録する一九二〇年十二月二日の命令、參照〕

本名及ヒ別名ヲ變更スルノ權

第一條 ろしあ社會主義聯邦をがいえつと共和國人民ニシテ十八年ニ達シタル者ハ特別ナル法律ニ依リテ保障セラレタル第三者ノ權利ニ抵觸セサル限り自己ノ希望ニ依リ其姓又ハ別名ヲ自由ニ變更シ得ルノ權利ヲ有ス

第二條 姓又ハ別名ノ變更ヲ爲サムトスル者ハ居住地ノ所轄婚姻締結及ヒ出生登記部ニ至リテ之ニ關スル書面的申告ニ身分權ヲ證明スル證書又ハ規定ノ方法ニ依リ認證ヲ受ケタル右證書ノ寫本ヲ添附シテ直接

之ヲ提出スルモノトス

第三條 「原著者註」 該部ノ長ハ提出セラレタル申告ニ就キ調書ヲ作製シテ該部構内ニ公告ヲ揭示シ且之ト同時ニ遲滞ナク右公告ノ寫本ヲ發送シテ之ヲ申告者ノ出生地及ヒ舊登記地並ニ前居住地ノ身分證書登記部ニ揭示セシム

〔註〕(原著者註) 身分證書登記部ノ長ハ申告者ノ申告ニ就キ受刑者名簿ヲ記載スル中央官廳及ヒ申告者ノ居住地ノ當該官廳ト遲滞ナク連絡ヲ取ルモノトス 右ノ中央官廳ハ亦姓ヲ變更シタル者ノ名簿ヲ記載スヘキ義務ヲ負フ

〔原著者註〕——一九二二年九月二十七日の命令に依る編纂

第四條 申告ヲ受理シタル部ニ於テ公告ヲ揭示シタル時ヨリ二个月ノ期間ヲ經過シテ當該部ニ於テ申告者ノ姓ノ變更ニ對シ理由アル異議ノ存セサルトキハ該部ノ長ハ右申告者ノ申告ノ許可ヲ與フ 申告者ノ新姓ハ一切ノ身分證明書ニ之ヲ登記スルモノトス

第五條 家族ヲ有スル者ニシテ姓又ハ別名ノ變更ヲ爲シタルトキハ其十八年未滿ノ子ハ此變更ニ從フ第六條 姓又ハ別名ヲ變更スル者ノ配偶者及ヒ其十八年以上ノ子ハ之ニ同意スルトキニ限り前者ハ其配偶者ノ名、後者ハ其兩親ノ名ヲ取ル 右ノ者ハ其承諾又ハ不承諾ニ就キ其配偶者又ハ兩親ト共ニ若ハ獨立ニテ前述ノ手續ニ依リ書面的表示ヲ與フルモノトス

一九一八年三月四日

法令全書、一九一八年、第三十七號、第四百八十八條

後見ヲ社會救濟人民委員會ノ指導ヨリ分離セシムルノ件

人民代議員會ハ身分證書及ヒ婚姻法、親族法、後見法ニ關スル法典(法令全書、一九一八年、第七十六—七十七號、第八百十八條)第四編ノ當該條文ヲ變更及ヒ補足シテ之ヲ左ノ如ク定ム

一 後見ヲ社會救濟人民委員會及ヒ其機關ノ指導ヨリ分離セシム
二 之ヲ左ノ如ク附托ス

(a) 未成年者ノ後見ハ教育人民委員會ニ之ヲ移付ス
(b) 精神病者ノ後見ハ保健人民委員會ニ之ヲ移付ス
(c) 浪費者、及ヒ公ノ監護ニ付セスシテ放置スルコトカ危險又ハ不可能ナリト思量セララルル如キ性質ヲ現シタル者ノ後見ハ內務人民委員會ニ之ヲ移付ス

三 社會救濟部ニ與ヘ居タル後見事件ノ代理權ハ之ヲ左ノ如ク委托ス

(a) 村落地ニ住スル未成年者ニ關スルモノハ郷保國民教育部ニ、都會地ノ居住者ニ關スルモノハ郡都

及ヒ都市國民教育部ニ之ヲ交附ス

(b) 浪費者、及ヒ公ノ監護ニ付セスシテ放置スルコトカ危険又ハ不可能ナリト思量セラルル如キ性質ヲ現シタル者ニ關スルモノハ郡行政部ニ之ヲ交附ス

(c) 精神病者ニ關スルモノハ縣保健部ニ之ヲ交附ス

四 後見監督官廳ノ行爲ニ對シテハ一般手續ニヨリ抗告ヲ爲スコトヲ得

五 本訓令ニ關スル施行令ノ發布ハ之ヲ教育人民委員會、保健人民委員會、內務人民委員會及ヒ社會救濟委員會ニ各委任ス

一九二〇年十二月二日

法令全書、一九二〇年、第九十三號、第五百六條

B ろしあ社會主義聯邦ぞういえつと共和國ノ認メ、法律ノ保護ヲ受ケ且ろし

あ社會主義聯邦ぞういえつと共和國裁判所ノ擁護ヲ受クル

財産權關係ニ於ル私法上ノ基礎權ニ關スル第三回全露中央執行委員會々

議ノ命令

全露中央執行委員會ハ國家機關ト、國土ノ生産力増進ニ干與スル團體及ヒ私人トノ正確ナル相互關係並ニ私人及ヒ團體相互間ノ相對關係ヲ確立シ且ろしあ社會主義聯邦ぞういえつと共和國人民及ヒ外國人ノ財産權ノ實現ニ必要ナル法ノ保障ヲ創定セムトスル目的ヲ以テ左ノ如ク之ヲ定ム

一 一切ノ人民ハ其權利能力ニ於テ法定ノ手續ニ依リ制限セラレ居ラサル限りろしあ社會主義聯邦ぞういえつと共和國及ヒ之ト條約ニ依リ同盟シ居ルぞういえつと諸共和國ノ領土ニ於テ商工的活動ヲ規定シ且勞働力ノ使用ヲ保護スル一切ノ規定ヲ遵守シテ商工企業ヲ組織シ及ヒろしあ社會主義聯邦ぞういえつと共和國ノ法律ニ依リ許ラサレタル職業及ヒ營業ニ從事シ得ルノ權利ヲ有ス

二 一切ノ人民ハ其權利能力ニ於テ法定ノ手續ニ依リ制限セラレ居ラサル限り左ノ財産權及ヒ裁判所ニ依ル之カ擁護ヲ享有ス

A 物

(一) 本法ノ發布マテニ地方ぞういえつとカ公有トセサリシ都會地又ヒ村落地ノ建物ノ所有權、並ニ之ニ附隨シテ、其建物ヲ賣却シ及ヒ其賣却建物ノ占メタル土地ノ收益賃借權ヲ買主ニ讓渡シ得ルノ權利

〔註〕 收益賃借ノ讓渡權ハ村落地ノ農地ニ及フコトナシ
(二) 土地ノ處分ヲ委託シアル官廳ノ地方機關トノ契約ニ依リテ定メラレタル都會地及ヒ村落地ノ土地ヲ特別ノ法律ニ依リテ定マリタル期間内耕作シ得ルノ權利 但シ四十九年ヲ踰ユルコトヲ得ス 前項ニ掲ケ

タル建物ニ關スル權利ハ之ヲ許ス

(三) 私有ヲ許ルサレタル製造業及ヒ商業ノ營業一切ノ種類ノ道具及ヒ生産手段、農業生産及ヒ工業ノ生産物、特別法ニ依リテ私人取引ヨリ排除セラレ居ラサル商品、金錢資本、家内用品及ヒ家事道具、並ニ個人的必需品ヨリ成ル動産物件ノ所有權

〔註〕 本令第一項、第二項及ヒ第三項ニ掲ケタル物ノ徵發ハ一ヶ月以内ニ其徵發物ニ對シ中等度ノ市價ニ從ヒ損害賠償ヲ爲スコトニ依リ之ヲ許ス 無償ノ徵發ハ法定ノ場合ニ限り之ヲ許ス

(四) 本令第一項、第二項及ヒ第三項ニ掲ケタル物ヲ質入シ得ルノ權利

(五) 特別法ノ定ムル限界内ニ於テ、發見權、著作權、商標、營業上ノ型及ヒ圖案ニ關スル權利

(六) 配偶者及ヒ直系尊卑屬親カ總額一萬金一ふるヲ踰エサル遺産ヲ遺言及ヒ法律ニ基キテ相續シ得ルノ權利

〔註〕 特別法ニ定メタル場合ニハ右ノ例外ヲ許ス

B 債 權

(七) 法律ノ禁止セサル一切ノ種類ノ契約ヲ締結シ得ルノ權利 之ニ屬スルモノハ、物ノ貸借、賣買、交換、使用貸借、消費貸借、供給、保證、保險、會社（普通會社、全部會社〔獨逸帝國ノ合名會社ニ相當ス—編纂者註〕、信用會社〔獨逸ノ合資會社ニ相當ス—編纂者註〕、株式會社）、手形、各種ノ銀行

信用取引ニ關スル契約之ナリトス 以上ノ諸契約ハ左ノ諸條ニ記載スル一般規定ヲ遵守スルトキハ法律上ノ效力ヲ有シ裁判所ノ保護ヲ享ク

(a) 左ニ掲ケタル者カ締結シ法律上禁止セラレ居ラサル一切ノ種類ノ契約

- 一、法律ニ依リ與ヘラレタル權限内ニ於テ、統治機關及ヒ爲政者
- 二、行爲能力ヲ有スル人民
- 三、定款ニ明示シタル限界内ニ於テ、法律ノ認メタル法人、右ノ法人ハ契約ヲ締結シタル當事者ニ對シ拘束力ヲ有スル者ト看做シ之ニ契約ヨリ生スル請求權ノ裁判所ニ依ル保護ニ對スル權利ヲ與フ合

〔註〕 契約中ニ一方ノ當事者カ裁判所ヲ援用シ得ルノ權利ヲ拋棄スルコトニ就キ協定ノ存スルトキハ此協定ハ無効トス

(b) 左ニ掲ケタル契約ハ之ヲ無効トス

- 一、行爲無能力者カ締結シタル契約
- 二、法律ニ違反スル目的ヲ以テ又ハ法律ヲ回避スル爲メニ締結シタル契約
- 三、取引ヲ禁シラレタル物ニ關スル權利ノ讓渡ニ關スル契約
- 四、契約ノ無効ヲ避クルニ就キ法律ニ規定シアル要式及ヒ手續ヲ守ラヌシテ締結シタル契約
- 五、明カニ國家ノ損害ヲ目的トシテ締結シタル契約

(c) 左ニ掲ケタル場合ニ於テハ裁判所ハ一方ノ當事者ノ訴アルトキハ契約ノ全部又ハ一部ノ無効ヲ言渡スコトヲ得

一、一方ノ當事者カ詐欺、脅迫、暴力ヲ受ケ又ハ其代理人カ他ノ一方ノ當事者トノ惡意ノ約定ニヨリテ契約ヲ締結シタルトキ

二、一方ノ當事者カ本質的意義ヲ有スル錯誤ニ由リテ契約ヲ締結シタルトキ
一方ノ當事者カ他ノ一方ノ當事者ノ甚シキ困窮ヲ過度ニ契約中ニ利用シタルトキハ裁判所ハ損害ヲ受ケタル當事者又ハ當該官廳ノ機關ノ訴ヲ待チテ契約ノ無効ヲ言渡シ又ハ其將來ニ對スル效力ヲ取消スコトヲ得

三 第一項乃至第七項ニ掲ケタル物權及ヒ債權ハ一例スレハ労働者及ヒ組合組織、一切ノ種類ノ組合及ヒ登録會社、國家官廳及ヒ國營企業並ニ其聯合、ノ如キ法律ニ依リ認めラレタル法人ニ亦其定款又ハ當該規程ノ範圍内ニ於テ之ヲ與フ

〔註第一〕 外國株式會社、會社、其他ハ人民代議員會ノ授權アル機關カ正當ノ認可ヲ與ユルノミニテハ

〔註第二〕 ろしあ社會主義聯邦そういえつと共和國ニ於ル法人タルノ權利ヲ取得ス
會主義聯邦そういえつと共和國以外ニ於テ成立シタル請求權ニ對シテハろしあ社會主義聯邦そういえつと

つと共和國ニ於テ裁判所ニ依ル保護ノ權利ヲ享有シ國內ニ滯留スル被告ニ對シ相互主義ノ原則ニ依リ對抗スルモノトス

四 民事上ノ訴訟ハ裁判ノ手續ニ依リ之ヲ裁決ス

五 本令ハ遡及力ヲ有セス且本令發布前ニ革命法ニ基キ其財産ヲ收用セラレタル舊所有權者ニ對シテハ其財産ノ返還ヲ請求シ得ルノ權利ヲ與ヘス

六 本令ニ基キ全露中央執行委員會ハ全露中央執行委員會會長會議及ヒ人民代議員會ニ對シ相當法律ヲ起草シ次期全露中央執行委員會通常會議ニろしあ社會主義聯邦そういえつと共和國民法々典草案ヲ提出スヘキ任務ヲ委嘱ス

一九二二年五月二十二日

法令全書、一九二二年、第三十六號、第四百二十三條ニ於テ公布

C 一九二二年十月三十一日第四議會第九召集ニ於テ可決シタル

ろしあ社會主義聯邦そういえつと共和國民法々典ノ施行ニ關スル全露中央

執行委員會布告

第一條

民法々典ハ一九二三年一月一日ヲ以テ之ヲ施行ス

第二條

一九一七年十一月七日以前ニ發生シタル民事上ノ法律關係ニ關スル訴訟ハ共和國裁判所又ハ其他ノ官廳ニ於テ之ヲ審理スルコトヲ許サス

第三條

一九一七年十一月七日ヨリろしハ社會主義聯邦ぞういえつと共和國民法々典ノ施行マテノ間ニ生シタル民事上ノ法律關係ニ關スル訴訟ハ其發生ノ時ニ於テ實施セラレ居タル法律ニ依リテ之ヲ規定ス

第四條

其發生ノ時ニ於テ實施セラレ居タル法律カ許シ居タル法律關係ニ就キ右ノ法律ノ規定不充分ナルトキハろしハ社會主義聯邦ぞういえつと共和國民法々典ノ諸規程ヲ之ニ適用スルモノトス

◎民法々典施行令第二條乃至第四條に關する備考

原則的に云へばロシア社會主義聯邦ソヴイェット共和國民法々典の規定は全法典施行（一九二三年一月一日）前に生じたる法律關係に就きては效力を有せず。即ち全法典の施行前に生じたる法律關係を分

ちて二種類とす——

一 一九一七年十一月七日以前（革命當時）の發生のものに在りては、一般にロシアに於ては、一切の法の保護を享けざるものとす。（施行令第二條）されど茲を以て當該權利が一般に取消されたるものとは尙ほ言ふことを得ざるなり。寧ろ此種の請求權はロシア以外に於て國際私法の規程に従ひロシア法が適用せらるゝ處に於てすらも之を主張し得るものとす。勿論此種の請求權は往々、三年の時効に基きて時効に罹り居るべし。如何となれば、第七條に依れば三年の時効は此種の請求權にも適用せらるゝものなればなり。されど斯る場合は全然之無しと云ふべし。即ち時効は中斷され居るが故なり。（ロシア社會主義聯邦ソヴイェット共和國民法々典第四十四條以下、參照）

労働者階級又は國家に有利なる例外は擴張解釋に依りて許るされ居るものゝ如し。（施行令第五條、參照）

此種の無訴權法律行為に基きて爲したる給付に對しては之が返還を請求することを得ず（ロシア社會主義聯邦ソヴイェット共和國民法々典第四百一條）

更らにソヴイェット法學者は施行令第二條の原則より推して、ソヴイェット法に基かずして其施行前に作成せられたる證書は不問に附すべきものなりと解し居るなり。（ソヴイェット司法週報、第七——八號、一四五頁、參照）

二 一九一七年十一月七日と一九二三年一月一日の間に生じたるものに在りては、原則として、其法律關係發生の時に於て實施せられ居たりし法律が效力を有するものとす。(施行令第三條)されば一例すれば死亡が一九二一年に起りたるものなる時は、之に適用せらるゝは一九一八年四月二十七日の相続權廢止令なり、即ち全命令に依れば國家が唯一の相続人なり。(本書、序論第一章)相続開始が民法々典施行後に始めて知られたるとき亦同し(之に就きては民法々典第四百十六條以下に關する前言を參照すべし)

されど施行令第四條は、一九二三年一月一日前に發生したる法律關係が其發生のときに於ては、法律上既に認められ居たるも尙ほ當時に於ては總ゆる點に於て法律上規定せらるゝに至り居らざりし場合に就きては、右の原則よりの重大なる例外を許し居るなり。一例すれば、公有に非らざる建物の取引即ち之なり。即ちこの取引は一九二一年八月八日の取引に關する命令に依りて解かれたり(之に關する詳細は第二十二條の註第四を參照すべし)然れども當時に於ては賣買契約に關する規定は尙ほ未だ成立し居らざりき。従つて、其後に締結せられたる建物に關する賣買契約にはロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國民法々典の賣買に關する規定が適用せらるべきなり。この民法々典の舊法律關係に對する遡及關係 (Rückbeziehung) は、更に廣き範圍に於ては一九二二年五月二十二日の私法上の基礎權に關する命令(前掲、B、參照)の領域にも當て符る。右命令に於てはロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國國民

法々典の財産權に關する諸規定は既に *in fine* 包含されてあり、されば吾人は民法々典の諸規定は通常一九二二年五月二十二日まで遡及すべきものなりと言ふを得べし。但しア・リジチンの意見は之と異り(ソヴェエツト司法週報、第七—八號、一九二三年、一四五頁以下)彼はこの遡及關係を否定し居るなり

第五條

必要ナルトキニ限り之ヲ許ス

第六條

轉覆政府ノ法律及ヒ革命前ノ裁判所ノ實際ニ基キテ法典ノ規定ヲ解釋スルコトヲ禁ス

◎施行令第五條及び第六條に關する備考

ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國民法々典の解釋法規の起源は一九二〇年十月二十一日のロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國人民裁判所に關する規程の第二十二條なり。即ち同條に曰く——人民裁判所ハ訴訟ノ判決ニ當リ勞農政府ノ命令ヲ適用スヘシ 但適切ナル命令無キカ又ハ之有ルモ

不完全ナルトキハ社會主義法觀念ニ準據スヘシ

〔註〕 刑事及ヒ民事ノ判決ニ當リテ轉覆政府ノ法律ヲ援用スルコトヲ禁ス。

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國民法々典は『社會主義法觀念』の援用に代ゆるに第五條の規程を以てし、依然として舊法律の援用の禁令を維持し且之を革命前の裁判所の實際の引用の禁令に依りて擴張したるなり。(第六條)

第五條は國家又は勞働階級の保護のために必要なるに非れば民法々典の擴張解釋は之を禁じ居るなり。而してこの規程の意味は民法々典の發生史よりして自ら明らかなるところなりとす。(本書、序論第三章、參照)

ロシアに於けるプロレタリアート獨裁は所有階級に對する公權剝奪を以て始められり。この目標は先づ第一に、勞働被搾取民の權利の宣言(法令全書、一九一八年度、一九一八年一月十三日、第十五號、第二百十五條)に於て言明せられ、一九一八年七月十日の憲法(法令全書、第五十一號、第五百八十二條)に於て確定せられたりき。然るに新經濟政策(本書、序論、參照)に依りて必要と成り來りし共產主義理論よりの離反、及び經濟生活の國家資本主義への轉移と共に、一九二二年五月二十二日の命令に依り一切の人民に例外なく私法上の基礎權が與へらるることと成れり。(本書、B、參照)公民の行爲能力の輪廓たる此の基礎權は最大限の權利(Maximalrecht)たるべきものにして、之を擴張するとい

ふが如きことは想像し得られざるところなり。即ち第五條はこの原則を確定すべきものなり。特に戒むべきは、解釋によりて人民に民法々典の規定に反して廣き權利を與ふることなりとす。而して若し法律が缺陷を現らばすときは、たゞ國家及び勞働階級の利益に於てのみ、右の最大限を踰越することを許し得るなり。即ち茲に、かの人民裁判所に關する規程の第二十二條に所謂『社會主義法觀念』の準則性の最後の殘骸を見ることを得るなり。

第五條は、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國民法々典の法が、全ソヴィエツト法の階級法なるが如く、勞働者及び國家に對して優先的地位を與ふるものなることを疑ひ無からしめ居るなり。従つて個々の場合に於ては、法律の明白なる規定に反する判決を下すことを得ることと成り居るなり。さればソヴィエツト法學者は、十月革命前に生じたるブルジョアに對する請求權は施行令第二條に拘らず勞働者に有利に裁判所之を認むべきこと、及び、民法々典第四十四條に於ける訴權消滅時効は、若しそれに依りて勞働者又は國家が損害を蒙る場合には、開始せざるものと看做すことを公言し居るなり。然して斯る擴張解釋は之を如何の程度にまで許すべきかに就いては何等説明が與へられて居らず、されば之は一に裁判官の裁量に委せられてあるなり。然るに舊法律の擴張解釋は之を如何の程度にまで許すべきかに就いては何等説明が與へられて居らず、されば之は民法々典の解釋に於ける類推の使用は排する能はず、如何となれば吾人は法律の解釋に當り類推無しに爲すこと能はざるが故なり。

舊法及び舊判決を排する第六條の禁令は司法技術上の意味よりも寧ろ政治上の意義を有し居るものなり。茲に明記し置かざるべからざることは、民法の再採用が決して舊法典 (Svod Zakonov) への復歸を意味せざることなりとす。されど事實に於ては舊裁判への復歸は之無くしては濟まぬことにして、既に今日まで人民裁判所の實際に於て然らざるを得ざりしなり。舊法典の適用は、ドイツ民法々典に關する文献も亦解釋上不可缺なる補助手段なり。ロシア民法々典の極めて多くの規定はドイツ民法々典より借用し來り居るものなり。典義四十四條以下は舊法典の適用を禁ずるものなり。

第七條

三年ノ一般訟權消滅時効ハロシア社會主義聯邦をういえつと共和國民法々典實施前ニ生シタル法律關係ニ亦之ヲ適用ス

訴權消滅時効に就きては民法々典第四十四條以下を參考すべし。

第八條 [原著者註]

ロシア社會主義聯邦をういえつと共和國ト合意シタル外國ノ人民ノ權利ハ此合意ニ依リ規定セラルルモノトス

外國人ノ權利カ當該政府トノ合意及ヒ特別法ニ依リテ規定セラレ居ラサルトキハロシア社會主義聯邦を

ういえつと共和國領土内ニ於ル自由移動、職業ノ選擇、商工業ノ開始及ヒ取得、建物及ヒ土地ニ關スル物權ノ取得ニ於ル外國人ノ權利ハ外務人民委員會ト共ニロシア社會主義聯邦をういえつと共和國政府ノ所轄中央機關ノ布告ニ依リ制限ヲ受ク

〔註第一〕 外國ノ株式會社、會社、其他ハ政府ノ特別認可アル場合ニ限りロシア社會主義聯邦をういえつと共和國内ニ於テ法人タルノ權利ヲ取得ス

〔註第二〕 ロシア社會主義聯邦をういえつと共和國ニ於テ營業ノ許可ヲ有シ居ラサル外國法人ハロシア社會主義聯邦をういえつと共和國ノ領土外ニ於テ發生シ且其領土内ニ滯留スル被告ニ對スル請求權ニ就キテハ相互主義ノ原則ニ從ヒロシア社會主義聯邦をういえつと共和國内ニ於テ裁判所ノ保護ヲ享ク

〔原著者註〕——一九二二年十一月二十三日の全露中央執行委員會の決定——全露中央執行委員會機關紙『イズヴェステチヤ』、第二百六十九號、一九二二年十一月二十三日

◎施行令八條に關する備考

ロシアに於る外國人の位置

一、第八條は外國人の民事上の權利能力の問題を取扱ひ居るなり。第一項によれば、ロシアに於て外國

人はロシアと當該本國との條約に定めたる權利を與へらるゝものとす。而して第二項によれば、其本國が相當の條約を締結し居らざる外國人は、其權利能力に於て、任意に制限せらるゝことを得るなり。而して之は其毎度、外務人民委員會と共に中央官廳の指令に依りて行はるゝなり。斯くの如く、條約によりて保護せられ居らざる外國人は事實に於て無權利なるが故に、斯る外國人は國家行動によりて其財産を沒收せらるゝことを絶えず念頭に置かざるべからず。

外國の株式其他の會社は政府の特別特可ある場合に限り權利能力を取得するなり。政府の許可無ければ、外國會社はロシアに於ては定住のロシア人に對してすら、ただ相互主義が保證せらるる限りに於て請求權を主張し得るに過ぎず。

外國商會社のロシアに於る活動に對する認許は特許委員會に依りて與へらるるものとす。(一九二三年三月八日の命令、法令全書、一九二三年、第二十號、第二百四十六條)

二、されば國際私法の問題は何等解答を與へられずして放置せられてあり。若し條約に規定されてあれば、それが基準となるなり。其他には何等の規定も存し居らず。元々ソヴェット立法は吾人の意味に於る私權は之を認めずして私人相互の法律關係は之を主として公法的なるものとして取扱ひ居るが故に、(本書、序論、參照)外國人は財産權關係に於ても乃至は身分權及び親族權に關しても、専らソヴェット法によりて判決を受くべきものなりと推定せざるべからず。されば一例すればロシアに在るド

イツ人が離婚を爲す場合にはドイツの離婚法は全く顧慮せらるること無くしてロシアの自由離婚法の適用を受くること成るなり。

三、ロシア移住民は特別な地位を有す彼等は大部分ブルジョア及びインテリゲンチヤに所屬し、其一部は政治上の理由より、他の一部は物質上の理由よりロシアを去りたる者なり。されば彼等は一般にソヴェット政府に對して敵對的に對抗し、一部の者は猛烈に之と抗争する者なり。一九二二年十二月十五日ノ命令に依り大部分の移民はロシアの國籍を喪失せるものとして宣告せられたり。即ち同命令に曰く

一、左ニ掲ケタル種類ノ者ニシテ本令發布後外國ニ滞留スルトキハろしあノ國籍權ヲ喪失スルベシ
(a) 中斷ナク五年以上外國ニ滞留シ一九二二年六月一日マテニそぐいえつと代表ヨリ外國旅券又ハ之ニ相當スル證明書ヲ受ケサル者

〔註〕 此期間ハろしあ社會主義聯邦そぐいえつと共和國代表ヲ駐在セサル國ニ於テハ適用セラ
ルルコト無シ 斯ル國ニアリテハ右ノ期間ハ代表ノ設置後之ヲ定ムルヲ要ス

(b) 一九一七年十一月七日以後そぐいえつと政府ノ許可ナクシテろしあヲ去リタル者
(c) 志願シテそぐいえつと政府ニ抗争スル軍隊ニ投シ又ハ其形ノ如何ヲ問ハス反革命的團體ニ加擔シタル者

(d) ろしあノ國籍ニ就キ選擇權ヲ有スルモ之カ爲メ定メアル期間ノ經過スルマテ其權利ヲ行使セザリシ者

(e) 外國ニ滯留スルモ本條(a)款ニ屬セスシテ(b)款及ヒ其註ニ掲ケタル期間内ニ其國ニ駐在スルルシハ社會主義聯邦ソウイェツト共和國代表ノモトニ於テ登記ヲ受ケザリシ者

二、第一條(b)款及ヒ(c)款ニ掲ケタル者ハ一九二二年六月一日マテニ權利ノ回復ニ關スル申立ヲ最寄ノ代表ヲ通シテ全露中央執行委員會ニ提起スルコトヲ得

一九二一年十二月十五日

而して移民は大抵は右の命令第一條の(b)及び(c)の範疇に屬するものなれど、彼等は殆んど大部分、右の第二條の權利を行使することを爲さざりき。されば彼等は最早やロシア人民には屬せず、現にロシアに於ては無權者として取扱はれ居るなり。一九二〇年十一月十九日の命令により、彼等の全動産財産の沒收が命せられたり。(本書、民法々典第六十九條及び第七十條に附したる著者の註、參照)勿論、ソヴィエツト政府に於ては、彼等に再びロシアの國籍を附與することに就き考量中なり。

四、特許 外國人の權利は特許契約に依りて基だしく擴張せられ得るなり。特許契約は特別法と看做すことを得。特許契約は如何なる外國人又は如何なる外國の團體とも之を締結することを得るものにして、其本國がロシアと條約を締結し居るや否やは問題に非ざるなり。特許契約に於ては特にソヴィエツ

ト法規をば任意の方法に依りて適用せしめざる様に爲し得るなり。特許受人は、特許契約に於て其權利が規定せられ居る限りに於て、他の外國人並にロシア國民に對比し特別の地位を享有す。更らにまた特許受人の財産の徵發及び沒收は、特許契約中に規定したる場合並びに手續に於てのみ、許るざるものとする。(一九二一年十月十七日の私人及び會社の財産の徵發及び沒收の手續に關する命令の第六條、參照)——本書、末尾の民法々典附則第四を見るべし)特許契約の特徴を成せるは仲裁裁判約款なりとす。即ちこれは、民法々典第二條によれば、普通の契約に於ては許されざるところなり。なほ特許に關する詳細は、民法々典第五十五條の註に就きて之を見るべし。

五、外國商會がロシアに於て商行為を營むことの認許は最近一九二三年四月十二日の命令に依りて規定せられたり。(法令全書、一九二三年、第三十一號、第三百四十五條)外國商會は特別の許可によりて、商行為を營み、事務所、支店、代理店、其他を開き得るの權利を取得す。申請は特許主務委員會之を調査するなり。(一九二三年四月八日の命令、參照)——法令全書、一九二三年、第二十號、第二百四十六條)而して該委員會は内務人民委員會と其行動を共にす。一九二三年四月十二日の命令の公布前よりロシアに代理店を有し居たる商會は、なほ一个月以内に事後認可を受くるを要す。若し許可を得ざるときは之を閉鎖せざるべからざるなり。特許を有せざる外國商會の代理店と對外貿易取引を締結することはロシアに於ては禁せられてあり。ロシアの官職に在る者は外國商會の代理を引受くることは禁じら

れてあるなり、其他の者は、許可を有する外國商會に就きてのみ其代理を引受くることを得るに於て、右に掲げたる一九二三年四月十二日の命令に基きて、司法人民委員會は、勞兵會附屬の國內取引委員會々長、外務人民委員會、内務人民委員會、外國貿易人民委員會、及び許可主務委員會々長と連合にて左の如く、ロシアに於る外國商會の營業に關する詳細なる訓令を發したり。

ろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國ニ於ケル外國商會ノ營業及ヒ代理ニ關スル訓令

一、本令ニ外國商會ト云フハろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國以外ニ於テ之ヲ設立シ其所在本國ニ於テ商業活動ニ關スル權利ヲ法律上確立シタル(株式會社ノ定款ノ確定、企業ノ所轄官廳ニ於ケル登記、營業特許ノ取得、等)單獨企業又ハ共同企業(同名會社、合資會社、株式會社、等)ヲ云フ

二、ろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國ニ於テ商行爲ヲ營ミ又ハ事務所ヲ設ケムトスルノ希望ヲ有スル外國商會ハ之ニ關シ外國貿易人民委員會ニ所定ノ印紙稅ヲ支拂ヒタル相當ノ届出ニ左ニ掲ケクル報告ヲ添付シテ之ヲ差出スヘキ義務ヲ有ス

(a) 企業ト其監督機關トノ關係

(b) 企業設立ノ時及ヒ其所在本國ニ於ケル其法律上ノ成立ニ關スル證明

(c) 企業カ其所在本國ニ於テ活動スル基本タル規程(定款、規約)ノ確立又ハ登記ノ時及ヒ所

(d) 企業カ其所在本國ニ於テ活動スル基本タル規定(定款、規約)中ニ其企業ノ成立ノ時カ定メ

六アルトキハ其成立ノ時

(e) 其企業ノ所屬スル株式會社又ハ有限責任會社ノ資本金及ヒ其實際ニ請取リタル部分

(f) 其企業カ大戰前及ヒ大戰中一九一七年マテろしあト商取引ヲ爲シタルカ否カ並ニ其地方及ヒ商會ニ關スル全般的報告

(g) 其企業カ一九一七年後ニ於テろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國ニ於テ、又ハ其外國ニ在ル代理店ト何等カノ商取引ヲ爲シタルコトアリヤ、及ヒ其名ニ關スル報告

(h) 其企業カ營マムト欲スル個々ノ商取引(輸出、輸入、國內取引)、營業ノ範圍、商品ノ種類豫定セル取引装置組織、豫定セル營業標準、及ヒ其事業ニ投スル資本金額、其取引ハ自己ノ利益ノ爲メニ之ヲ營ムモノナリヤ又ハ委託主義ニ依リテ之ヲ營ムモノナリヤニ關スル報告

(i) 其企業カ商品ノ販賣ニ關スル代理ヲ委託セムトスル國家機關及ヒ豫定セル條件、又ハ其企業カ右ノ代理ヲ依頼セムトスル私人、ニ關スル報告而シテ後者ノ場合ニハ其者ノ氏名及ヒ住所ヲ記載スルコトヲ要ス

〔註〕外國商會ハ右ニ掲ケタル必須記載事項ノ他尙ホ亦其企業ノ特徵タル事項ヲ提示スルコト
 得ルモノトス
 三、第二條(a)款及(b)款ニ掲ケタル一切ノ事項ニハ適當ナル届出證明書(株式會社及ヒ合資會社ノ
 定款、商業登記簿ノ拔萃、等)ヲ添付スルコトヲ要ス。右ノ證明書ハ右ノ社會主義聯邦をういえつ
 と共和國ノ當該外國機關カ所定ノ手續ニ依リテ認證シタル公正復本ニ依リ之ヲ差出スコトヲ要ス。此
 ノ他尙ホ公ノ計算書作成ノ義務ヲ有スル企業ハ最近ノ營業年度ノ貸借對照表及ヒ清算ノ公正復本ヲ提
 出スルコトヲ要ス。國ニ在リテ營業セシメタル外國商會ハ其各々ノ營業年度ノ貸借對照表及ヒ清算ノ公正復本ヲ提
 出スルコトヲ要ス。本令第二條ニ掲ケタル一切ノ事項ハ下書一部及ヒ該企業自身ノ認證シタル復本二部ニ認メテ之
 ヲ外國貿易人民委員會ニ差出スモノトス
 五、自己ノ企業ノ名ニ於テ申請ヲ爲ス代理外國商會ハ其届出ニ當リ取引代理ヲ裏書スヘキ公正委任
 狀ヲ提出スヘキ義務ヲ有ス。料友會及ヒ其親戚、資本金又ハ其債權ニ關スルハ其各々ノ義務ヲ負フ。而シテ特許主務委員會
 六、外國貿易人民委員會ハ遅クモ一个月ノ期間内ニ提出セラレタル材料ニ基キテ其外國商會ノ申請
 ニ就キ理由アル鑑定ヲ爲シ全書類ヲ特許主務委員會ニ送付スヘキ義務ヲ負フ。而シテ特許主務委員會
 ハ一般手續ニ依リテ事件ノ調査ヲ爲スモノトス。其鑑定ノ結果ハ其外國商會ニ通知スルコトヲ要ス。而シテ特許主務委員會
 七、許可ハ一年乃至三年ノ間ニ於テ一定ノ期間ヲ限リ之ヲ與フ。商會カ與ヘラレタル許可期間ヲ延

期セムトスルノ希望ヲ有スルトキハ其期間ノ滿期前二个月ニ之ニ關スル申請ヲ外國貿易人民委員會ニ
 提出スヘキ義務ヲ有ス

〔註〕商會カ其申請ニ就キ許可期間ノ滿了前ニ何等ノ回答ヲ受ケサルトキハ許可ハ商會カ右ノ申請

ニ對スル回答ヲ得ルマテ自カラ延期セラルルモノトス

八、商會カ許可ヲ受ケタル後三个月ノ期間内ニ其營業ヲ開始セサルトキハ其許可ハ效力ヲ失フ

九、ろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國内ニ於テ營業ヲ爲スニ就キ許可ヲ受

ケタル外國商會ハ其與ヘラレタル許可ニ掲ケラレタル場所ニ其商會ノ常設代理店、支店、事務所、等

ヲ置クヘキ義務ヲ有ス。而シテ右代理店、支店、事務所、等ニハ其長ニ商會ノ委任シタル者ヲ置クコ

トヲ要ス。右ノ者ハろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國内ニ其常居住所ヲ有ス

ルコトヲ要ス

右ノ者ハ商會ノ代理ニ就キろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國ノ政府並ニ私
 人ニ對シろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國内ニ於ケル其商會ノ營業ヨリ生シ
 タル裁判所内及ヒ裁判所外ノ一切ノ事件ニ於テ無制限ノ代理權ヲ有セサルヘカラス。ろしあ社會主義
 聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國内ニ於テ締結シタル商會ノ取引ニ關スル一切ノ訴ニ就キテ
 ハ其所在地ノ代理人ノ責任トス

〔註〕 代理人ノ一時的不在ノ場合ニハ代理人ハ其代理權ヲ代表者ニ委托シ得ルノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

十、外國商會ハろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國內ニ於ケル其活動ニ當リろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國ノ現行法令並ニ將來發セラレヘキ法律及ヒ命令、特ニ國家監督、商工企業ノ活動、仕事及ヒ之ニ従事スル労働者並ニ事務員ノ保護、企業ノ負擔及ヒ登記並ニ公ノ清算、ニ關スルろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國政府ノ法律及ヒ指令ニ服從スヘキ義務ヲ有ス

十一、商會ハろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國內ニ於ケル其活動ニ對シテハ之カ所在ノ如何ヲ問ハス一切ノ動産及ヒ不動産財産ヲ以テ其責ニ任スルモノトス

〔註〕 ろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國內ニ在リテ其商會ニ屬スル財産並ニろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國內ニ於ケル營業ニ基キ其商會ニ有利ニ存スル一切ノ支拂ハろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國內ニ於ケル其商會ノ營業ヨリ生シタル請求ノ優先的辨濟ニ之ヲ當ルコトヲ要ス

十二、ろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國ニ於テ營業ヲ爲スコトニ關スル許可ハ左ニ掲ケタル場合ニ於テ其效力ヲ失フ

- (a) 其許可ノ與ヘラレタル期間ノ滿了後
- (b) 商會カ其本國ニ於テ解散シタル時
- (c) 商會カろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國ニ於テ其營業ヲ爲スニ就テ許サレタル條件ニ違反シタル時

十三、一九二三年四月十二日ノ全露中央執行委員會及ヒ人民代議員會布告(法令全書、一九二三年第三十一號、第三百四十五條)ノ公布ノ時ニ於テろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國及ヒ其加盟共和國ニ存シタル外國商會ノ一切ノ代理店ニシテ其營業ヲ繼續セムト欲スルトキハ本令公布ノ日ヨリ一个月内ニ之ニ關スル申請ヲ外國貿易人民委員會ニ提出スルコトヲ要ス 右ノ商會ハ本令ニ定メタル記載事項ノ他ろしあ社會主義聯邦をういえつと共和國內ニ於ケル其最近ノ活動ノ場所及ヒ種類ニ就キ届出ヲ爲スヘキ義務ヲ負フモノトス 面シテ商會ハ右ノ届出及ヒ本令ニ定メタル一切ノ附屬書類ヲ受理シタルコトニ就キ相當ノ證明書ヲ受クルモノトス 右ノ外國商會ノ届出ハ一般手續ニ依リ之ヲ調査ス 而シテ届出受理ニ關スル證明書ノ交附ヲ受ケタル外國商會ノ既存ノ代理店ハ其申請ニ關スル回答ヲ受クルマテハ營業ヲ繼續シ得ルノ權利ヲ有ス

一九二三年五月十二日

(法令全書、一九二三年、第四十三號、第四百六十四條)

第九條

民法々典ノ效力ハろしハ社會主義聯邦とて共和國ノ全土ニ及フモノトス

全露中央執行委員會會長會議ノ裁可ヲ經テ爰ニ諸自治共和國ノ中央執行委員會ニ對シ本法典ヲ當該共和

國ノ實生活ノ特異性ト調和セシムルニ就キ必要ナル補充及ヒ變更ヲ本法典ニ加フルコトヲ留保ス

全露中央執行委員會會長

司法人民委員

全露中央執行委員會書記

一九二二年十一月十一日

本令は一九二二年十一月十二日ノ全露中央執行委員會機關紙『イズヴエスチャ』第二百五十六條、及び、法令全書、一九二二年、第七十一號、第九百四條に於て公布せられたり

十二、一九二二年十一月十一日ノ全露中央執行委員會機關紙『イズヴエスチャ』第二百五十六條、及び、法令全書、一九二二年、第七十一號、第九百四條に於て公布せられたり

D ろしハ社會主義聯邦とて共和國民法々典

本法典ハ其社會經濟的性質ニ反シテ之ヲ行使スル場合ノ他ハ法律ノ保護ヲ享ク

第一章 通則

第二條 惡意ノ禁止

私權ハ其社會經濟的性質ニ反シテ之ヲ行使スル場合ノ他ハ法律ノ保護ヲ享ク
民法々典を支配し居るところの、一般の福祉は一切の私權に優先するものなりとの原則に應じて、茲に惡意の禁止の一條が制定せられたるなり。即ちこの禁止は、裁判官に對して、私權が其社會經濟的性質に反して行使せられ居ることを發見する限りに於て、一切の私權に干渉し得るの可能性を與へ居るなり。この規程の一般的解釋は、若しそれが實際に當りて甚だしく適用せらるれば、甚だしく權利の不安全を誘致して民法々典の成就を疑問たらしめ得るなり。如何となれば、個々の場合に於て、一の法制の社會經濟的性質を如何に解釋するかは窮局に於て裁判官が其の感情に依つて決定するが故なり。茲に、かの財産權上の基礎權に關する命令（本書、B、參照）及び民法々典に依りて其の意義を脱却せられた

る等の、舊ソヴェット裁判の北斗星たる『社會主義的法觀念』が再び潜入し得べき一點が存し居るなり。されど若し、この民法々典の解釋を委ねられ居るソヴェット裁判官にして右の第一條をば合理的範圍に於て適用するの職務に堪え得ることを實證するならば、乃ち右の規定が健全なる核心を含有し居るものなることは證明せらるべきなり。如何となれば、右の規定は營利的生活に於て主張せらるゝところの無遠慮なる利己心に對して必要なる制限を置くものなるが故なり。即ち斯く解し來る時は、ドイツ民法々典の、權利の行使はたゞそれが他人に損害を加ふるの目的を有し得るときにのみ之を禁止し居るところの、第二百二十六條の個人主義的内容に對比して、右の規定は一の進歩を意味し居るものたるなり。(本書、序論、第三章、第一節、A款、理論的基礎、參照)

第二條 訴訟手續

私權ニ關スル係争ハ裁判所之ヲ裁決ス 裁判所ニ訴ヘ得ル權利ノ拋棄ハ無効トス

〔註〕 國家機關相互ノ間ニ於ケル財産權上ノ係争ハ特別布告ニ依リテ定メタル手續ニ依リ之ヲ裁決ス

一、普通の訴訟方法を排して仲裁々判に就き合意を爲すことを禁じ居るは、當事者の自由意思の優勢といふ個人主義的原則に代ふるに、民法々典の根底に横り居るところの個人の社會經濟的拘束性なる見解を以てしたる結果なり。(本書、序論、第三章、第一節、A款、參照) 仲裁々判契約に依りて普通の訴訟方法を排することを許すのが契約關係の社會經濟的性質に一致するなりと云ひたりとて、ソヴェ

ット法學者は之を否定するなり。如何となれば彼等は、弱者は常に強者のために其命令どほりに契約すべく強制せらるゝ筈のものなりとの見解より出發し居るが故なり。即ち爰に於てか一切の契約當事者は例外なく、通常裁判所への道に明瞭に強制し置かざるべからざるなり。二、仲裁々判管轄權が全されど、この仲裁々判契約に依る訴訟方法の排除の禁止は、決して、之が爲めに仲裁々判管轄權が全般的に廢止せられたることを意味するものに非ず。寧ろ、當事者は相互の間に係争の生じたる後に於ては仲裁々判所に於て和解を爲すことを得るなり。而して之に就きては、新民事訴訟法の實施までは、尙ほ依然として、一九一八年二月十六日の仲裁々判所に關する命令の規程が適用せられ居たりき。即ち全命令によれば、特別裁判所の管轄に屬せざる一切の民事々件は、書面的仲裁契約の基きて、之を仲裁々判所に委託することを得るなり。但し、右の書面的仲裁契約は當事者の署名に依りて認證せられあることを要す。仲裁々判所の任命は當事者の合意に依るなり。而して仲裁々判所の選定は、若し當事者の合意の無きときは、四箇月以内に終了すべきものとす。この期間の經過後は、仲裁々判所は成立せざるものと看做さるゝなり。仲裁々判所の判決は、之に裁判所の執行文を重ねることに依りて、執行名義を得るものとす。仲裁々判所の判決に對しては判事會に上告を爲すことが許るされてあり。上告は右の判決を廢棄して、之を普通裁判所に委付して其審理を受くることを得せしむるなり。裁判所に於て未決定の訴訟中に、仲裁々判所に關する合意を爲すことも許るされてあり。然る時は、裁判所は右事件を仲裁

々判所に付することゝ成るなり。

新民事訴訟法は私的仲裁々判手續の規定を有す。而してこの規定は、一九一八年二月十六日の命令に於ける規定と、本質に於て、一致するものとす。人民判事は執行文を下附するに當り、手續規則が遵守せられ居るや否や及び仲裁々定が違法的ならざるや否やを調ぶることを要す。即ち之に依りて人民判事に、若し彼が強力的規則（一例すれば、第一條を見よ）に牴觸するものたることを發見するときは、全訴訟材料を再び審査し得るの可能性が與へられ居るなり。人民判事が執行文の交附を拒絶するときはこの決定に對する破棄は縣裁判所に於て與へらるゝものとす。

二、仲裁々判約款の禁止は特許契約に就きては、この契約に特別法たるの性質を與ふるところの、自由なる特有權に應じて、其効力を有せざるなり。（民法々典施行令第八條の註第四、參照）更らにまた仲裁契約は條約によりても一般に許るされ得るものたり。

三、國家機關相互の間に於ける係争を裁決する爲めの特別裁判所、即ち國家官廳及び國營企業の間の係争の裁決に關する特別裁判所は、一九二二年十月三十一日の裁判所構成法（第二條及び第九十四條）に規定しある如く、一九二二年九月二十一日の命令（法令全書、一九二二年、第六十號、第七百六十九條）、及び一九二三年一月四日（法令全書、一九二三年、第三號、第四十二條）、一九二三年一月二十五日（法令全書、一九二三年、第四號、第八十六條）並に一九二三年三月十四日（法令全書、一九二三年、

年、第二十五號、第二百九十二條）の各補則に依りて特に定められたる仲裁々判委員會の形に於て、成立するものとす。即ちこの仲裁々判委員會は、三名の裁判官より成る。これ等の裁判官は、人民裁判官及び人民陪審員が選定せらるゝものなるに反し、指定せらるゝなり。而して其内一名は法律學者、一名は經濟學者たることを必要とするなり。仲裁々判委員會は領經濟會に、最高仲裁々判委員會は勞兵會に之を開く。最高仲裁々判委員會の管轄は、中央官廳が關係する係争又は異りたる縣の國家機關の間に生じたる係争なり。但、この縣が異りたる自治領又は自治共和國に所屬し居るときはこの限りに在らず。更らにまた最高仲裁々判委員會は、千金ルーブル以上の係争價格を有する事件に於ける仲裁々判委員會の判決に對する抗告審たるなり。其の他の一切の事件は仲裁々判委員會之を決定するものとす。——仲裁々判委員會に於ける手續は争訟的なり。右手續は一般民事訴訟に従ふべきものなれども、左まで形式的に非ず。仲裁々判委員會に於ける個々の手續に關する規程は最高仲裁々判委員會に委ねられてあり。一九二二年九月二十一日の命令の第十三條によれば、仲裁々判委員會は、絶對的に法律に拘束せられて居る譯に非ず。寧ろ仲裁々判委員會は、若し斯くすることが國家全般の利益のために必要なるときは個々の場合に當り猶豫又は分割拂を認許することを得、また契約上の給付の代りに他の給付又は金錢的賠償を定め、更らにまた國家機關の法定の義務又は責任をば全部若しくは一部廢棄し得るなり。即ち斯くの如くなるが故に、茲に於ては、通常裁判所に於ける手續の場合よりも、裁判官の裁量が一層重大なる

役割を演ずるなり。

國營企業にして其の定款中に通常裁判管轄権を規定し居るもの、一例すれば、鐵道、國立銀行、國營保險の國家管理に關する主務廳（右の最後のものに就きては、第三百九十八條を參照すべし）の如きは仲裁々判委員會の特別裁判管轄権に服せず。

國立銀行と他の國家機關との間に於ける訴訟が通常裁判所に屬するといふとは、近頃、國立銀行條例に對する一九二三年四月二十四日の改正法によりて明瞭にせられたるところなり。（法令全書、一九二三年、第三十七號、第三百八十八條）一九二三年五月十一日命令（法令全書、一九二三年、第四十三號、第四百五十八條）によりて、更らにまた國營電話企業と他の國家官廳及び國營企業との間に於ける豫約手数料の取立及び紛失又は毀損したる装置並に其他の電話器道の價格の賠償に基く係争も、それ等の係争が典型契約より生じたるものなる限り、通常裁判所に移付せらるること成れり。一般的に之を見れば、司法人民委員會は、民法の領域に於ける統一的判決を確保するために、一切の裁判所を統一し、全人民委員會に屬せざる特別裁判所をも之に合流せしめんとするの傾向を有し居るなり。（ソヴイエット司法週報、第十六—二十三號、第三六一頁以下のブランデンブルグスキーの所論、參照）

目下、司法人民委員會は、國家機關相互の間に於ける係争の裁決に關する新命令の起草中なり。而して全命令は仲裁々判委員會の事務は縣裁判所に、また最高仲裁々判委員會の事務は高等裁判所に、何

れも之を委託せんと欲し居るものなり。縣裁判所及び高等裁判所は之等の係争を特別の構成に於て裁決せざるべからず。即ちこの特別構成に於ては、人民陪審員の代りに經驗ある經濟學者が參加すること成り居るなり。（ソヴイエット司法週報、第七—八號、一九二三年、一六六頁、參照）

四、國家機關の概念に就きては、ロシアに於て目下なほ論争あり。争點は、就中、株式會社のことに懸れり。即ち二三の者は株式會社に對して、國家が之に關係を有すると否とに拘はらず、國營企業の性質を附與せんとし居るなり。然るに他の者は、國營企業は、たゞ國家が株式資本を分擔し居る場合に限り存するものなりと考へ居るなり。更らにまた第三の見解に従へば、國家は半數以上の株式を所持せざるべからざるが故に之を國營企業と稱することを得と爲す。然るに司法人民委員會は、株式會社は飽くまで私的企業なりとの見解を代表す。之に反し最高仲裁々判委員會は、株式會社は國家が半數以上の株式を所持するときに限り之を國營企業と看做すことを得との判決を與へたり。

また地方團體も國家機關のうちに屬するものとす。（第七十一條、並に第四百十六條の註、參照）國營企業に就きての詳細は第十九條の註を參照すべし。

第三條 補充法規

農業關係、労働者ノ募集ヨリ生スル關係及ヒ家族關係ハ各特別法ニ依リ之ヲ規定ス
特別法に依りて規定され居るものは左の如し

一、親族法は身分證書及び婚姻法、親族法、後見法に關する法典（法令全書、一九一八年、第七十六號、第七十七號、第八百十八條）に於て。一九二一年九月二十七日の命令に依る編纂（法令全書、一九二一年、第六十七號、第五百十二條）に於ける全法典は本書Aに之を譯出したリ

二、労働法はロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國労働法典に於て、一九二二年版、一九二二年十月九日（法令全書、一九二二年、第七十號、第九百三條）

三、農業法は一九二二年十月三十日のロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國農業法典に於て。（法令全書、一九二二年、第六十八號、第九百一一條）

（一）労働法規（フロインド著、ソヴェットロシア労働法典、ハンブルヒルベルツ、一九二三年、参照）は一切の賃労働者、即ち労働者及び被備者並にまた官吏、の法律關係を取扱ひ居るなり。其の規定は一切の企業に對し例外なしに、而して特にまた特許受人の營業に對しても、拘束力を有するものとす。（一九二〇年十一月二十三日の特許の經濟的及び法的條件に關する命令、——法令全書、一九二〇年、第九十一號、第四百八十一條、参照）労働法典は社會的保護規定のほかにも亦此處に特別の興味ある労働契約に關する規定をも含有し居るなり。

労働契約は「それに基づいて一方の當事者（労働提供者）が他の一方の當事者（傭主）に其労働力を報酬を受けて提供するところの二若しくはそれ以上の者の合意なり」と定義せられてあり。（労働法典第

二十七條）而して爰に特記し置くべき特徴は、該契約は必らずしも労働提供者各自と之を締結すること必要とせずして、また労働提供者の組合團體（所謂アルテール）とも之を締結し得るものなること及び斯る場合に於ては契約關係は直接に傭主と、アルテールより其仕事を指定せられたるところのアルテール組合員との間に生ずるといふこと、これなり。（労働法典第三十三條）未成年者（民法々典第七條、参照）は労働契約に就きては成年者と看做さる。但しその契約が健康を脅し又は被後見人を侵害することを目的とするものなるときは、其法定代理人は該契約を期限前に解消し得るの權利を有し居るなり。（労働法典第三十二條）労働は、疑ある場合には、自ら之を給付すべきものとす。（労働法典第三十五條）労働契約は、若しそれが期限を定めずして締結せられたるものなるときは、最高一年の期間にて（労働法典第三十四條）且つ最良質の労働に就き、契約せられたるものとす。若し一の企業に於て、或る仕事のために其労働提供者を雇入れたる其仕事が暫時無くなれるときは、傭主は右の者に其性質に應じたる他の仕事を指定することを得るなり。されど労働提供者が之を拒絶したるときは、二週間の労働報酬額に相當する退職損害賠償を支拂ひて之を期限前に解雇することを得。但し例外として、若しそれが危険の脅威の取除きに必要なりと思惟せらるるときは、労働提供者に對して其性質に適合せざる仕事を指示することを得るものとす。（労働法典第三十六條）企業が他の所有主に移轉するときは、労働契約もまた其取得者に移轉するなり。（労働法典第四十四條第二項）労働契約の解消はまた労働組合

の要求に基きても之を爲すことを得。(労働法典第四十九條) 労働法上の係争の裁決に就きては特別な調停官廳及び特別法廷が規定せられてあり。

(二) 農業法典は一九二二年十二月一日を以て施行せられたり。而して全法典は土地社會化の原則を維持し居るなり。(一九一八年二月十九日の命令——法令全書、一九一八年、第二十五號、第三百四十六條) 即ち土地に關する私有制は排除せられて居るなり。(農業法典第二條) 一切の土地は國有とす。(第二條) 従つて、土地の賣買、遺言に依る寄附又は贈與、及び質入は許るされざるなり。(第二十七條) 而して土地の使用權なるものありて、所有權の代用を爲す。この土地利用權は土地を自己の労働によりて耕作せんとする一切の人民に與へられてあるなり。(第九條) されば、原則的に之を云へば、賃労働者の使役は禁じられ居るものとす。舊地主を復權せしむるようのこと無からしめん爲めなり。たゞ例外の場合に於て賃労働者を雇入るゝことを得。但し其の家族の労働能力ある全員が賃労働者と同様にして協働することを條件とするなり。(第四十條) 土地の使用を行ふものは農業會社又は農園(ゾウヴオー)なり

農園は、園主と及び協働によりて家計を執り行ふ其家族とより成りたる單獨經濟なり。一時的に其園を去りて他の仕事に従事すれども形式上分離し居らざる家族員も亦農園に屬するなり。(第六十六條) 經濟上の問題に於ける農園の法定代理人は園主又は主婦なりとす。(第六十八條) 農園の財産は、家族

員が其の個人的目的のために作りたる債務に就きては責任を負ふこと無し。(第七十一條) 農園は全家族員の名を列記して之を村落會の農園名簿に登録することを要す。(七十二條) されば農園は經濟上及び法律上の單位を成せるものにして、對外的に代理人を有し、また其單位の債務に對しては責任を負ふものなり。農園の分離は、分割土地が新たに農園を造るに足る時は之を請求することを得るものとす。(第七十四條) 其他、成年の家族員は土地以外の農園財産の分割又は拂渡を要求することを得るなり。(第七十六條) 土地の賃貸は許るされてあり、但し自然事件によりて經濟が一時的に弱められたる場合に限られ且つ期間に制限あり。(三三乃至六年) (第二十八條) 農園に對する労働の利用は何等期間の束縛を受くることなし、即ち農園が廢滅せざる限りは存續するものとす。さればこの使用權は實際に於ては殆んど所有權に近きものなり。否、所有權よりも更らに強し。如何となれば、民法々典第四百十六條によれば物の所有權者の死亡に際しては相續はたゞ一萬金ルーブル以下の額に於て行はるれど、農園家族員の死亡に於ては其の使用權の持分はその價格の如何に拘はらず、全部、生存者のうへに加へらるゝが故なり。たゞ農園の成員が使用權以外に所有し居たりし財産に就きては普通の相續が行はるゝものとす。

農業會社は一の法人にして、(第六十四條) 多數の農園の結合より成ることもあり、また、個人が或はアルテール(自己の労働力の利用を目的とする労働者の組合)の形に於て或はまた地方團體の形に

於て組織したるものより成ることもあり。この農業會社は定款を有し、登記を受くるものとす。この會社も矢張り個人的勞働の原則のうへに立つものなり。

農業問題に關する係争は通常裁判所より之を切り離して、管區（郷保——ゾオロスト）、郡、及び縣に設置せらるゝ農業委員會に管轄せしめられてあり。（第二百六條）但し、純然たる農業問題に關せざる係争に就きては民法々典が適用せらるゝものとす。（一九二三年二月二十日の高等裁判所判例——ツグイエット司法週報、第十一——二十三號、二四七頁）

第二章 權利主體（人）

第四條 權利能力

國土ノ創造力發展ノ爲メろしあ社會主義聯邦ぞういえつと共和國ハ裁判所ニ依リテ其權利ニ制限ヲ附セラレ居ラサル一切ノ人民ニ民事上ノ權利能力（民事上ノ權利及ヒ義務ヲ有シ得ル能力）ヲ附與ス

第五條

是ヲ以テろしあ社會主義聯邦ぞういえつと共和國及ヒ其加盟ぞういえつと共和國ノ一切ノ人民ハろしあ社會主義聯邦ぞういえつと共和國ノ領土ニ於テ自由ニ移動及ヒ移住シ、法律ニ禁セサル職業及ヒ職務ニ

就キ、法律ニ定メタル範圍内ノ物ヲ取得及ヒ讓渡シ、法律行爲ヲ爲シ及ヒ義務ヲ引受ケ、且商工業ノ活動ヲ規定シテ賃勞働ノ利用ヲ保護スル一切ノ規程ヲ遵守シテ商工企業ヲ開始シ得ルノ權利ヲ有ス

第六條

何人モ法律ニ定メタル場合及ヒ手續ニ依ルニ非レハ其私權ニ就キ喪失ノ宣告ヲ受ケ又ハ之ヲ制限セラルコトヲ得ス

第四條乃至第六條に關する備考

權利能力

人民は國家の行動の目的と看做すべく決して夫自身に於て權利主體たるものにあらずとの解釋の結果として、ろしあ社會主義聯邦ぞういえつと共和國の人民には國家が權利能力を『附與』し居るなり。而してこの權利能力の附與たるや單に國土の生産力發達のために行はれ居るに過ぎず。爰に於てデユギーの意味に於ける社會的機能としての權利を確立せざるべからざるなり。（本書、序論、第三章第一節A、參照）即ち權利はたゞ復興のために利用せらるゝ限りに於て存立するに過ぎざるなり。

權利能力が包括するものは移轉の自由、移住及び營業の自由、並に私權取得能力なり。

移轉の自由に就ては、一九二二年一月十四日の命令（法令全書、一九二二年、第十一號、第百六條）

が一九二三年三月二十八日の命令の編纂に於て（法令全書、一九二三年、第二十五號、第三百一條）施行せられてあり。

ろしあ社會主義聯邦をういえずと共和國ノ全領土ニ於ケ自由交通權ヲ人民ニ與フルコトニ關スル件

全露中央執行委員會々長會議ハ戰線ノ完全ナル撤廢及ヒ虎疫ノ終熄ニ應シ戰場及ヒ防疫地帯ノ出入ニ就キ發シタル舊布告及ヒ指令並ニ一九二一年七月二十日ノ勞兵會布告（全露中央執行委員會報告第百六十四號）ヲ廢棄スルニ當リ左ノ如ク規定ス

一、ろしあ社會主義聯邦をういえずと共和國ノ全領土ニ於テハ聯邦ノ境界ノ如何ニ拘ハラズ疆界點マテハ妨ケラルルコトナク交通シ得ルノ權利ヲ一切ノ人民ニ與フ

〔註〕 疆界點ハ内務人民委員會之ヲ全露非常委員會、軍事人民委員會及ヒ外務人民委員會ト協定シテ之ヲ定ム

二、國境ニ至ルマテノ疆界點内ノ旅行ハ職務上ノ命令ニ基ク例外的場合ニハ縣執行委員會ノ許可アルトキニ限り之ヲ許ス

三、左ニ掲ケタル者ニハ本令第二ニ規定シタル許可ナクシテ疆界點ヲ出入シ得ルノ權利ヲ與フ

(a) 全露中央執行委員會委員

(b) 人民委員及ヒ人民代議員會委員

(c) 軍事人民委員會、交通人民委員會、全露非常委員會、勞農監督人民委員會ノ命令ニ依リ職務上ノ目的ニテ派遣セラレタル者

四、本命ニ違反シタル者ハ法律上ノ責任ヲ有ス

五、本令ハ之ヲ電報ニ依リテ施行ス

而して一九二二年八月一日を以て施行せられたる一九二二年の刑法々典のなかには民事上の權利能力の制限に關する諸規定が含有せられてあるなり。即ち刑法々典第三十二條a項には刑罰としての追放（自由移轉及び移住權の喪失）あり、第三十八條には全財産、又は受刑者及び其家族に必要な家財道具、其生存に必要な農業又は家内工業又は營業の生産手段、及び最低六ヶ月の生活資料を除きたる一部財産、の沒收が規定せられてあり。第四十六條には任官又は一定の行動或は一定の營業の實行に關する禁止及び一定地よりの退去が規定しあるなり。之に反し權利の剝奪は、刑法々典第四十條によれば、單に公民權のみに關するものにして、民事上の財産權に就いては行はるゝこと無し。